

平成22年3月12日(金) 開催

## 生活環境保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時  
会議室 生活環境保健福祉委員会室

### ○ 開 会

#### 1 付 託 事 件

(1) 議案14件 (別紙)

(2) 陳情12件〔継続分6件、新規分6件〕 (別紙)

#### 2 協議又は報告事項

(1) 発議案について (生活環境部)

(2) 閉会中の継続調査事件について

- ① 環境保全対策について
- ② コミュニティ事業の推進について
- ③ 健康づくり対策について
- ④ 社会福祉対策について

(3) 岡山県感染症予防計画の改正について (保健福祉部)

(4) 「岡山いきいき子どもプラン2010」について (保健福祉部)

(5) 「あっ晴れ！おかやま国文祭」に関する認知度等の調査結果について (生活環境部)

(6) 「あっ晴れ！おかやま国文祭」オープニングフェスティバルステージ・ナビゲーター「あっ晴れ組」の決定について (生活環境部)

(7) 「あっ晴れ！おかやま国文祭」PRリーフレット等の作成について (生活環境部)

(8) ファジアーノ岡山ホーム公式戦「岡山県デー」の実施について (生活環境部)

(9) 第65回国民体育大会冬季大会岡山県選手団の成績について (生活環境部)

(10) 平成22年春の交通安全県民運動の実施について (生活環境部)

(11) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果等について (生活環境部)

(12) 「岡山県統一ノーレジ袋デー」の実施について (生活環境部)

(13) その他

○ 次回委員会 平成22年4月15日(木) 午前10時 開催

○ 閉 会

## 1 議第 1号 平成22年度岡山県一般会計予算

## 第1条第2項「第1表歳入歳出予算」

## 歳出

## 第2款 総務費

## 第1項 総務管理費

第10目 諸 費 国庫支出金返納金中 140,500千円

## 第3項 地方振興費

第1目 地域振興総務費 自衛官募集費  
ユニバーサルデザイン推進事業  
費

を除外

第2目 県民局費

第3目 事業調整費

## 第8項 県民生活費

## 第10項 環境費

第2目 環境対策費 原子力防災対策費 を除外

## 第3款 民生費

## 第1項 社会福祉費

第8目 人権施策推進費 を除外

## 第4款 衛生費

## 第10款 教育費

## 第8項 保健体育費

第2目 体育振興費 学校体育振興費

学校スポーツ活動推進費

を除外

## 第2条「第2表債務負担行為」

- ・財団法人岡山県福祉事業団に社会福祉施設整備資金を融資した金融機関に対する損失補償

## 2 議第 2号 平成22年度岡山県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

## 3 議第 3号 平成22年度岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計予算

## 4 議第 23号 岡山県広域水道企業団出資について

- 5 議第 27号 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の指定について
- 6 議第 34号 岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例
- 7 議第 35号 岡山県景観条例の一部を改正する条例
- 8 議第 36号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議第 37号 岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 10 議第 38号 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議第 39号 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 12 議第 40号 岡山県健康の森学園条例の一部を改正する条例

-----

13 議第169号 平成21年度岡山県一般会計補正予算（第8号）

第1条第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 出

第2款 総 務 費

第1項 総務管理費

第10目 諸 費 国庫支出金返納金中 Δ13,222千円

第3項 地方振興費

[ 第2目 県民局費 を除く ]

第8項 県民生活費

第10項 環 境 費

[ 第2目 環境対策費 原子力防災対策費 を除く ]

第3款 民 生 費

[ 第1項 社会福祉費  
第8目 同和対策費 を除く ]

第4款 衛 生 費

第10款 教 育 費

第8項 保健体育費

第2目 体育振興費 [ 学校スポーツ活動推進費 を除く ]

第11款 災害復旧費

第3項 一般施設災害復旧費

第1目 一般施設災害復旧費 社会福祉施設等災害復旧費

第2条「第2表繰越明許費補正」

1 追加

第2款 総務費

第10項 環境費

第3款 民生費

2 変更

第2款 総務費

第8項 県民生活費

第3条「第3表債務負担行為補正」

変更

・岡山県健康の森学園授産施設管理運営委託

14 議第170号 平成21年度岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計補正予算（第1号）

意見の聴取について(案)

(土木委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第36号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  ・ 建築物等の制限に関する条例に基づく災害危険区域内における建築制限の適用除外に係る認定等に関する部分	生活環境 保健福祉  土 木	(環境管理課)  (建築指導課)

(産業労働警察委員会の意見を求める。)

発議案名	関係委員会
岡山県振り込め詐欺被害防止条例案  ・ 第11条中 警察官への通報等に関する部分	生活環境保健福祉  産業労働警察

# 生活環境保健福祉委員会資料

1. 陳情（継続分6件、新規分5件）について …………… P. 1
2. 岡山県感染症予防計画の改正について …………… P. 15
3. 「岡山いきいき子どもプラン2010」について …………… 別 冊

平成22年3月12日

保 健 福 祉 部

生活環境保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 6件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第2号 (19. 4. 2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金で つなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第73-1号 (20. 9. 8)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県青年司法 書士協議会 会長 平口裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を 底上げすることを求める意見書の採 択を求めることについて		
陳情第119号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 NPO法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第120号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県司法書士 会 会長 秀岡康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求 めることについて		

○新規分 陳情 5件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第139号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 会長 吉田裕美	障害者自立支援法に基づく市町村実施の地域生活支援事業の利用料軽減を図るために県独自の支援策を求めることについて		
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 会長 吉田裕美	心身障害者医療費公費助成制度の改善を求めることについて		
陳情第148号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山県本部 執行委員長 東 都支男	後期高齢者医療制度の廃止と高齢者・国民が望む医療制度に関することについて		
陳情第149号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山県本部 執行委員長 東 都支男	2010年度の年金引き上げ等に関する ことについて		
陳情第155号 (22.2.24)	岡山市中区浜1-11-22-202 新日本婦人の会岡山県本部 会長 豊田依子	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求めることについて		



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間を国民年金でつなぐ場合の期間の延長に関することについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ

間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。  
現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるように、社会保険の法令を改訂していただきたい。  
国民年金に加入しない人も多し中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにしたい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療システムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関との調整をより進めてほしい。

(陳情理由)

1 患者会への支援

今までの支援と、今後どのように患者会と連携を持ちながら支援をする計画か。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターとしての必要に応じた対応を切に望む。

2 専門的なネットワークが機能するセンター

各保健所の事業との連携で、どのような役割を担っているか不透明。

また、特に地域ネットのある保健師との連携をとって継続的なケアを続けてほしい。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の代表が参加する運営協議会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえながら相談、支援など事業の充実に努めているところである。

さらに、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催し、就労支援事業を推進するとともに、県北地域での相談体制の整備として、奇数月の第3水曜日に美作保健所において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
陳情第73-1号  (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

1 雇用政策の拡充

労働に関する規制緩和が繰り返され、労働者の非正規雇用化を急激に進めてきた結果、不安定就労と低賃金労働が増大した。非正規労働者には教育訓練の機会がほとんどなく、貧困に固定化される構造が生まれている。職場に残された正社員も、人員削減による多忙化、非正規雇用になりかえられる不安のもとで長時間労働を強いられている。本来人間らしい生活を実現するための労働が、かえって人々の人間らしい生活を脅かし、人々に先の見えない不安が広がっている。不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組まなければならない。

2 社会保障制度の拡充

社会保障制度が、受給抑制、自己負担増と給付削減が続く中で機能不全に陥っている。一たん収入の低下や失業が生じると生活が崩壊し、社会保障制度によっても救済されず、どこまでも滑り落ちていく構造が生まれている。社会保障制度による市民生活の底支えを構築しなければ、一たん貧困に陥ったら最後、必死に努力しても貧困から抜け出せず、その

貧困が世代を越えて無限に連鎖していくことになる。

だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会を実現し、地域社会に活力を取り戻すために、国は憲法第25条に規定されたみずからの責務を果たし、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護制度などの社会保障制度を拡充すべきである。

以上の理由により、貧困の連鎖を断ち切り、だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会にするため、貴議会が、国会及び厚生労働省に対し、下記項目の実現により市民の生活の底上げに取り組むことを求める意見書の提出を採択していただくよう陳情する。

(陳情事項)

- 1 不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組むこと。  
(産業労働警察委員会付託：平成21年3月16日不採択)
- 2 年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

執行部意見

(保健福祉部)

年金や生活保護などの社会保障制度については、国民の暮らしを支える最も重要な社会基盤であるという観点から、社会保障審議会など国において制度の在り方が検討されているところであり、今後ともその動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課・障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。残念ながら、沖縄県在住者の透析患者で、続いて18日には神戸市においても同様に透析患者であった。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に腎臓病(透析患者)を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まっても、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町、勝央町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただけるよう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民(透析患者)が暮らせるように対策をお願いする。

(陳情事項)

- 1 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 2 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 3 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- 4 タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、2月19日に国の厚生科学審議会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」がなされ、その中で、現在、予防接種法において対象となっていない肺炎球菌ワクチン等については、更に議論が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。

新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしてきたところである。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年2月末に38万3,700人分を備蓄したところである。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型インフルエンザ公費助成と対策について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。続いて現在では10名の死者が発生している。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に透析患者、難病患者を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まって、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見ても、奈義町など5町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただこう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民(障害者、難病患者)が暮らせるように対策をお願いする。

(陳情事項)

- 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、2月19日に国の厚生科学審議会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」がなされ、その中で、現在、予防接種法において対象となっていない肺炎球菌ワクチン等については、更に議論が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。

新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしてきたところである。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年2月末に38万3,700人分を備蓄したところである。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないように、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書(改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書)を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。  
(産業労働警察委員会付託)
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- 5 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。  
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 1 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。  
このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。  
これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。
- 2 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 3 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。  
そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。
- 4 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。
- 5 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。  
改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。

(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、昨年10月から新たに総合支援資金（一時生活再建費）が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。

(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第139号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	障害者自立支援法に基づく市町村実施の地域生活支援事業の利用料軽減を図るために県独自の支援策を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

障害者自立支援法をめぐっては、施行後の約4年間、この制度の問題がさまざま指摘され、とりわけ応益負担制度については、障害者福祉になじまないばかりか、憲法にも違反すると、障害者自立支援法訴訟が提訴された。

こうした声を受け、新政権樹立後、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとして、障がい者制度改革推進本部が設置され、その議論がスタートしようとしている。

同時に、新政権下、障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果(2009年11月26日)を発表し、とりわけ低所得者への影響の大きさを明らかにした上で、2010年度予算案において、「利用者負担の軽減(新規)107億円」を計上(新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする)し、すでに2009年12月26日の事務連絡において、周知を行うよう求めている。

さらに、2010年1月7日、国(厚生労働省)とさきの訴訟団との間で、基本合意が行われ、この中でも、「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」及び「原告らが応益負担制度を導入した障害者自

立支援法が憲法13条以下の各憲法規定等に違反しているとして提訴した思いに共感し、これを真摯に受け止める」として、障害者の個人の尊厳を傷つけたことに対し、心からの反省を行い、速やかな応益負担制度の廃止を明言している。

こうした経過をみても、障害者福祉における利用者負担のあり方が大きな問題であることは明らかである。同時に、国での措置と自治体事業との間に、格差を生じることがないように、岡山県においては、下記事項について速やかに検討くださり貴職の格段の御尽力により実現されるよう陳情する。

(陳情事項)

- 1 県下市町村の実施する地域生活支援事業(移動支援・コミュニケーション支援・日中一時支援・日常生活用具・地域活動支援等)について、利用料について原則無料とするか、あるいは新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化と同様の措置を講じられるよう岡山県独自の市町村への支援策をつくっていただきたい。
- 2 国に市町村実施の地域生活支援事業を上記の措置で実施できる予算を計上するよう議会として意見書を上げていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

地域生活支援事業は、地域の特性に応じて柔軟に実施するものとされ、利用者負担についても、事業主体である市町村の判断によることとされている。制度の在り方については、国において、必要な財源措置を講じた上で、明確な指針等を示すことが必要と考える。

なお、県としては、従前から、国に対して十分な財源措置を講じるよう提案しているところである。

(障害福祉課)



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	心身障害者医療費公費 助成制度の改善を求め ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

岡山県心身障害者医療費公費負担制度が、障害者自立支援法と連動して制度維持のためと応益負担が導入されて以来、基礎年金だけで暮らす障害者は、日常のちょっとした病気には医者にかからず重篤な状況になってかかるため、命の危機や後遺症が残るなど一層の困難を負わされている。また、歯科にかかると使える歯を抜歯して歯科に通院しなくても済むようにするなど、お金がないことから悲しく、つらい対応をせざるを得ないところに追い込まれている。2009年7月に激変緩和措置が復活したとはいえこの状況に何ら変わりはない。

2010年1月7日、国（厚生労働省）と障害者自立支援法訴訟団との間で、基本合意が行われ、この中でも、「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基

本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」と応益負担を伴う福祉施策は是正とした。

全国でも最低レベルの岡山県の心身障害者医療費公費負担制度を、今議会で、1日も早く重度障害児者が早期に安心して医療診察・治療を受けられるようにするため、自己負担のない心身障害者医療費公費負担に改正していただくよう陳情する。

(陳情事項)

- 1 岡山県心身障害者医療費公費負担制度の自己負担分を原則無料化していただきたい。当面非課税世帯の低所得者Ⅰ・Ⅱの利用料を無料化していただきたい。
- 2 65歳以後に障害者になった人もこの制度の対象にしていきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

- 1 心身障害者医療費公費負担制度については、給付と負担の公平を図り、持続可能な制度となるよう見直したものであり、所得の低い方々に対しては、負担限度額を低く設定したうえで、平成23年6月までの間、負担上限額を半額とする特別措置を実施中である。
- 2 65歳未満で障害認定を受けた方は、就労可能な時期に十分な就労機会が得られず、一定の収入やそれに伴う年金などを得られる機会が少なかった可能性が考えられる。このため、その経済的支援に配慮して、心身障害者医療公費負担制度の対象とし、障害のある方の医療費の負担を軽減する制度としているところである。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
陳情第148号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山 県本部 執行委員長 東 都支男	後期高齢者医療制度の 廃止と高齢者・国民が 望む医療制度に関する ことについて				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情事項)

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を求める意見書を採択し、関係方面に送付すること。

(陳情理由)

後期高齢者医療制度は、年齢だけで高齢者を別の制度に囲い込み、差別医療を押しつけるもので、高齢者の人間的尊厳を著しく傷つけるものである。

2010年4月からは、2年ごとの見直しが必要な保険料の引き上げが予定されている。岡山県では1人当たりの平均保険料が56,621円から59,013円へ、4.2%の引き上げが検討されている。

自公政権時代に決定した70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担増(1割→2割)凍結措置や、扶養家族で保険料負担軽減など、各種の軽減措置も終了の時期を迎えている。従って、後期高齢者医療制度は一刻も早く廃止し、老人保健制度に戻すべきである。

老人保健法に戻すことによって、①75歳で別組織に強制加入させるという差別制度がなくなる、②2025年まで、高齢者の生活を破壊し続ける保険料の値上げがなくなる、③年金からの天引きがなくなる、④保険証の取り上げがなくなる、⑤10年以上も続けてきた制度に戻るだけだから、新たな制度をつくる必要がない。

よって、下記の項目が実現するよう貴議会が意見書を採択し、関係各方面に送付されることを求めるものである。

(陳情事項)

- 1 後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健法に戻すこと。
- 2 その際、保険料の負担増が生じないよう、国民健康保険への国庫負担をふやすことなど必要な財政措置を講じること。
- 3 70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割にすること。
- 4 国庫負担金をふやし、75歳以上高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

執行部意見

(保健福祉部)

国は、後期高齢者医療制度を廃止し、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度へ移行することとし、今後、一年間をかけて高齢者医療制度改革会議において検討を進めると聞いている。

また、22・23年度の保険料については、広域連合の剰余金や県の財政安定化基金を活用し、保険料の上昇を極力抑制するよう努めることとされている。

70歳から74歳までの高齢者の窓口負担については、22年度も引き続き、1割負担に据え置かれるとともに、75歳以上の高齢者の窓口負担については、現役世代よりも低い1割負担とされており、1か月当たりの自己負担限度額も低く設定されているところである。

(長寿社会対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第149号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山 県本部 執行委員長 東 都支男	2010年度の年金引き上 げ等に関するることにつ いて					

[陳情の内容]

(陳情事項)

2009年度の消費者物価指数にかかわらず、高齢者の生活実態にかんがみ、2010年度年金の引き上げ等を求める意見書を採択し、関係方面に送付すること。

(陳情理由)

2008年は、国際投機資金の無秩序な投機活動による原油・穀物の高騰に伴う物価の異常な上昇があったにもかかわらず政府は、さまざまな理由をつけて2009年度の年金を据え置きとした。そのため高齢者の生活は追い詰められることとなった。

2005年から公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、低所得高齢者の住民税非課税措置廃止などに加えて、医療・介護保険料の上昇などが加わり、可処分所得が激減している。そのため高齢者の生活は一層厳しさを増している。

こうして年金のうち、使える部分は大きく目減りしている。厚生年金保険料を継続して支払い、ある程度年金を受け取っている高齢者でさえ、預金の取り崩しや、ささやかな収入で補い、さまざまな節約を強いられている。

まして膨大な数の無年金・低年金者の生活は深刻である。所得125万円以下の高齢者への住民税非課税措置が廃止され、低所得者にも住民税均等割が課税されることとなった。高齢者の生活実態に見合った年金引き上げと無年金・低年金者への手当支給は切実な要求となっている。

公的年金の年金総額は、2007年度47.7兆円で、対国民所得比は12.7%である。その動向は日本の経済に大きな影響をもたらす。政府も日銀も失速した経済の脱却に奔走しているが、今最も必要な経済対策は、賃金を引き上げ雇用を確保することとともに年金を引き上げることである。そして、特に無年金・低年金者に手当を支給すること、最低保障年金制度を創設することである。労働者・国民の所得を保障して将来不安を和らげる以外に、これ以上の景気後退を食い止める道はない。よって、下記の項目が実現するよう貴議会が意見書を採択し、関係各方面に送付されることを求めるものである。

(陳情項目)

- 1 2010年度年金改定に当たっては、高齢者の生活実態に見合う引き上げを行うこと。
- 2 その際、無年金者・低年金者に生活支援金を上乗せして行うこと。

執行部意見

(保健福祉部)

- 1 年金額の改定ルールは法律で定められており、22年度の年金額については、既に、国において、据え置く旨の発表がなされている。
- 2 無年金者や低年金者の救済策については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第155号 (22.2.24)	岡山市中区浜 1-11-22-202 新日本婦人の会岡山県 本部 会長 豊田 依子	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求めることについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

ニュースなどで報道され、子宮頸がんを予防するワクチンの接種に公費助成制度が始まった自治体もあると聞いている。

子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、年間15,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としている。その原因は、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんである。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となる。皮下注射による3回の接種で4万円～6万円の全額が自己負担となり、公的援助が不可欠である。あわせて、自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、この間、後退させられた学校での性教育を強めることが必要である。このことが、女性の生涯にわたる性と生殖

に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を保障することにつながる。

既に世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国で公費助成が行われている。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めている。

新日本婦人の会は、女性の命と健康、人権を守るため、以下、陳情する。

(陳情事項)

- 1 子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるように公費助成を行っていただきたい。償還払いではなく、現物給付にいただきたい。
- 2 国に向けて子宮頸がん予防ワクチン接種に助成を行うよう要望していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、2月19日に国の厚生科学審議会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」がなされ、その中で、現在、予防接種法において対象となっていないHPV(ヒトパピローマウイルス)等については、更に議論が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。

(健康対策課)

## 岡山県感染症予防計画の改正について

### 1 計画の性格

感染症法第10条に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関して、県が定める計画である。

国が定める基本指針に即して、「感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策」や「医療を提供する体制の確保」、「緊急時における対応」などを定めるものである。

### 2 改正の理由

国の基本指針が5年ごとに再検討することとされており、県の計画についてもこれに準じ、平成16年10月の改正から5年経過したことから見直すものである。

### 3 改正の内容

- ① 平成20年の感染症法の改正により、新型インフルエンザが『新型インフルエンザ等感染症』として感染症の類型に設けられたことによる該当記述部分の整理。
- ② 「入院診療を担当する医療機関の確保」を追加。
- ③ 感染症の情報発信窓口となる『感染症情報センター』を、環境保健センターの役割として位置づける。
- ④ 平成19年3月31日をもって結核予防法が廃止され、感染症法に統合されたことから、結核予防計画を本計画に統合。

### 3 今後のスケジュール

3月下旬	市町村への意見照会 感染症対策委員会への意見照会
4月上旬	取りまとめ
4月上旬～下旬	パブリックコメント
5月	告示（岡山県広報への掲載）

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

### ○新規分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会							
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
							送付	回答
陳情第139号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	障害者自立支援法に基 づく市町村実施の地域 生活支援事業の利用料 軽減を図るために県独 自の支援策を求めるこ とについて						
陳情第140号 (22.1.21)	岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内 障害者の生活と権利を 守る岡山県連絡協議会 会長 吉田 裕美	心身障害者医療費公費 助成制度の改善を求め ることについて						
陳情第143号 (22.2.16)	岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4F 日本会議岡山 議長 田村 勝己	選択的夫婦別姓を認め る民法の一部改正に反 対を求める意見書提出 に関することについて						
陳情第148号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山 県本部 執行委員長 東 都支男	後期高齢者医療制度の 廃止と高齢者・国民が 望む医療制度に関する ことについて						
陳情第149号 (22.2.23)	岡山市北区春日町5-6 全日本年金者組合岡山 県本部 執行委員長 東 都支男	2010年度の年金引き上 げ等に関することにつ いて						
陳情第155号 (22.2.24)	岡山市中区浜 1-11-22-202 新日本婦人の会岡山県 本部 会長 豊田 依子	子宮頸がん予防ワクチ ン接種の公費助成を求 めることについて						

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

### ○継続分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会					執行機関に対する措置		
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなく場 合の期間の延長に關す ることについて						
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について						
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について						
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について						
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について						
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について						

# 岡山いきいき子どもプラン2010

子育て支援は岡山の未来づくり  
— 「暮らしやすさ日本一」の晴れの国を目指して —

平成22年3月

岡 山 県



# 子育て支援は岡山の未来づくり

— 「暮らしやすさ日本一」の晴れの国を目指して —

昨年12月から国際宇宙ステーション「きぼう」で2度目の任務を開始されている野口聡一さんは、私たちに「翔べ！きぼうの未来圏へ」というメッセージを伝えられています。日本人が初めて宇宙飛行を行ってから今年で20年が経過し、これまでに7人の日本人が宇宙に飛び立ちました。かつてははるか未来の出来事のように思われた宇宙開発も、今や即時に映像で我々に伝えられるほど身近なものとなり、今の子どもたちにとっては、「宇宙飛行士」を目指すことも単なる夢ではなくなっています。

明るく希望に満ちた社会を実現していくためには、まず、何よりも、次代を担う子どもたちが将来に夢を描ける世の中にあることが大切であると考えています。地球上にはさまざまな課題が山積し、将来への展望を持ちにくい時代ではありますが、こうした時代にあっても、子どもたちが未来の夢を自由に描き、希望を抱いてその実現に向かって羽ばたいていくことができる社会を目指してまいりたいと思います。

そして、このような思いを込めて、このたび、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的・計画的に推進するための指針として、「岡山いきいき子どもプラン2010」を策定いたしました。

今後、“子育て支援は岡山の未来づくり”の基本理念の下、本県の恵まれた自然環境や医療・教育環境などを最大限活用し、子どもの幸せの視点に立って、家庭や地域、学校、企業、関係団体など、さまざまな担い手の方々と密接に協働しながら、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指してまいりたいと考えております。引き続き、皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、このプランの策定に当たり、ご意見、ご提言をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

岡山県知事 石井正弘

# 目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題	2
1 少子化の現状	2
2 少子化の要因と背景	3
3 少子化の影響	5
4 子どもを取り巻く環境の変化	5
第3章 策定に当たって	7
1 個別事業の目標事業量の達成状況	7
2 県民意識調査結果	8
3 県民意識調査結果の県立大学による解析	9
4 意見等の聴取	9
第4章 計画の概要	10
1 基本理念	10
2 基本的考え方	10
3 体系	11
4 目標事業量の設定	13
5 成果目標の設定	14
第5章 計画の内容	16
<b>I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり</b>	16
1 母子保健対策の充実	16
2 家庭の子育て力の充実	19
3 食の安全・安心の確保と食育の推進	22
<b>II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり</b>	23
1 県民みんなで子育てをする気運の醸成	23
2 地域ぐるみの子育て支援の推進	25
3 子どもの生きる力の育成	27
4 安全・安心な子育て環境の整備	29
<b>III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり</b>	32
1 子育て相談体制の充実	32
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	34
3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	36
4 きめ細かな保育の拡充	38
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	40
<b>IV 子どもをまもり支援する体制づくり</b>	42
1 子ども虐待防止対策の推進	42
2 社会的養護体制の充実	44
3 障害のある子どもの支援	46
4 ひとり親家庭の自立支援	48
第6章 計画の推進に当たって	50
1 家庭の役割	50
2 地域の役割	50
3 企業や職場の役割	50
4 学校の役割	51
5 関係団体の役割	51
6 県、市町村の役割	51
〔資料編〕	52

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

2004年（平成16年）12月の「新岡山いきいき子どもプラン」（以下「前プラン」という。）策定後、核家族化や未婚化・晩婚化の進行、女性就業者や在住外国人の増加、非正規雇用の拡大、また、2008年（平成20年）秋以降の世界的な経済の低迷など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきています。そして、前プランの5年間の計画期間には、子育て支援サービスの増加など一定の成果があったものの、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差は縮まらないなど、依然として少子化の傾向にあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、年齢や性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、前プランの点検・評価を行い、今日的課題に対応できるよう取組をさらに発展・強化させ、家庭、地域、学校、企業、関係団体などすべての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進していくことが必要です。そのための指針として、この度「岡山いきいき子どもプラン2010」を策定し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものです。

### 2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の4つの側面を有しています。

- ・ 中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」
- ・ 母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・ 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」

### 3 計画の期間

この計画の期間は、2010年度（平成22年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする5か年間とします。

## 第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

### 1 少子化の現状

我が国では、1970年代半ば以降、出生数、合計特殊出生率(注1)とも漸減し、少子・高齢化が世界に例を見ない速さで進行しています。2005年(平成17年)に過去最低水準(1.26)となった合計特殊出生率は、その後若干上昇している(2008年(平成20年)1.37)ものの、主要先進国の中ではドイツやイタリアと同程度の低い水準となっています。一方、高齢者数(2008年(平成20年)10月の高齢化率は22.1%)は、医療水準等の向上や団塊の世代の加齢に伴って増え続けると予想されています。

こうした中、我が国の人口は2005年(平成17年)に初めて自然減に転じ、人口減少社会に突入しました。最新の「日本の将来推計人口(2006年(平成18年)12月推計)」(注2)では、2005年(平成17年)の1億2,777万人が、30年後の2035年には1億1,068万人まで減少すると推計されるなど、人口が減少していく傾向は、今後、長期的に続くものと考えられています。

本県については、合計特殊出生率は全国平均(2008年(平成20年)1.37)よりもやや高い(2008年(平成20年)1.43)水準で推移しているものの、今後の推計人口は、このままの出生率を維持できると仮定して、2005年(平成17年)10月時点196万人が2035年には168万人と14.3%の減少が予想されています。

図 出生数と合計特殊出生率の推移(全国)

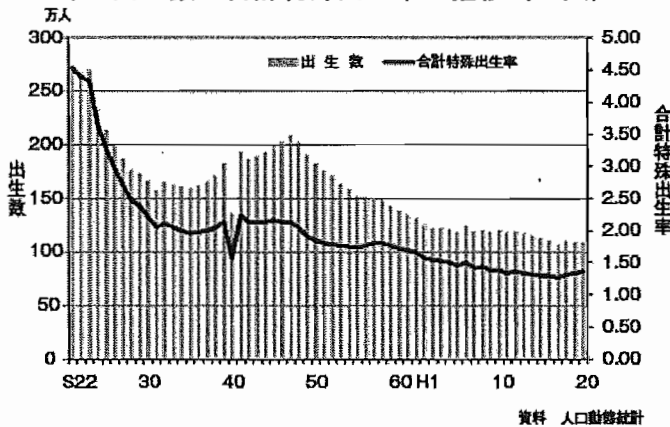


図 総人口の見通し(全国)

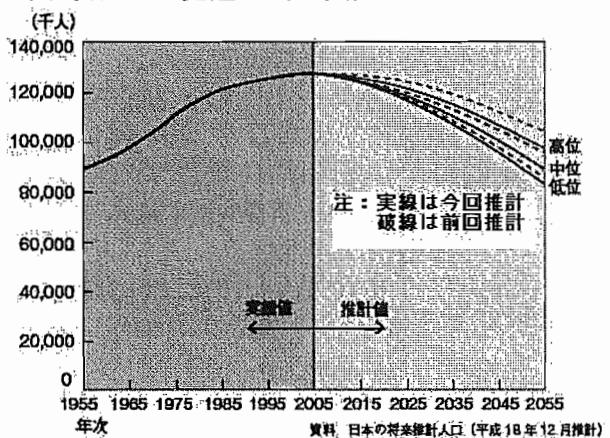


図 出生数と合計特殊出生率の推移(岡山県)

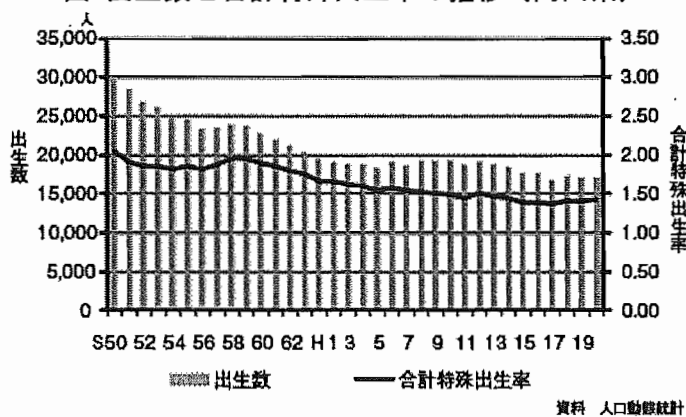
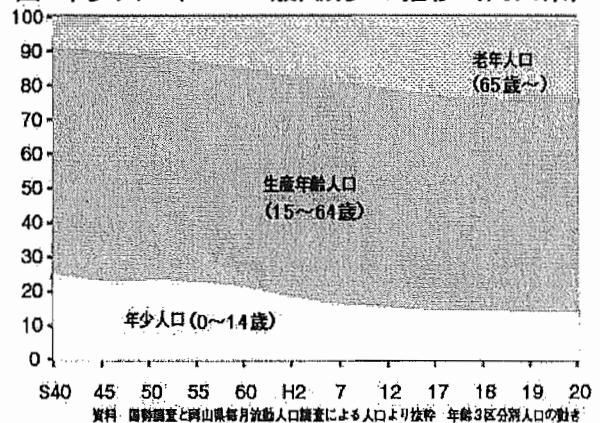


図 年少人口(0~14歳)減少の推移(岡山県)



(注1) 合計特殊出生率：その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(注2) 「日本の将来推計人口」：国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮説を設け、これらに基づいて、我が国の将来の人口規模や人口構造の推移を概ね5年ごとに推計しているもの。

## 2 少子化の要因と背景

少子化の要因の一つとして、未婚率の上昇や晩婚化の進行が考えられます。

2005年（平成17年）の国勢調査によると、県内の30歳代の未婚率は、男性では、30～34歳で42.6%、35～39歳で27.7%、女性では、30～34歳で29.4%、35～39歳で16.5%となっています。1975年（昭和50年）には、30歳代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間、未婚化が急速に進行していることがわかります。

また、県内における平均初婚年齢の推移を見ると、1975年（昭和50年）には男性26.4歳、女性24.1歳でしたが、2008年（平成20年）には、男性29.5歳、女性27.8歳となっており、男性で3.1歳、女性で3.7歳、それぞれ上昇しています。

さらに、晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢が高くなるという晩産化の傾向もあらわれ、高年齢のため出産を控えることにつながっています。

こうした未婚化や晩婚化の要因は様々ですが、非正規雇用の拡大など経済的基盤の不安定化や男女の出会いの機会の減少、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、結婚に関する男女間の価値観の相違、結婚への期待感の低下などが指摘されています。

本県が行った県民意識調査結果（2008年（平成20年）12月調査）を見ても、20歳から34歳の独身者の回答で、独身にとどまっている理由として最も多かったのは「適当な相手にめぐり合えない」（59.6%）、次いで「自由や気楽さを失いたくない」（53.4%）、「（結婚の）必要性を感じない」（37.3%）の順となっています。

このように、結婚は、社会の慣習や規範として当然なことではなく、個人の生き方や価値観に基づいて選択される行為となるとともに、“婚活”といった造語にも表れているように、努力なしには出会いの機会を得ることも困難となっている状況です。

図 未婚率の推移（岡山県）

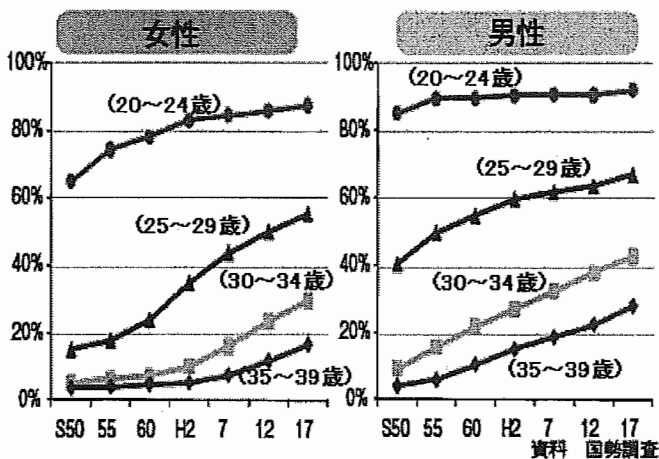


図 岡山県の平均初婚年齢の推移

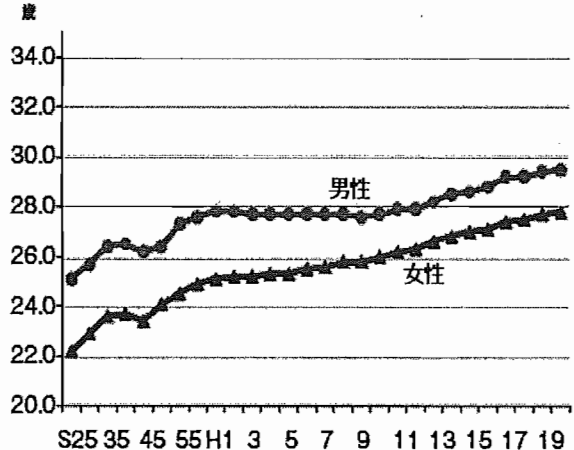


図 生涯未婚率(注)の推移（全国）

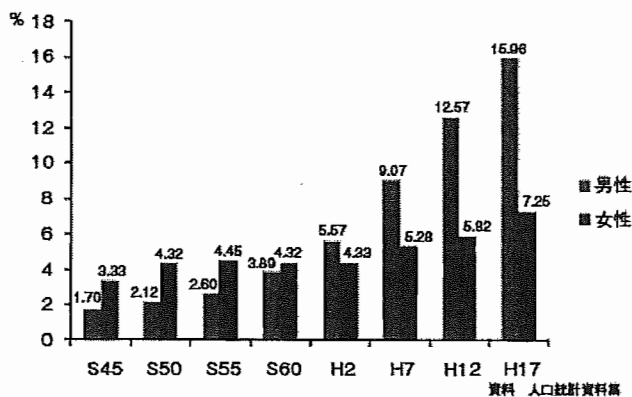
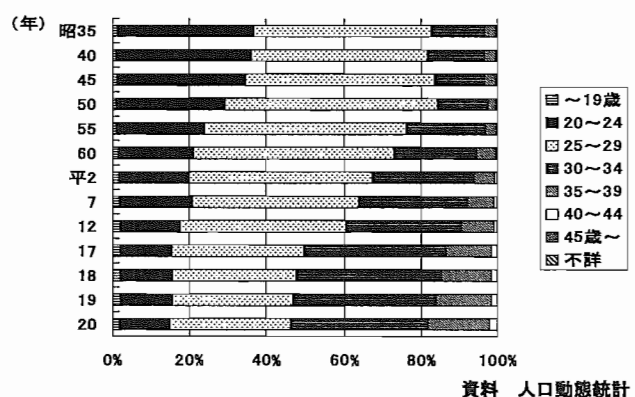


図 岡山県の母親の年齢階級別出生割合の推移



(注) 生涯未婚率：50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。

厚生労働省の統計によると、我が国では、2004年（平成16年）に生まれた子どものうち、98%は嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合は2%となっています（「出生に関する統計」）。子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

こうした状況を踏まえ、これまで主として「子育て支援策」を中心に取り組まれてきた少子化対策は、その重要性は変わらないものの、今後は、恋愛や結婚をめぐる政策的対応のあり方等についても議論を深める必要があると考えられます。

また、現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐる様々な課題が存在しています。共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が必ずしも十分には整っていないことや長時間労働のため仕事と家庭生活との調和の確保が難しいことなど、県民一人ひとりにとって、自身の望む生き方が実現しにくい状況が存在し、それが子育て家庭の負担感や不安感にもつながっていると考えられます。

県民意識調査の結果を見ても、理想とする子どもの数を持たない理由として、「子育てに係る経済的負担が大きいから」が61.8%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が35.6%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が33.7%となっており、子育て費用の負担感の大きさや子育てをしている親の精神的負担感（ストレス）などとともに、親の就労と子どもの育成の両立の難しさが、県民の希望の実現を妨げる要因の一つとなっています。

子どもを持つかどうかは個人の決定に委ねられるものですが、希望と現実の乖離を解消し、子どもを持ちたい人の希望がかなう社会環境を整備するためには、県民誰もが子どもの成長を喜び合えるような気運の醸成に努めるとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

図 独身にとどまっている理由（20～34歳独身者調査）〔主なもの〕

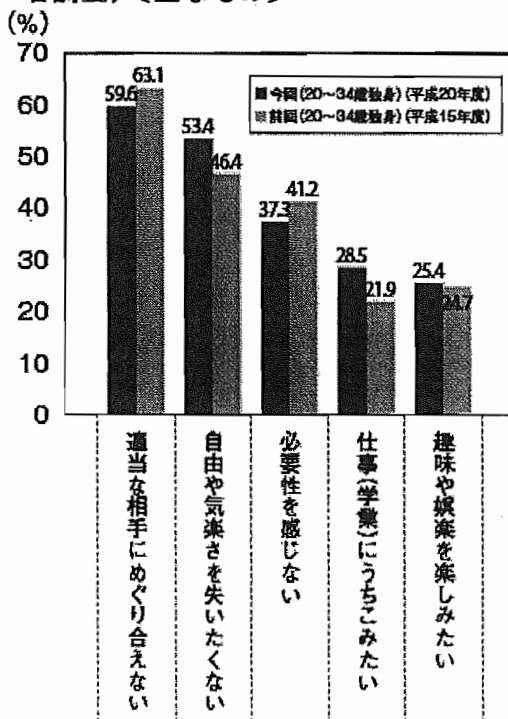
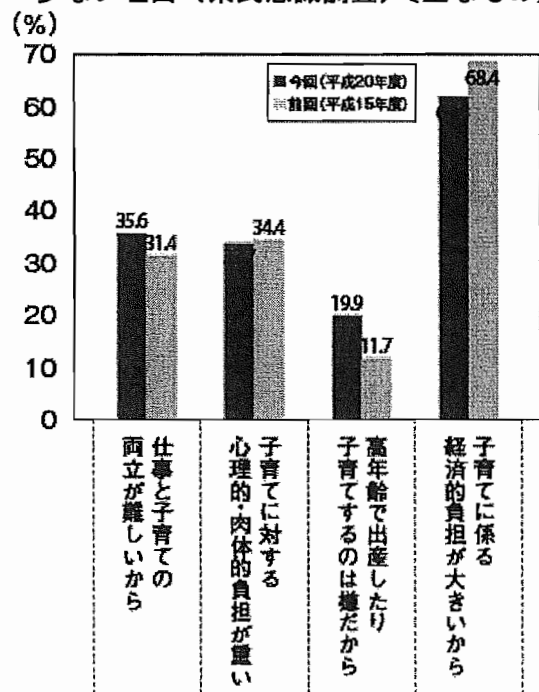


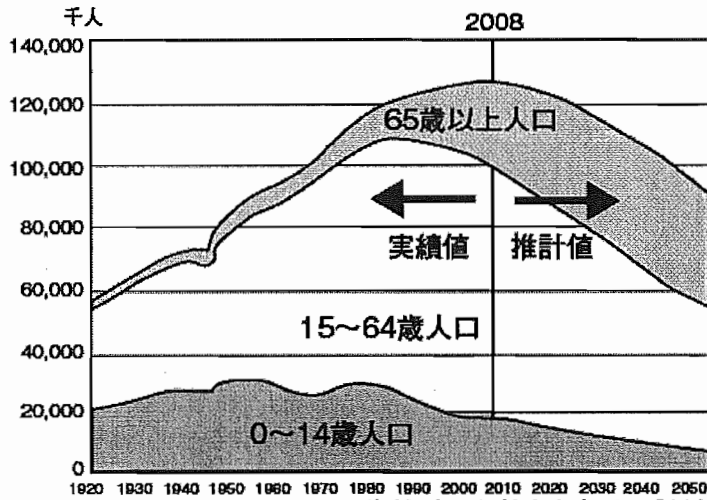
図 理想の子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由（県民意識調査）〔主なもの〕



### 3 少子化の影響

少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすものと考えられます。労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、深刻な問題に直面することが予想されます。さらに、少子化が進むことによって、子ども同士、特に年齢が違う子ども同士の交流機会の減少、過保護などにより、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

図 高齢世代人口(65歳以上)と生産年齢人口(15~64歳)の比率(全国)



資料 少子化社会白書(平成21年版)

### 4 子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題化しているのが、子ども虐待やひきこもり、不登校等の増加です。特に子ども虐待については、相談件数の増加とともに、事例も複雑・深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応から自立に向けた支援への重点的な取組が必要となっています。

また、核家族化の進行や地域内での家庭の孤立化が進んだことから、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が一層顕著になっており、子どもが自立した若者へ成長していくために必要な自然や人と直接ふれあうことによって養われる「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境にあります。

図 子ども虐待相談対応件数の推移(全国)

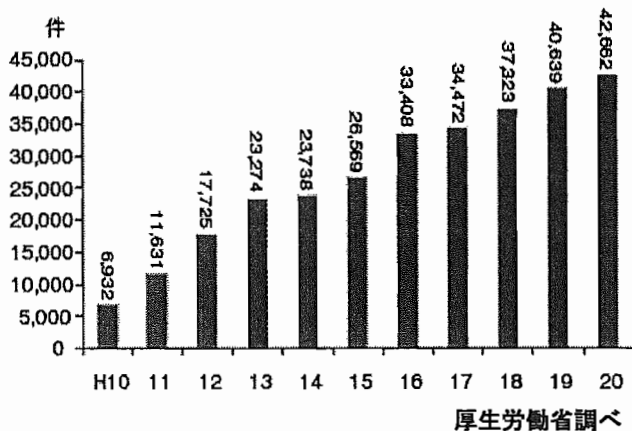
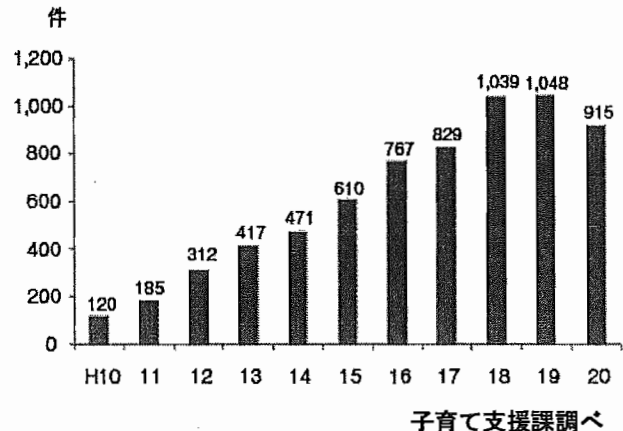


図 子ども虐待相談対応件数の推移(岡山県)





さらに、次の親世代となるべき若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況となっています。世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大とともに、学校を卒業あるいは中退した後、就職や進学という道を選ばず、その意欲を持つことが難しい状況に陥る、いわゆるニート(注1)の状態にある若者が多数存在することが懸念されており、一人ひとりの抱えている問題をよく把握し、それに対応して職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援などの包括的な支援を行うことにより、本来の意欲と能力を発揮できるよう後押しすることが重要とされています。

図 年齢階級別フリーター(注2)数の推移(全国)

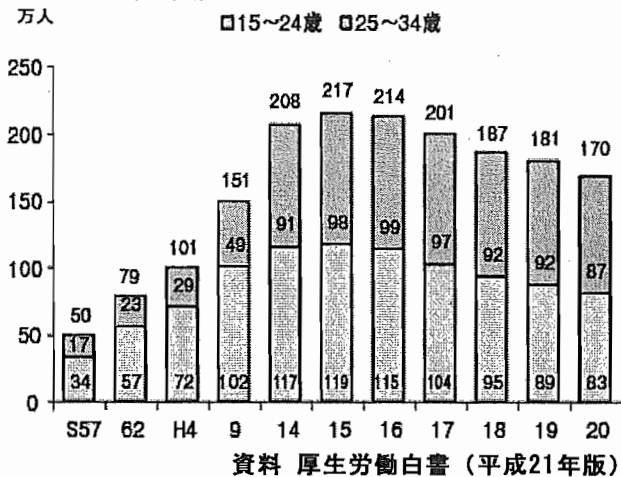
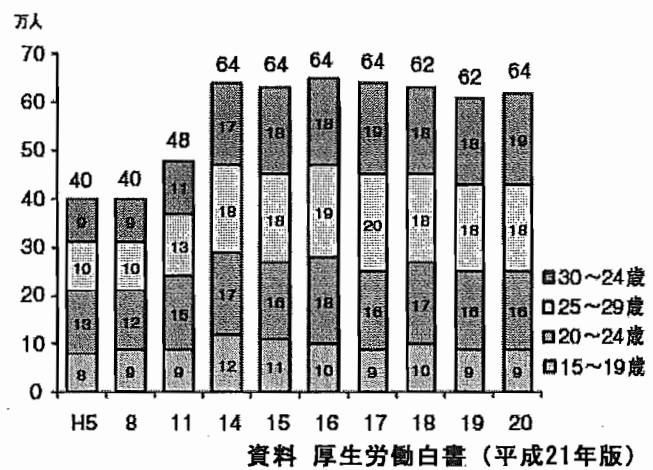


図 若年無業者(注3)数の推移(全国)



(注1) ニート:「ニート(NEET)」とは、Not in Employment(雇用), Education(教育)or Training(訓練)の頭文字をとったもの。

「ニートの状態にある若者」とは、無業者のうち、通学も家事もしていない34歳程度までの若者のこと。

(注2) フリーター:1980年代後半にアルバイト情報誌による造語として現れた。2002年以降の定義は、年齢が15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

(注3) 若年無業者:15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。



### 第3章 策定に当たって

#### 1 個別事業の目標事業量の達成状況

前プランでは、県全体での取組をより具体化するため、4つの基本目標ごとに主な事業・施策について2009年度（平成21年度）を目標年次とする目標事業量等を設定していました。

その主なものの2008年度（平成20年度）までの達成状況は次のとおりです。

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項目	16年度	20年度	増減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実績		
1歳6か月健康診査受診率	87.3%	89.8%	2.5%	100%
3歳児健康診査受診率	81.7%	85.6%	3.9%	100%
1歳6か月児の虫歯有病率	3.0%	2.2%	△ 0.8%	1.5%
3歳児の虫歯有病率	31.7%	24.4%	△ 7.3%	25%

#### II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項目	16年度	20年度	増減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実績		
地域子育て支援拠点(センター型)実施か所数	58か所	67か所	9か所	81か所
地域子育て支援拠点(ひろば型)実施か所数	8か所	19か所	11か所	27か所
様々な体験学習に参加した青少年の数	90,000人	121,593人	31,593人	112,000人
ももっカード(おかやま子育て家庭応援カード)の協賛店舗数	-	1,710店舗	1,710店舗	1,500店舗

#### III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項目	16年度	20年度	増減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実績		
延長保育実施か所数	247か所	287か所	40か所	305か所
放課後児童クラブ実施か所数	253か所	338か所	85か所	323か所
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	5市町村	12市町村	7市町村	9市町村
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	-	156社	156社	250社

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項目	16年度	20年度	増減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実績		
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	4施設	8施設	4施設	12施設
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	-	26市町村	26市町村	全(27)市町村
障害児等療育支援事業	9か所	15か所	6か所	16か所

目標事業量等を設定した事業・施策については、多くは目標達成に向けて着実に推移しており、一定の成果があったと考えられます。

## 2 県民意識調査結果

2008年（平成20年）7月から12月にかけて、県内在住の20歳以上の男女、小学3年生以下の子どもを持つ保護者、ひとり親家庭等の方々を対象に、少子化や結婚観、行政サービスへのニーズや要望等に関する県民意識調査を実施し、4つの基本目標ごとに、前プラン策定時（2003年（平成15年））の調査結果と比較しました。その主なものは次のとおりです。

### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	15年	20年	増減
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多 い」）人の割合	76.4%	63.6%	△12.8
子どもの成長が喜びであると感じている人の割合	69.1%	88.0%	18.9
父親が子育てにかかわっている割合	77.7%	78.6%	0.9
いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手が見つかれ ば」）結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】	76.0%	76.7%	0.7

### II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項 目	15年	20年	増減
日本で子どもの数が減っていることについて心配と感じている（「非常に心配」、 「少し心配」）人の割合【一般県民調査】	70.3%	88.6%	18.3
子どもの世話を頼める身近な親族、友人、知人がいる人の割合	89.1%	87.1%	△ 2.0
子育てに関する情報源や相談相手として「友人・知人・隣近所の人」と回答した人 の割合	69.3%	77.6%	8.3
「子育てに自信がなくなることがある」という人の割合	59.1%	66.8%	7.7

### III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項 目	15年	20年	増減
子どもが高熱を出すなど急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった 人の割合	20.2%	17.0%	△ 3.2
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経 済的負担が大きいから」と回答した人の割合	68.4%	61.8%	△ 6.6
平日に19時までに帰宅する父親の割合	31.0%	27.3%	△ 3.7
仕事と子育ての両立のために「子育てに対する職場の理解」が必要と回答した 人の割合	61.3%	87.6%	26.3

### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

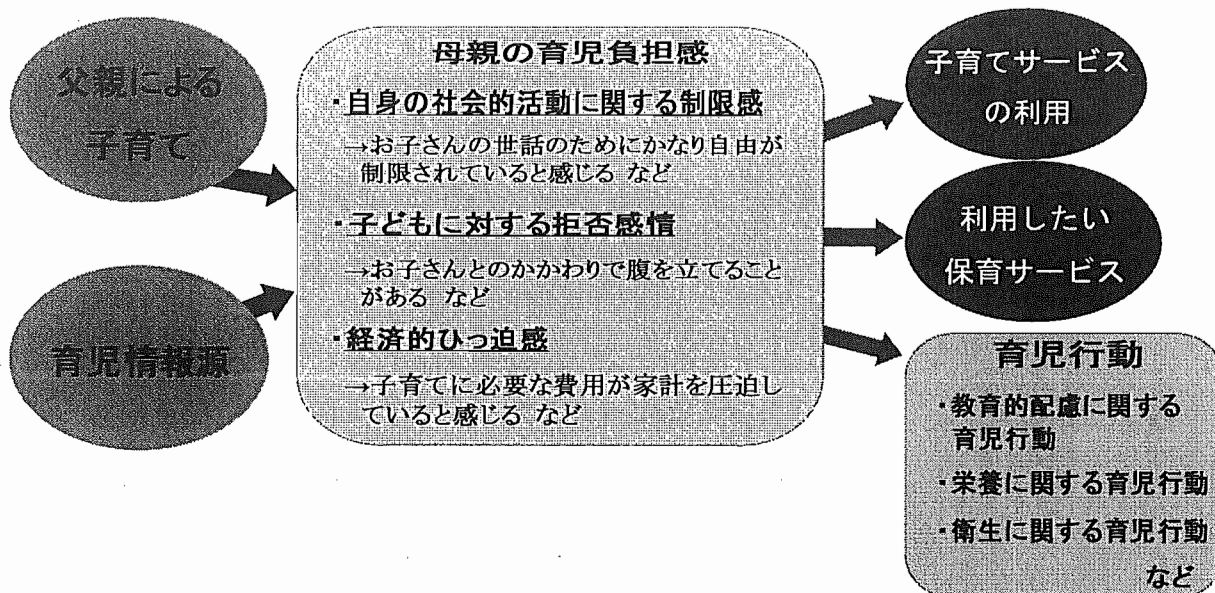
項 目	15年	20年	増減
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	10.8%	9.1%	△ 1.8
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.0%	0.3%	0.3
家計について困っていると回答した人の割合【母子世帯調査】	56.0%	50.0%	△ 6.0
相談相手がいると回答した人の割合【父子世帯調査】	61.0%	57.1%	△ 3.9

「子育てが楽しいと感じている」人の割合が減少し、「子育てに自信がなくなることがある」人の割合が増加するなど、前回調査時点よりも厳しい環境にあることを示すデータも見られることから、子どもと子育て家庭への支援をより一層発展・強化させる必要があると考えられます。

### 3 県民意識調査結果の県立大学による解析

今回の県民意識調査の実施に際しては、岡山県立大学と協働し、保護者の「育児ストレス認知尺度」や「育児行動測定尺度」等を測定するための質問項目を設定しました。

図 母親の育児負担感に着目した因果関係の検証（構造方程式モデル）



岡山県立大学保健福祉学部 中嶋和夫教授

これらを用い、専門的見地に立って統計的な分析及び解析を行った結果、

- ・母親の育児負担感の高まりは、母親の子どもに対する不適切な育児行動を増加させる要因になっている
- ・母親が子育てに関する情報を得ることと、父親が母親と共同して子育てを行うことが、母親の育児負担感を弱める上で、特に重要な役割を持っている
- ・母親の育児負担感の高まりは、子育てサービスの利用を増加させ、かつ保育サービスの利用意向を高める

の3点が明らかになりました。

### 4 意見等の聴取

2009年（平成21年）6月から2010年（平成22年）1月にかけて、様々な形で県民の皆さんの御意見等を聴取しました。

- (1) 「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」からの意見書  
・構成71団体中、21団体から提出
- (2) 県内3県民局で「意見を聴く会」を開催  
・参加者数 62名
- (3) 倉敷、津山、真庭の各市で開催された「はぐくみ岡山『おぎゃっと21』」会場内に御意見提案コーナーを設置  
・御意見の数 79件
- (4) おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）を実施  
・御意見の数 22件（11人1団体）
- (5) 「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会幹事会」及び「岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開催  
・御意見の数 22件

## 第4章 計画の概要

### 1 基本理念

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できるプランの基本理念を設定します。

**子育て支援は岡山の未来づくり**  
— 「暮らしやすさ日本一」の晴れの国を目指して —

### 2 基本的考え方

無限の可能性を秘めた子どもたちが、その子ども期をいきいきと過ごし主体的に育つことのできる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

### 3 体系

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。

##### 1 母子保健対策の充実

- (1) 正しい知識の普及と情報提供
- (2) 全戸訪問による早期支援
- (3) 健康診査と保健指導等の充実
- (4) 相談体制の充実
- (5) 歯の健康づくり
- (6) 思春期保健対策の充実
- (7) 不妊治療対策の充実

##### 2 家庭の子育て力の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の就職支援
- (3) 困難を有する子どもや若者の支援
- (4) 結婚を応援する環境づくり
- (5) 家庭の教育力の向上
- (6) 男女共同参画による子育ての推進

##### 3 食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 食育の推進

#### II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

##### 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

- (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
- (2) 地域社会の教育力の向上

##### 2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て支援組織の育成
- (3) ふれあいの拠点づくり
- (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
- (5) 地域における人材の養成確保
- (6) 子育てサービス情報の発信

##### 3 子どもの生きる力の育成

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援
- (3) 学校教育の推進

##### 4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全な遊び場の整備
- (2) 安全な生活環境の整備
- (3) 安心な社会環境づくり

### Ⅲ 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる地域・社会づくりを目指します。

- 1 子育て相談体制の充実
  - (1) 相談体制の充実
  - (2) 子育て支援情報の提供
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
  - (1) 周産期・小児医療対策の充実
  - (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実
  - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
  - (1) 子ども手当等の支給
  - (2) 医療費、教育費の負担軽減
  - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
- 4 きめ細かな保育の拡充
  - (1) 保育サービスの拡充
  - (2) 放課後児童クラブの拡充
  - (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保
- 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - (1) 企業の意識改革への取組
  - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
  - (3) 再就職への支援

### Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。

- 1 子ども虐待防止対策の推進
  - (1) 発生予防対策の推進
  - (2) 子ども虐待防止体制の充実
  - (3) 市町村の対応力の強化
  - (4) 地域のネットワークの拡充
- 2 社会的養護体制の充実
  - (1) 施設養護の充実
  - (2) 里親制度の充実
  - (3) 子どもの権利擁護の強化
- 3 障害のある子どもの支援
  - (1) 障害のある子どもの支援
  - (2) 発達障害のある子どもの支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
  - (1) 就業支援の強化
  - (2) 相談機能の強化
  - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携



#### 4 目標事業量の設定

「岡山いきいき子どもプラン2010」では、主要な事業・施策に目標事業量を設定して進捗状況を点検・評価します。

##### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	現 状 (H20)	目標事業量(H26年度)	担 当 課
1歳6か月児の健康診査受診率	89.8%	100%	健康対策課
3歳児健康診査受診率	85.6%	100%	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率	82.8%	100%	健康対策課
1歳6か月児の虫歯有病率	2.2%	1.5%	健康対策課
3歳児の虫歯有病率	24.4%	20%	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合	26%	100%	保健体育課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校/年	50校/年	指 導 課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒の数	3,928人/年	4,500人/年	指 導 課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	44.7%	47%	保健体育課

##### II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項 目	現 状 (H20)	目標事業量(H26年度)	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)協賛店舗数	1,710店舗	3,000店舗	子育て支援課
放課後子ども教室実施か所数	161か所	200か所	生涯学習課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人	330法人	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所	110か所	子育て支援課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	92.6%	95%	指 導 課
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 78.9%	85%	指 導 課
	中学校 62.8%	75%	
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593人/年	133,000人/年	生涯学習課
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合	90.5%	95%	指 導 課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人	400人	建築指導課
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合	62.3%	95%	指 導 課
ももたろう交通安全クラブ設置率	46.6%	50%	交通対策課
地域安全マップ作製小学校の割合	60.8%	100%	安全・安心まちづくり推進室

##### III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項 目	現 状 (H20)	目標事業量(H26年度)	担 当 課
家庭教育相談員の養成数	690人	870人	生涯学習課
2歳までに麻疹の予防接種を終了している子どもの割合	87.3%	95%	健康対策課
通常保育の子ども数(4月1日現在)	38,232人	40,127人	子育て支援課
特定保育実施か所数	1か所	6か所	子育て支援課
延長保育実施か所数	287か所	321か所	子育て支援課
夜間保育所実施か所数	2か所	2か所	子育て支援課

休日保育実施か所数	23か所	34か所	子育て支援課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)実施か所数	14か所	24か所	子育て支援課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)実施か所数	15か所	26か所	子育て支援課
一時預かり実施か所数	165か所	172か所	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数	338か所	406か所	子育て支援課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	156社	500社	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	8か所	13か所	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	12市町村	15市町村	労働政策課
農家における家族経営協定締結戸数	352戸	430戸	農業経営課

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	現 状 (H20)	目標事業量 (H26年度)	担 当 課
児童家庭支援センター設置か所数	0か所	1か所	子育て支援課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	8施設	10施設	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数	0か所	4か所	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率	5.3%	6.0%	子育て支援課
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)設置か所数	0か所	3か所	子育て支援課
個別の教育支援計画を作成している公立学校の割合			特別支援教育室
小学校	41%	100%	
中学校	45%	100%	
高等学校	2%	80%	
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数【累計】	4市町村	13市町村	障害福祉課
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数	24人/年	25人/年	子育て支援課

#### 5 成果目標の設定

また、子どもと子育て家庭の視点に立った成果目標を設定し、計画全体の点検・評価を行います。

#### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
十代の人工妊娠中絶率(15歳以上20歳未満女子の人口千対)	9.8人 (H19)	減 少	衛生行政報告例
十代の喫煙率	中学生 男子 2.3% 女子 1.9% 高校生 男子 9.1% 女子 3.3% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査
十代の飲酒率	中学生 男子 8.0% 女子 7.1% 高校生 男子 19.7% 女子 15.1% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多し」)人の割合	63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」)結婚したい人の割合【20~34歳独身者調査】	76.7% (H20)	85%	県民意識調査



父親が子育てに関わっている割合	78.6% (H20)	90%	県民意識調査
-----------------	----------------	-----	--------

## Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合	87.1% (H20)	95%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	学校生活に関する意識調査
チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合	48.5% (H20)	100%	県民意識調査

## Ⅲ 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3% (H20)	0%	県民意識調査
周産期死亡率(出産千対)	4.0人 (全国17位) (H20)	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率(出生千対)	1.6人 (全国41位) (H20)	全国1位	人口動態統計
乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)	3.2人 (全国43位) (H20)	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	17.0% (H20)	0%	県民意識調査
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	61.8% (H20)	50%	県民意識調査
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.3% (H20)	40%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合	36.6% (H20)	25%	県民意識調査

## Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもを虐待しているのではないかと思う(「よくある」、「時々ある」)人の割合	9.1% (H20)	0%	県民意識調査
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】	50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】	57.1% (H20)	70%	県民意識調査

## 第5章 計画の内容

### I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。

#### 1 母子保健対策の充実

図 1歳6か月児健康診査受診率

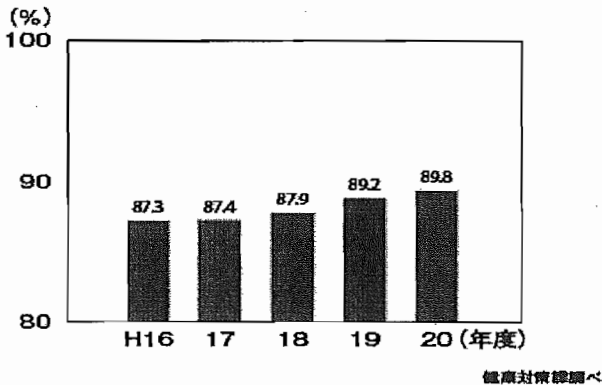


図 3歳児の虫歯有病率

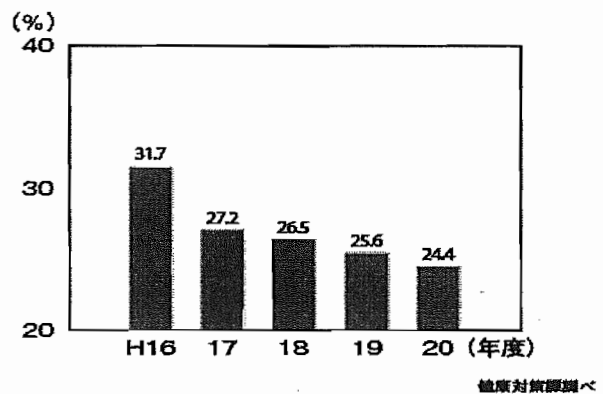


図 今までの育児で一番心配だった時期 (県民意識調査) [主なもの]

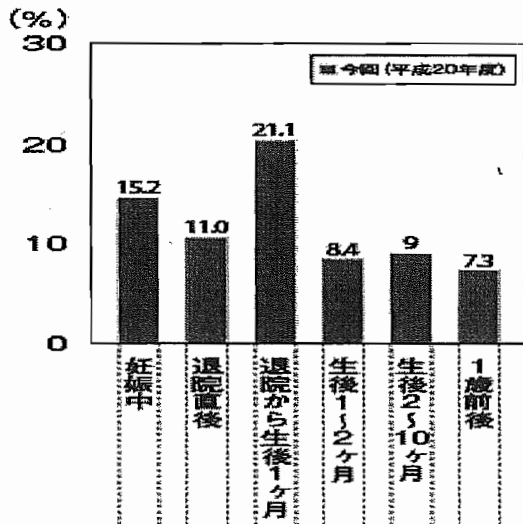
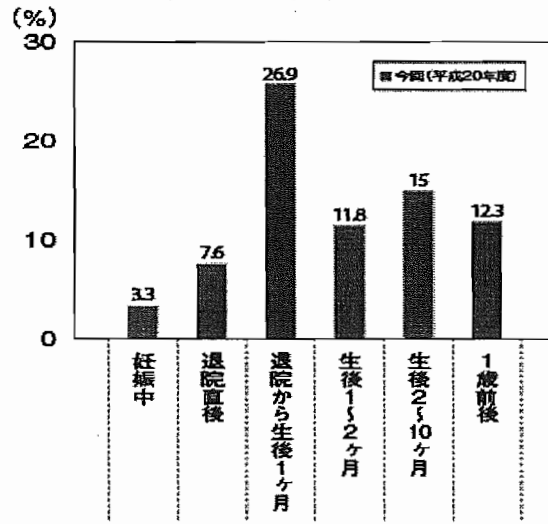


図 今までの育児で一番手助けがほしかった時期 (県民意識調査) [主なもの]



#### 〈施策の方向〉

子どもの心と体をはぐくみ、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

岡山県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減や、虐待予防、ライフサイクルに応じた女性と子どもの健康維持など、「後期・新世紀おかやま母子保健計画」(2007年(平成19年)3月策定)に基づき、地域の実情に適した事業に取り組みます。

## 〈重点施策〉

### (1) 正しい知識の普及と情報提供

親子が安心して生活できるよう、妊娠や出産、子どもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識及び基本的な生活習慣を身につけるための情報を提供するとともに、子どもの発達段階別の事故に関してその防止対策の普及啓発に努めます。

また、産科医療機関との連携により、安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目のない子育て支援情報の提供に努めます。

さらに、女性が生涯を通じて、そのライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを適切に行うことができるよう、正しい知識、情報の提供を進めます。

### (2) 全戸訪問による早期支援

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う乳児家庭全戸訪問事業と、適切な養育が行われることを目的に、支援が必要な家庭を継続して訪問する養育支援訪問事業について、全市町村での実施を目指します。

### (3) 健康診査と保健指導等の充実

乳幼児健康診査が、親自身の育児力を高めるための学習の場としての役割も果たし、共働きの夫婦や父親の参加を促し、また、親子の心の健康に視点をおいた支援が行えるものとなるよう充実を図ります。

また、新生児に対する先天性代謝異常（注）の検査や聴覚検査を実施し、異常の早期発見、早期治療に結びつけることにより、障害の発生を未然に防ぎ、子どもたちの健全な発育を図ります。

### (4) 相談体制の充実

身近な場所で気軽に育児・健康に関する相談が受けられるように、市町村、保健センターや地域子育て支援拠点、また、専門的な相談が受けられる保健所等の相談窓口を充実するとともに、相互の有機的な連携を継続し、相談及び情報提供体制を拡充します。

### (5) 歯の健康づくり

ライフステージやライフスタイルと深く関係する生活習慣病としてのむし歯や歯周病の予防のために、市町村や医療機関・団体等と連携・協働して320運動や8020運動に取り組み、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

### (6) 思春期保健対策の充実

家族や友人関係、また社会環境からの影響を受けやすい思春期の子どもたちが薬物、飲酒、喫煙等の害を知り、命や食、性の大切さを学んで、自らが健康づくりに努め、健やかな次代の社会を築くことができるよう、家庭、学校、地域が連携して健康教育を行うとともに、相談支援体制の整備を推進します。

### (7) 不妊治療対策の充実

不妊症のために子を持つことができない夫婦に対し、不妊専門相談センター等の相談窓口で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を行い、不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るとともに、不妊症に関する治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

(注) 先天性代謝異常：健康を維持するために必要なある種の酵素が、生まれつき不足している病気。

〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
1歳6か月児の健康診査受診率	89.8%	100%	健康対策課
3歳児健康診査受診率	85.6%	100%	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率	82.8%	100%	健康対策課
1歳6か月児の虫歯有病率	2.2%	1.5%	健康対策課
3歳児の虫歯有病率	24.4%	20%	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合	26%	100%	保健体育課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千対）	9.8人 (H19)	減 少	衛生行政報告例
十代の喫煙率	中学生 男子 2.3% 女子 1.9% 高校生 男子 9.1% 女子 3.3% (H16)	0%	学校歯科保健 実態調査
十代の飲酒率	中学生 男子 8.0% 女子 7.1% 高校生 男子 19.7% 女子 15.1% (H16)	0%	学校歯科保健 実態調査

## 2 家庭の子育て力の充実

図 三世代同居率の推移（国勢調査）

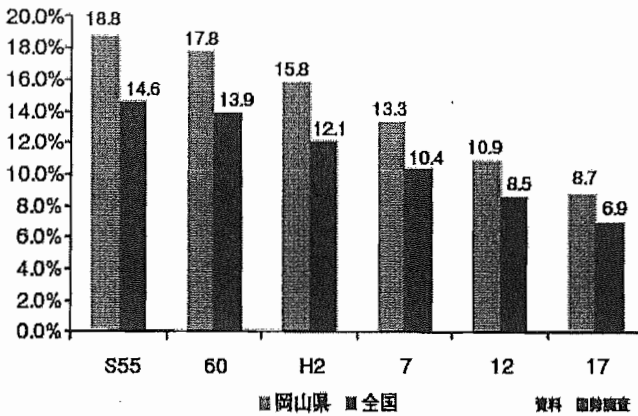


図 子育てが楽しいと感じている人の割合（県民意識調査）

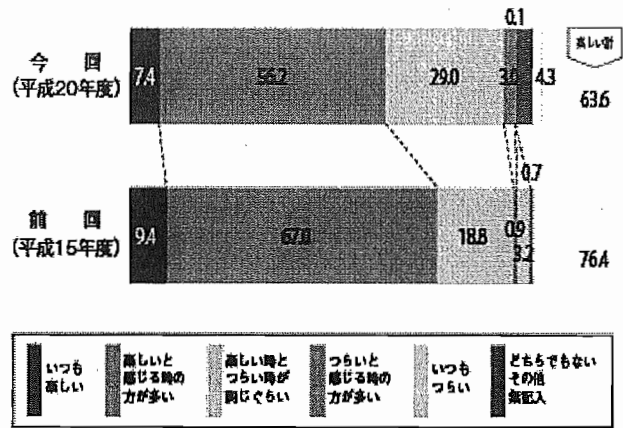


図 「いずれ結婚したい」と回答した人の割合（20～34歳独身者調査）

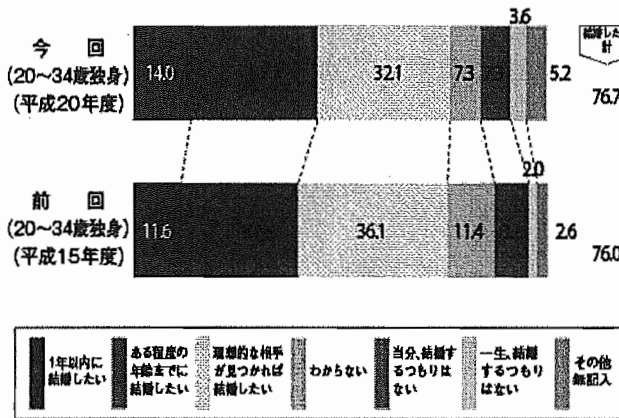
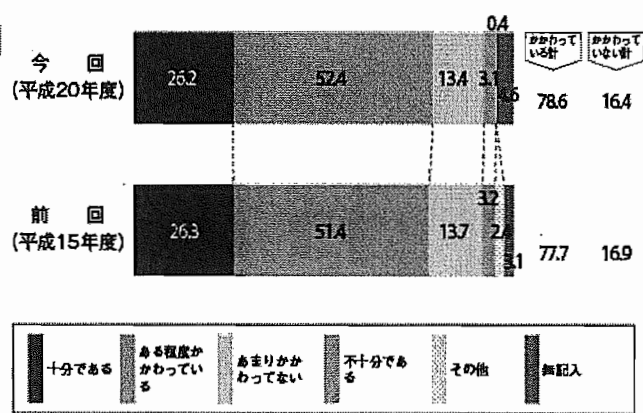


図 父親が子育てに関わっている割合（県民意識調査）



### 〈施策の方向〉

近年の都市化の進展、核家族化、少子化の進行等に伴い、家庭の子育て力の低下が懸念されています。

家庭教育については、本来、保護者の責任、判断、価値観等に基づいて行われるべきものですが、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭教育をめぐる様々な問題が深刻さを増していることから、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

また、結婚したい人が結婚しやすくなる環境づくりに努めるとともに、男女が安心して子どもを産み育てることができる社会の形成を進めます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 次代の親の育成

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

特に、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの喜びや意義、生命の尊厳、生命の継承の大切さについての理解を深めることに関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

## (2) 若者の就職支援

世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大により若者が社会的に自立することが難しい状況にあります。就学から就労へ円滑に移行し、若者がいきいきと働くことができるよう、学校と地域・企業が連携して、早い時期からキャリア教育を進め、社会人として自立することの大切さを学ぶ機会を増やすとともに、インターンシップ、職業意識啓発セミナーなどを通じて、望ましい勤労観や職業観の醸成を図ります。

また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。

## (3) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、様々な機関がそれぞれの専門性を生かして支援を行うためのネットワークづくりに取り組みます。

## (4) 結婚を応援する環境づくり

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されています。

未婚化や晩婚化の進行が少子化の要因の一つと考えられていることについて、県民に理解と認識を深めてもらえるよう努めるとともに、結婚したい人が結婚することを社会全体で応援する環境づくりに取り組みます。

## (5) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等の多くの要因の中で、家庭教育への支援の必要性も指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの父母が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、こうした機会に参加できない親子についても自然な形で支援できる地域社会づくりに努めます。

また、地域や学校と連携して「早ね、早おき、朝ごはん」の規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。

さらに、子どもに大人の働く姿を見せる「子ども参観日」等を通じて、家庭でのふれあいを深める取組を推進します。

## (6) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な役割分担意識を改善し、具体的な行動を促していくとともに、男女がともに家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校/年	50校/年	指導課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒の数	3,928人/年	4,500人/年	指導課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合	63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」)結婚したい人の割合 【20～34歳独身者調査】	76.7% (H20)	85%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合	78.6% (H20)	90%	県民意識調査

### 3 食の安全・安心の確保と食育の推進

図 公立小・中学校の給食における県産農  
林水産物の使用割合

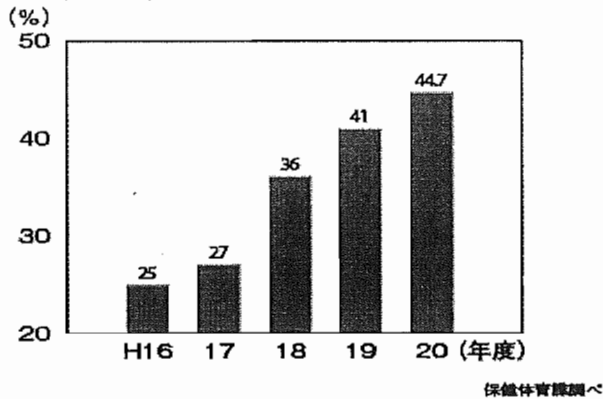
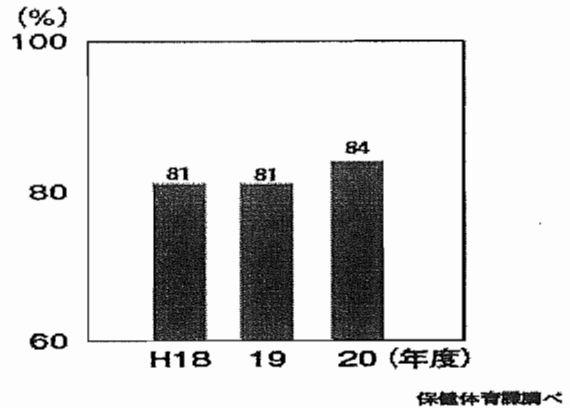


図 毎日朝食を食べている子どもの割合  
(児童、生徒)



#### 〈施策の方向〉

妊娠期の適切な食生活に関する情報提供、乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる子どもの心身の健全育成を図ります。

そのため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、家庭での食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 食の安全・安心の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、県民自らが食に対する正しい知識や安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

このため、食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

##### (2) 食育の推進

食育は、家庭・地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野、農林水産分野をはじめとする様々な分野が連携し、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、食に関する正しい知識の普及と効果的な情報提供の体制を整備するとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティアによる伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進し、保育所、幼稚園、学校等子どもの食に関する関係機関との連携を進めます。

また、学校給食において地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。

さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

#### 〈目標事業量〉

項	目	現状 (H20)	目標事業量 (H26年度)	担当課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合		44.7%	47%	保健体育課



## Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

### 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

図 ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数

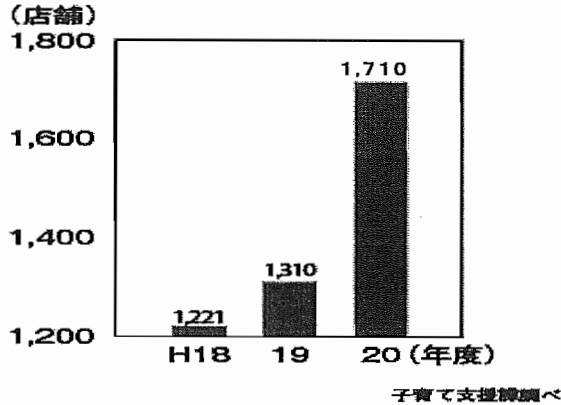


図 はぐくみ岡山「おぎやっと21」来場者数

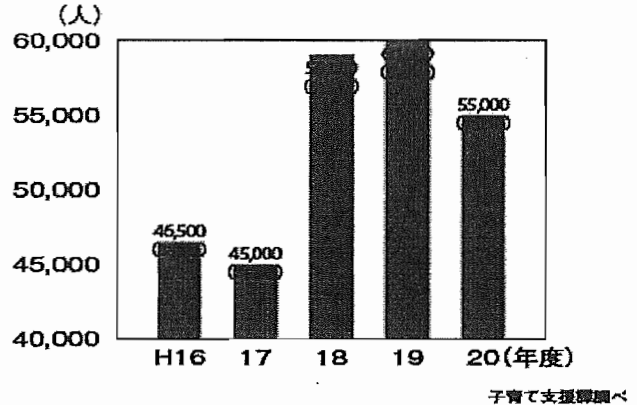


図 「子どもの数が減っていることが心配」と感じている人の割合（県民意識調査）

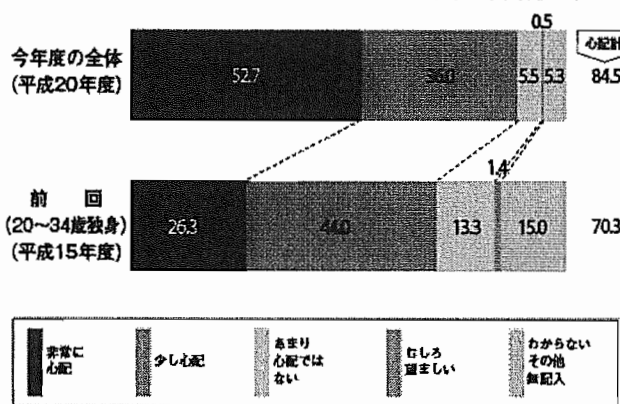
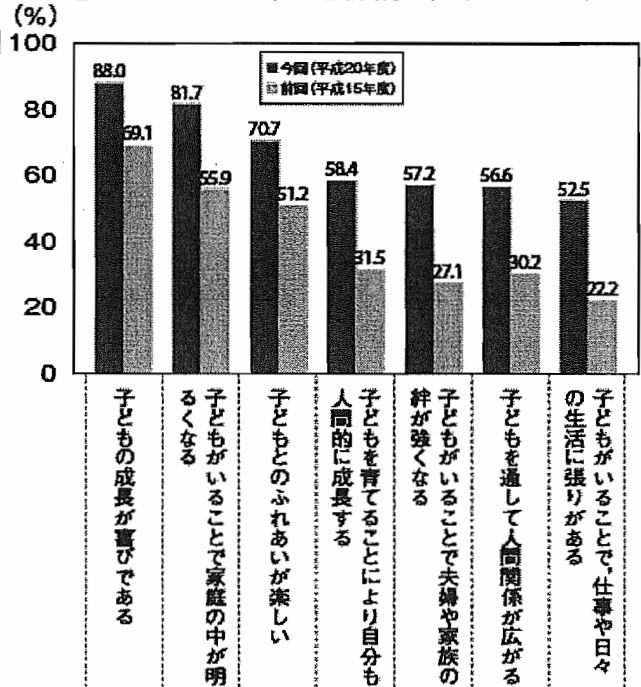


図 子育てをしていてよかったと思うことや喜びを感じることを感じる（県民意識調査）〔主なもの〕



### 〈施策の方向〉

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、少子化のもたらす様々な影響や子どもがいきいきと健やかに育ち、結婚や子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援していく気運の醸成を進めていきます。

## 〈重点施策〉

### (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成

家庭だけでなく地域、学校、企業など、県民みんなで子育てをする社会で子どもが健やかに育つように、子育て夢づくり応援キャンペーン事業、ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）普及啓発事業などを実施するとともに、子ども・子育て支援条例の制定についても検討を行うなど、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体をはじめとする関係機関と連携・協働して社会全体の気運の醸成を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン（注1）に配慮した地域社会づくりを目指します。

さらに、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通して子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

### (2) 地域社会の教育力の向上

近年の核家族化の進行等により、地域における人間関係が希薄になり、子どもたちを取り巻く地域社会の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもたちが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域で守り育てる」との意識のもと、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

## 〈目標事業量〉

項 目	現 状 (H20)	目標事業量 (H26年度)	担 当 課
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数	1,710店舗	3,000店舗	子育て支援課
放課後子ども教室（注2）実施か所数	161か所	200か所	生涯学習課

## 〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査

（注1）ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

（注2）放課後子ども教室：すべての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進する事業。

## 2 地域ぐるみの子育て支援の推進

図 地域子育て支援拠点(注1)実施か所数

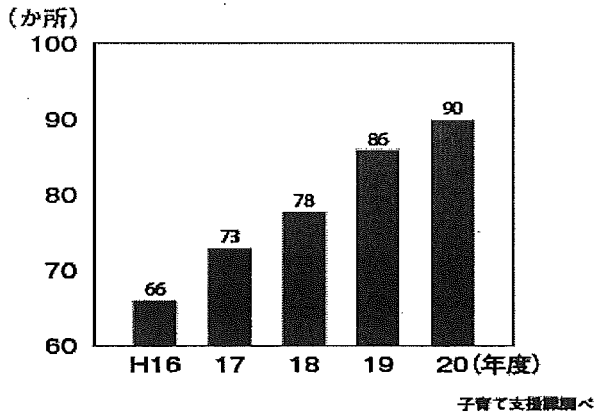


図 子どもの世話を頼める親族・友人・知人の有無(県民意識調査)

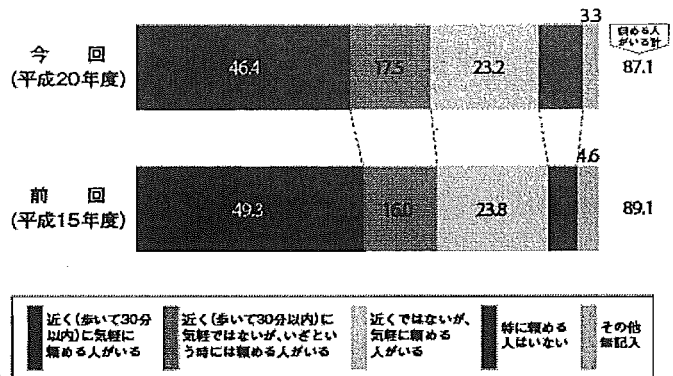
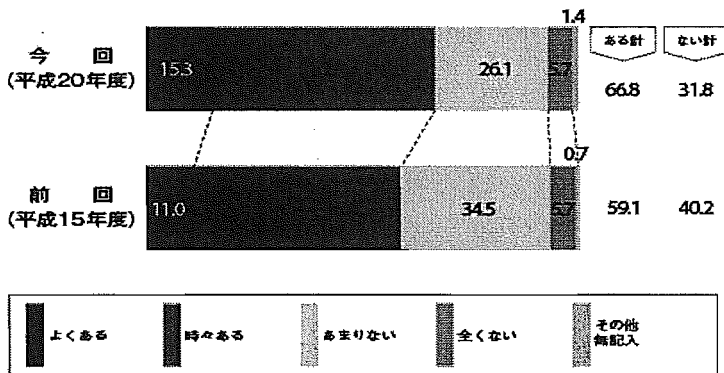


図 「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合(県民意識調査)



### 〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 子育て支援ネットワークの充実

児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職などの地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、子ども虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

#### (2) 子育て支援組織の育成

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなど、地域の子

育て支援組織の育成を図ります。

また、子育て中の労働者や主婦を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(注1)事業が拡充され、内容の充実が図られるよう支援に努めます。

(3) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が集まって情報交換や交流ができたり、子育てサークルの支援や育児相談ができる地域子育て支援拠点(注2)を、商店街の空き店舗なども活用しながら、身近で気軽に訪れることができる場所への設置を進めるとともに、拠点相互の連携と質の向上を図ります。

また、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(4) 多様な子育て資源の掘り起こし

大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援し、県内への拡大を図ります。

また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、県民みんなで子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

(5) 地域における人材の養成確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」(注3)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

(6) 子育てサービス情報の発信

地域において様々な形で行われている子育て支援に関する情報が、必要な家庭にタイムリーに届くよう、子育てサービス情報の発信に努めます。

〈目標事業量〉

項 目	現 状 (H20)	目標事業量 (H26年度)	担 当 課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人	330法人	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所	110か所	子育て支援課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合	87.1% (H20)	95%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査

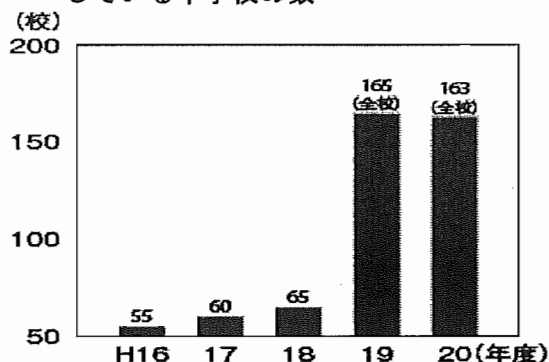
(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行うセンター型や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供するひろば型などがある。

(注3) 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

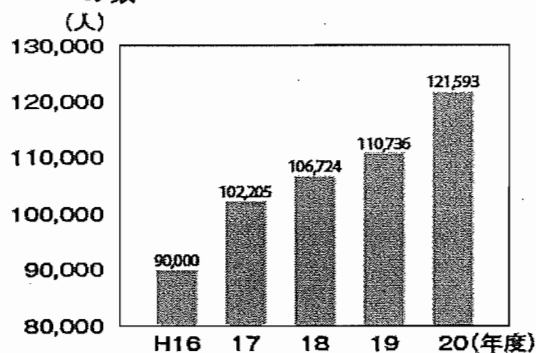
### 3 子どもの生きる力の育成

図 スクールカウンセラー(注1)を配置している中学校の数



指導課調べ

図 様々な体験学習に参加した青少年の数



生涯学習課調べ

#### 〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進め、子どもの社会参加を支援するとともに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 地域・世代間交流の促進

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、農山漁村や自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

##### (2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

##### (3) 学校教育の推進

###### ① 確かな学力の向上

「小1グッドスタート支援事業(注2)」や学級編制の弾力化、習熟度別指導を中心とした少人数指導を実施するなど、きめ細かな指導を推進します。また、指導方法や教材、教具の研究を行い「わかる授業」を実施し、基礎・基本を身につけさせるとともに、教えるプロとしての教員の質の向上と意識改革を図るため、「学力向上アクションプラン」を推進します。

(注1) スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

(注2) 小1グッドスタート支援事業：小学校1年生の児童の基本的な生活習慣の確立等のために、地域住民などがサポーター(教育支援員)として授業に参加する事業。

② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動の推進や子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、PTAをはじめ地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進し、思いやりの心や社会性、公共心のある子どもの育成に取り組みます。

また、スクールカウンセラー等の配置の充実に努めるとともに、いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校等の子どもに対応するために専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを進めます。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、地域との連携による運動部活動の活性化に努めます。

④ 学校・家庭・地域社会の連携

地域ぐるみで学校を支援する仕組みづくりに取り組むとともに、放課後子どもプランの取組等を通じて、学校・家庭・地域社会の相互連携を推進します。

また、地域の人材等を活用し、学校教育への支援や不登校の子ども・その保護者への支援を行うなど、地域との連携・協力を推進します。

さらに、学校を地域に開かれた活力あるものにするために、新しい形態の学校・学科の拡充に努めるとともに、学校評価の取組を推進します。

⑤ 幼児教育の充実

幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めます。

また、地域の実情を考慮した幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	92.6%	95%	指 導 課
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 78.9%	85%	指 導 課
中学校	62.8%	75%	
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593 人/年	133,000人/年	生涯学習課
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合	90.5%	95%	指 導 課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	高校生活に関する意識調査

#### 4 安全・安心な子育て環境の整備

図 ももたろう交通安全クラブ設置率

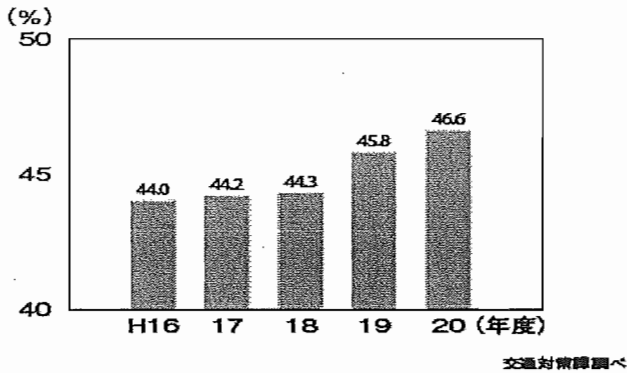


図 地域安全マップ作製小学校の割合

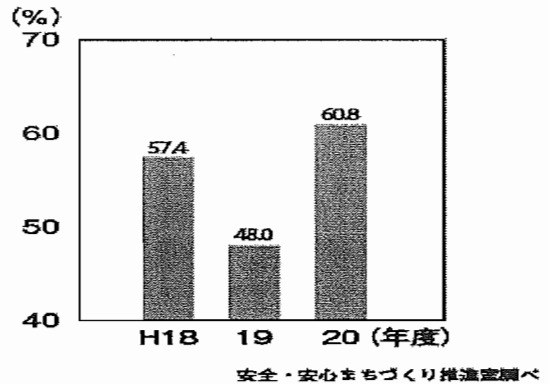
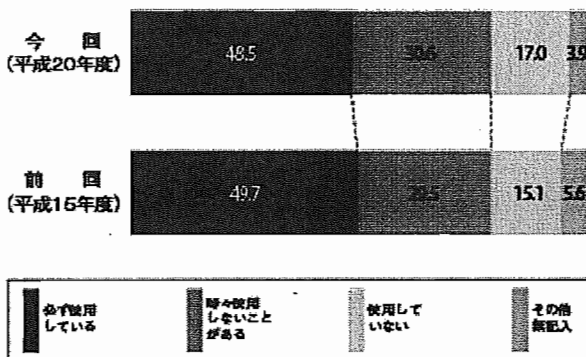


図 チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合（県民意識調査）



#### 〈施策の方向〉

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点施設となる市町村の児童館の整備等を図ります。

また、雑誌、DVD、ケータイ・ネット等の子どもの有害環境対策、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備していきます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、また、公園、交流や体験のための施設の整備、学校や公民館などの施設の活用を促進するとともに、児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、恵まれた自然環境を生かし、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力を養う「冒険遊び場」の県内への普及に努めます。

##### (2) 安全な生活環境の整備

###### ① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。



② 安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③ 安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

④ 学校における生活環境の安全確保

校舎や体育館など学校施設の耐震化を推進し、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における生活環境の安全対策を計画的に進めます。

(3) 安心な社会環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策

子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。

特に、情報モラル教育に関する指導やフィルタリング(注1)の普及促進など、子どもをインターネット上の有害情報等から守るため、学校と家庭、行政等が連携を強化し、ケータイ・ネット対策を推進します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、安全性の要件を満たした幼児2人同乗用自転車の普及啓発を図ります。

③ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

また、警察スクールサポーター(注2)を効果的に運用し、子どもたちが犯罪に遭わないための防犯指導等を行うことにより、被害の未然防止対策を強化します。

④ 被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

(注1) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないようにしたり、有益な情報だけを閲覧できるように制限をかけること。

(注2) 警察スクールサポーター：少年の非行防止や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報等の把握と提供等を行う警察非常勤職員のこと。



〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人	400人	建築指導課
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合	62.3%	95%	指 導 課
ももたろう交通安全クラブ設置率	46.6%	50%	交通対策課
地域安全マップ作製小学校の割合	60.8%	100%	安全・安心 まちづくり 推進室

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合	48.5% (H20)	100%	県民意識調査

### Ⅲ 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる地域・社会づくりを目指します。

#### 1 子育て相談体制の充実

図 子育てに関する情報源や相談相手  
(県民意識調査) [主なもの]

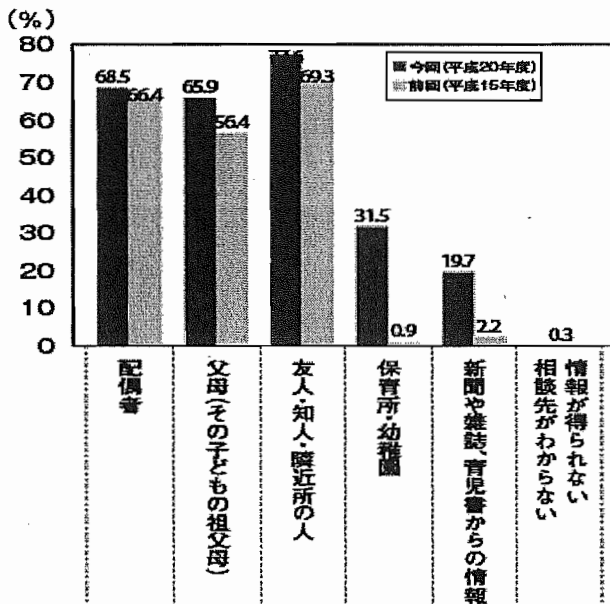
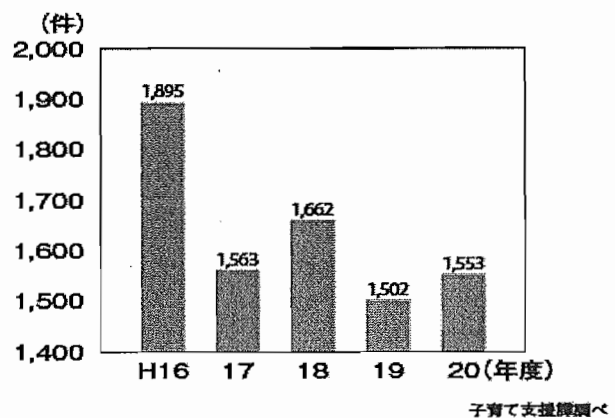


図 子ども家庭電話相談の相談件数の推移



#### 〈施策の方向〉

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、地域社会や祖父母等が果たしてきた子育て支援機能の低下が指摘され、子育ての孤立化や子育て家庭の負担感の増加が懸念されています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要ときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 相談体制の充実

子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、相談体制を充実します。

##### (2) 子育て支援情報の提供

子育てに関する身近な相談窓口の情報をはじめ、仕事と子育ての両立支援に関する情報など、子育て家庭が必要としている情報のタイムリーな提供に努めます。

#### 〈目標事業量〉

項目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
家庭教育相談員の養成数	690人	870人	生涯学習課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3% (H20)	0%	県民意識調査

## 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

図 乳児死亡率及び新生児死亡率（出生千対）の推移

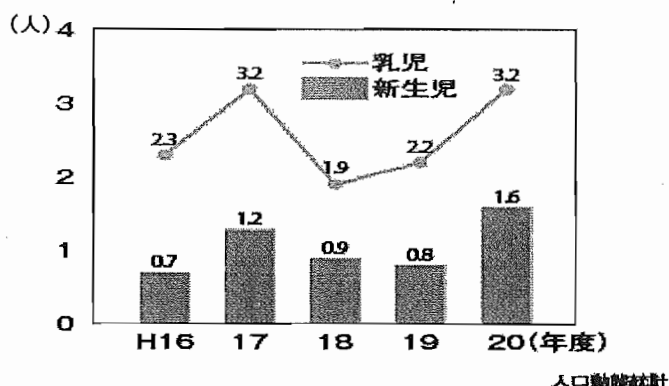
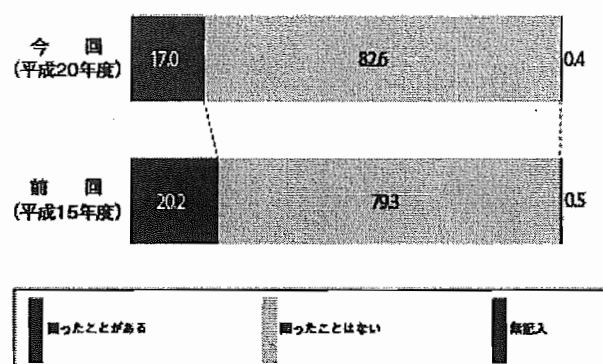


図 子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがある人の割合（県民意識調査）



### 〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期(注1)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾患の医療の充実、感染症対策の推進に努めます。

### 〈重点施策〉

#### (1) 周産期・小児医療対策の充実

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備や、医療的ケアを要する子どもの療育体制の充実を促進し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

#### (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実

子どもの慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

#### (3) 感染症対策の推進

感染症の発生状況の早期把握や積極的疫学調査(注2)を人権に配慮しつつ行い、啓発活動、研修会、合同訓練の開催などの事前対応に重点を置いた対策を推進します。

また、県民の生命と健康を脅かす健康危機発生時には、関係機関との緊密な連携により、迅速で適切な対応を図ります。

(注1) 周産期：おおそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(注2) 積極的疫学調査：感染症が発生した場合、その発生予防とまん延防止を図ることを目的として、保健所が聞き取り等を実施し、原因を調べる統計的調査。

〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
2歳までに麻疹の予防接種を終了している子どもの割合	87.3%	95%	健康対策課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
周産期死亡率（出産千対）	4.0人 (全国17位) (H20)	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率（出生千対）	1.6人 (全国41位) (H20)	全国1位	人口動態統計
乳児（1歳未満）死亡率（出生千対）	3.2人 (全国43位) (H20)	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	17.0% (H20)	0%	県民意識調査

### 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18～64歳)の世帯員の相対的貧困率(注)の推移(全国)

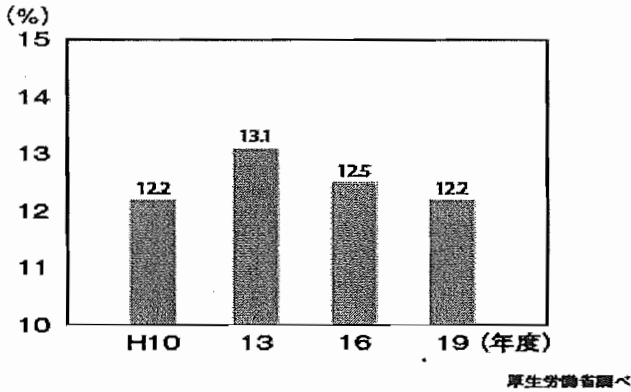
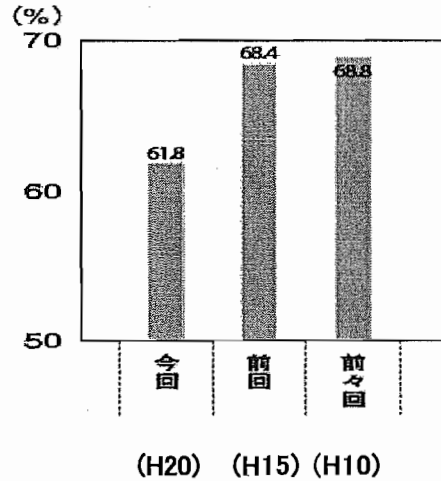


図 理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合(県民意識調査)



#### 〈施策の方向〉

子どもの貧困の問題が、学歴格差、健康状態、子どもへの虐待や非行の問題などに深く関係しているのではないかと指摘されており、貧困や格差の固定化や、親から子への連鎖なども懸念されています。

このため、次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため子ども手当を、また、ひとり親家庭等については児童扶養手当を支給します。また、子どもやひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育て家庭を支援する住宅環境の整備を進めるため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 子ども手当等の支給

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため子ども手当を支給するとともに、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給します。

##### (2) 医療費、教育費の負担軽減

子どもの早期受診促進による健康増進を図り、健やかな成長を支援するため、子育てに係る医療費の負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭や重度心身障害のある子どもに対して、医療費の負担を軽減します。

また、経済的理由により修学困難な高校生に対する奨学金の貸与や私立高校生等に対する就学支援金の支給、納付金減免を行う私立高校への助成を行うとともに、国への奨学金制度の拡充提案などを行い、教育費の負担軽減を図ります。

##### (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

県営住宅の建替に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。

(注) 相対的貧困率：全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して高い順から低い順に並べた場合に、中央となる人の所得(中央値)の半分に満たない人の割合。

また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯に対し優遇措置を講じるとともに、子育て世帯に対する入居基準の緩和を行います。

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	61.8% (H20)	50%	県民意識調査

#### 4 きめ細かな保育の拡充

図 通常保育の子ども数

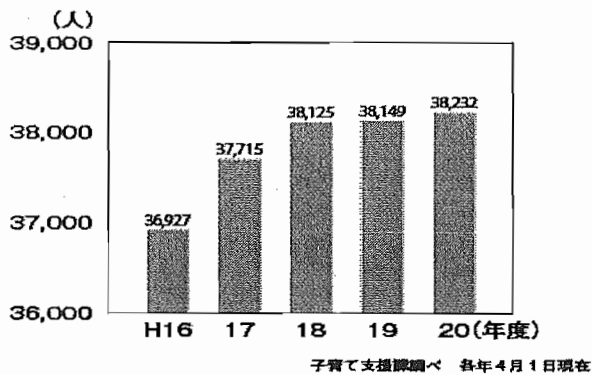


図 延長保育実施か所数

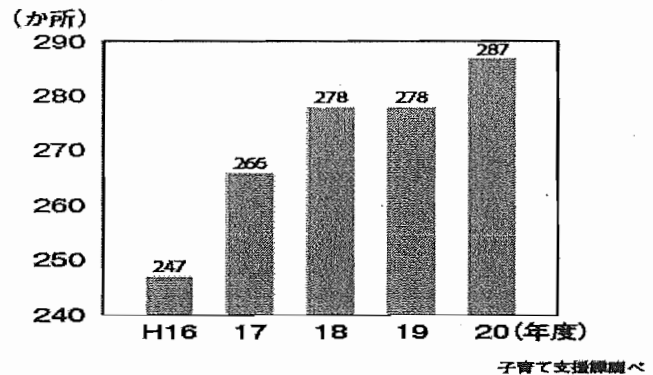


図 一時預かり実施か所数

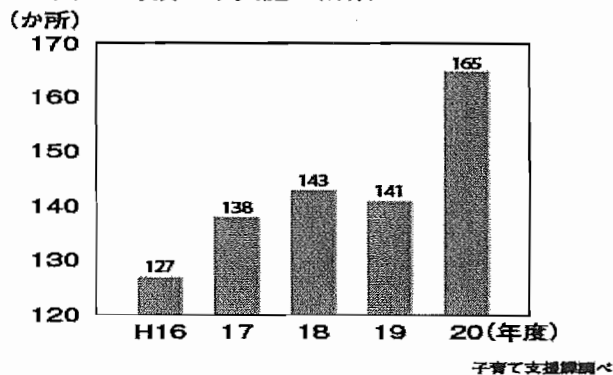
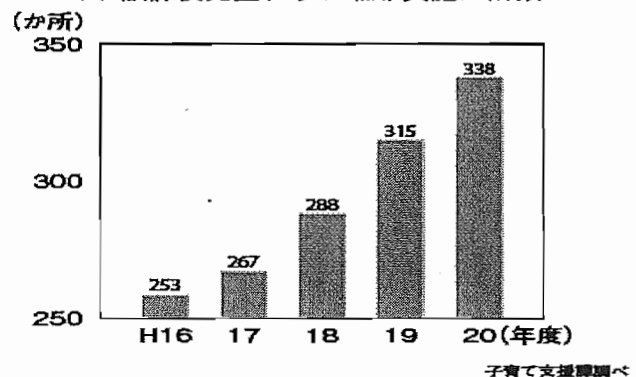


図 放課後児童クラブ(注)実施か所数



#### 〈施策の方向〉

子育てと仕事の両立支援をはじめ、すべての子育て家庭への支援を進めるため、保育所における特別保育の一層の拡充と保育の質の向上を図るとともに、幼稚園や認定こども園と連携するなど多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの提供を促進します。

また、放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブ(注)の設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成等に努めます。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 保育サービスの拡充

住民の生活実態や意向を十分に踏まえ、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育需要に応じて、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。併せて、保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、保育所職員に対する研修の充実を図ります。

また、待機児童解消に向け、広域入所の取組や保育所の整備などを推進するとともに、保育内容の充実に努めます。

さらに、保護者や地域の実情に応じて幼保の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた認定こども園の普及促進や幼稚園を活用した子育て

(注) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校低学年の児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。



支援、幼稚園での預かり保育の促進等により、就学前の幼児の教育・保育の充実を図ります。

(2) 放課後児童クラブの拡充

保護者が労働等により昼間家庭にいない子ども等の健全育成を図るため、地域の実情に応じて児童館のほか、学校の余裕教室等を活用するなど、入所を希望するすべての子どもが利用できるよう、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの数が71人以上の大規模なクラブについては、利用する子どもの安全の確保等を図るため概ね40人程度の適正規模への分割を促進します。

また、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

さらに、放課後児童クラブの運営や施設の整備等について定めたガイドラインや放課後児童指導員の資質向上のための教材を作成し、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

(3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性をはぐくみ、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担 当 課
通常保育の子どもの数（4月1日現在）	38,232人	40,127人	子育て支援課
特定保育実施か所数	1か所	6か所	子育て支援課
延長保育実施か所数	287か所	321か所	子育て支援課
夜間保育所実施か所数	2か所	2か所	子育て支援課
休日保育実施か所数	23か所	34か所	子育て支援課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)実施か所数	14か所	24か所	子育て支援課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)実施か所数	15か所	26か所	子育て支援課
一時預かり実施か所数	165か所	172か所	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数	338か所	406か所	子育て支援課

## 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

図 ファミリー・サポート・センター（注）  
実施市町村

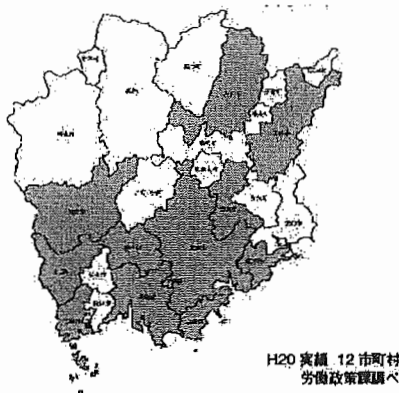


図 「おかやま子育て応援宣言企業」登録  
企業・事業所数

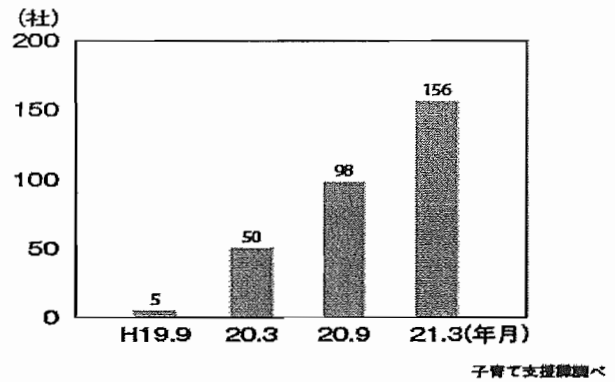


図 平日に19時までに帰宅する父親の割合  
（県民意識調査）

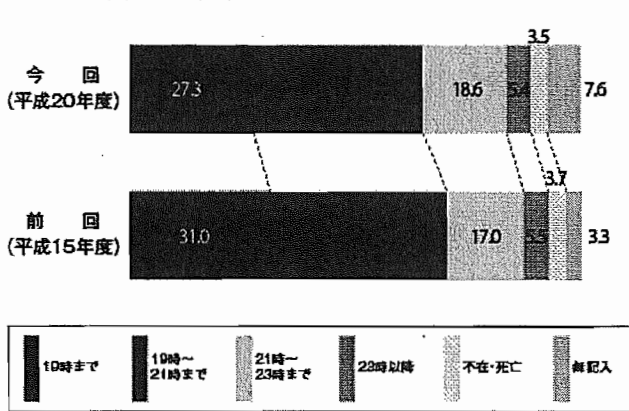
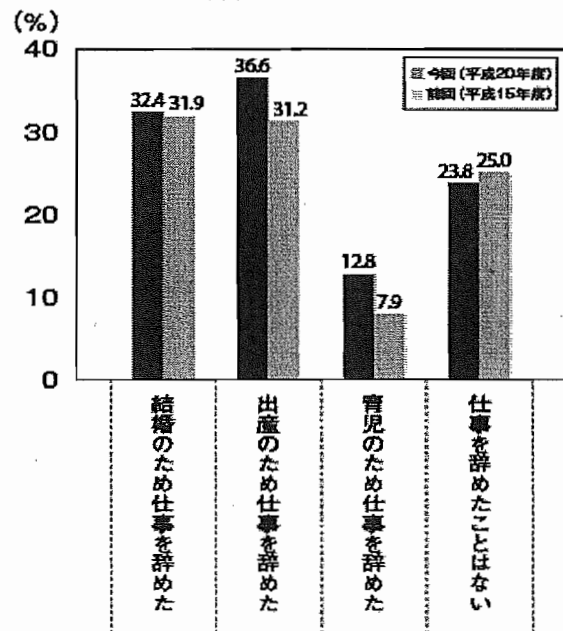


図 これまでに仕事を辞めたことがある人の  
割合（県民意識調査）〔主なもの〕



### 〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立ができるような法制度の普及・定着等を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組めます。

また、出産や育児のために仕事を離れた人に対する再就職支援を推進します。

### 〈重点施策〉

#### (1) 企業の意識改革への取組

男女がともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方の実現に向けて、

(注) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

労働時間の短縮や多様な働き方が可能となる環境づくりのため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター(注1)、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度の周知や、登録企業を対象としたサポート事業の推進等を通じ、企業の意識改革への取組を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業が拡充されるよう支援するとともに、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及・定着に努めます。

また、県が発注する建設工事や物品の販売、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 再就職への支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、岡山労働局等とも協力して再就職のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状 (H20)	目標事業量(H26年度)	担 当 課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	156社	500社	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	8か所	13か所	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	12市町村	15市町村	労働政策課
農家における家族経営協定(注2)締結戸数	352戸	430戸	農業経営課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.3% (H20)	40%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合	36.6% (H20)	25%	県民意識調査

(注1) 次世代育成支援推進センター：次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための、事業主の団体や連合団体。

(注2) 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

## IV 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護(注1)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害(注2)のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。

### 1 子ども虐待防止対策の推進

図 県内児童相談所における子ども虐待相談  
対応件数

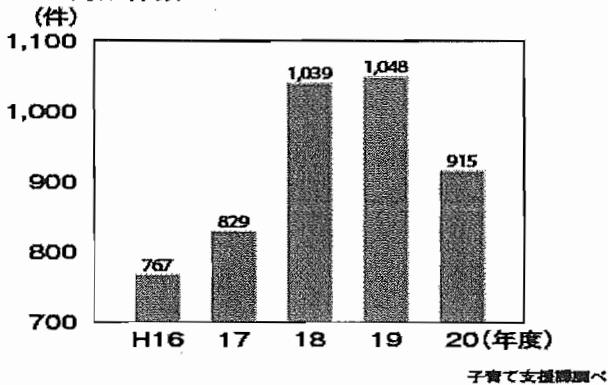
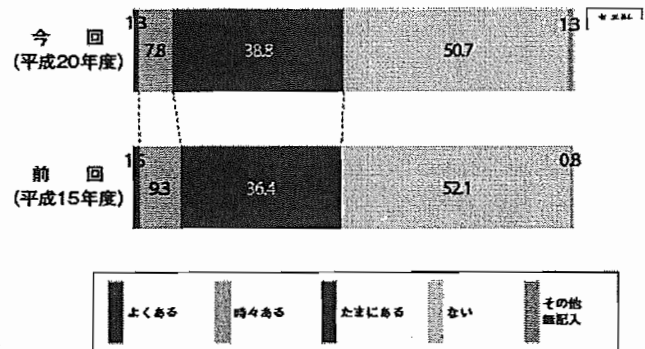


図 「子どもを虐待しているのではないか」  
と思う人の割合 (県民意識調査)



#### 〈施策の方向〉

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談の件数は増加するとともに、その事例も複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。

また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子ども虐待を防ぐ地域のネットワークを拡充します。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 発生予防対策の推進

子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等を解消するため、乳児家庭全戸訪問事業(再掲)や養育支援訪問事業(再掲)の県内全市町村での実施を目指すとともに、産科医等専門家によるハイリスク妊婦の早期発見や、支援を要する子どもの養育支援などを推進し、すべての子どもの切れ目のない支援に努めます。

また、地域の関係機関との連携の下に相談支援活動を行う児童家庭支援センター(注3)の設置を推進します。

同時に、市町村と保健所との緊密な連携の下、医療関係者等の専門職や民生(児童)委員・愛育委員・栄養委員等のボランティアの地域に密着した活動により、子ども虐待の予防と早期発見に重点を置いた取組を強力に推進します。

(注1) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、社会が責任を持って養育・保護する機能を果たすこと。

(注2) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害。

(注3) 児童家庭支援センター：児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設。

(2) 子ども虐待防止体制の充実

虐待を受けている子どもの保護と自立の支援、里親の拡充や施設等の充実など、虐待の防止から子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援施策を強力に進めます。

また、支援を必要とする子どもが置かれている状況を的確かつ効果的に把握できるよう、児童相談所に「子どものための総合情報システム」を構築するなど、子ども虐待防止体制の充実に努めます。

さらに、虐待は子どもへの著しい人権侵害であることから、子ども虐待問題が社会全体で早急に解決すべき重要な課題であることについて、県民の理解が深まるよう、啓発活動を推進します。

(3) 市町村の対応力の強化

虐待相談を含む子ども家庭相談の第一義的な対応窓口は市町村であることから、市町村と児童相談所はより一層緊密な連携を図り、支援する人の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「子どもが心配チェックシート(岡山版)」等を活用し、市町村の子ども家庭相談対応の支援を行います。

また、市町村職員を対象とした児童福祉司任用資格取得研修等を実施し、市町村の対応力の強化を図ります。

(4) 地域のネットワークの拡充

子ども虐待を防ぐためには地域ぐるみの取組が重要であり、虐待を早期に発見し対応するため、福祉関係者をはじめ医療、法律、保健、教育、警察等の地域の関係機関や愛育委員・児童委員等地域ボランティア等で構成する「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」が、県と県内全市町村に設置されていることから、その一層の機能向上に努めます。

また、地域の子育て支援ネットワークを強化することにより、虐待を受けている子どもやリスクを抱えている妊婦等、手厚い支援を必要としている子どもなどを地域ぐるみで支援します。

〈目標事業量〉

項	目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
児童家庭支援センター設置	か所数	0か所	1か所	子育て支援課

〈成果目標〉

項	目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもを虐待しているのではないかと思う(「よくある」、「時々ある」)人の割合		9.1% (H20)	0%	県民意識調査

## 2 社会的養護体制の充実

図 児童養護施設における小規模ケア実施施設数

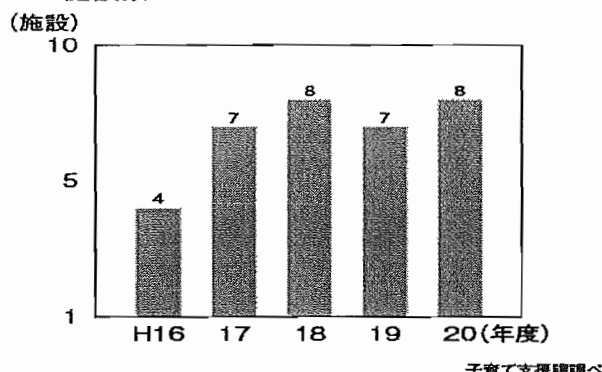
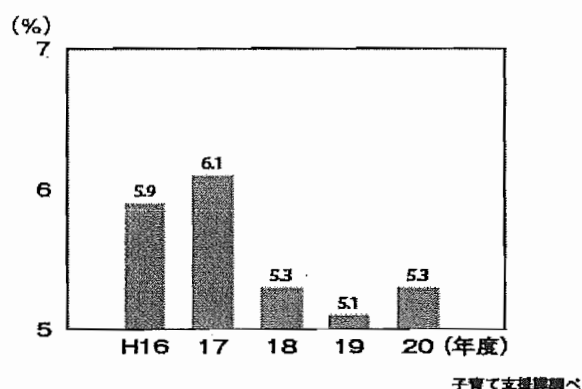


図 里親への委託率の推移



### 〈施策の方向〉

子どもは本来家庭で保護者によって養育されることが望ましいのですが、保護者がいない子どもや家庭で監護されることが適当でない子どもについては、児童養護施設等や里親といった社会的養護のもとで養育する必要があります。

このため、児童養護施設等の養護機能の強化や里親制度の充実を図るとともに、施設や里親のもとで養育されている子どもの権利を擁護する取組を強化します。

### 〈重点施策〉

#### (1) 施設養護の充実

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待を受けた子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分対応することができるよう、社会的養護体制の充実を図り、子どもの保護から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。

特に、家庭的な養護を推進するため、小規模グループケアの実施や地域小規模児童養護施設の設置に努めるとともに、子どもの安全・安心及びプライバシーに配慮した環境の整備に努めます。

また、施設を退所した後の子どもの自立を支援するため、自立援助ホーム(注1)を整備します。

#### (2) 里親制度の充実

里親制度は家庭での生活を通して愛着形成を図ることのできる意義深い制度であり、より積極的に活用していけるよう制度の普及・啓発を図ります。そのため、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親委託率の引上げを図るとともに、家庭的な環境の中で複数の子どもが交流しながら社会性を養う小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(注2)を実施します。

また、虐待等により専門的ケアが必要となった子どもの自立を支援する専門里親を養成するとともに、里親への養育相談を行うなど里親を支援します。

#### (3) 子どもの権利擁護の強化

施設や里親の下で養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で

(注1) 自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等のうち援助が必要な者に対し、日常生活上の援助及び生活指導を行い、社会的自立を支援する事業。

(注2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)：保護者がいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

構築してきた人間関係や地域環境等に十分配慮し、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、こうした子どもとその保護者に不安を与えないよう最大限配慮するとともに、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の権利が保障されていることをわかりやすく伝えます。

さらに、施設職員等を対象とした基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修などケアの質の向上のための取組を推進するとともに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図るなど、子どもの権利を擁護する取組を強化します。

〈目標事業量〉

項 目	現状 (H20)	目標事業量 (H26年度)	担 当 課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	8施設	10施設	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数	0か所	4か所	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率	5.3%	6.0%	子育て支援課
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数	0か所	3か所	子育て支援課

### 3 障害のある子どもの支援

図 障害児等療育支援事業の実施か所数

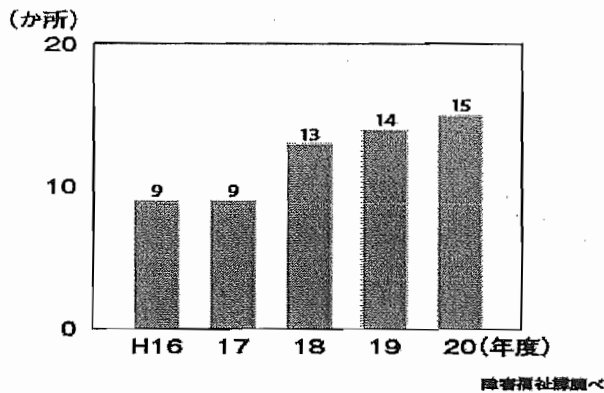
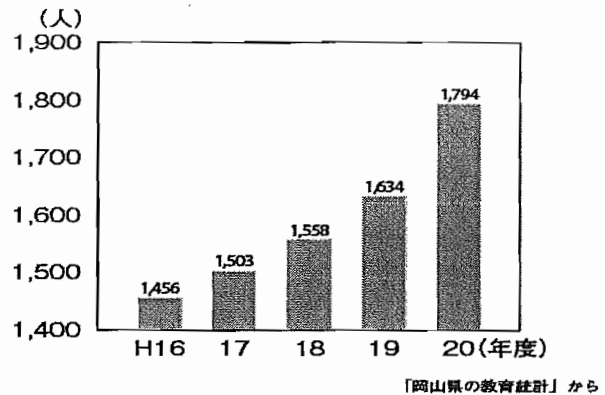


図 特別支援学校の子ども（児童・生徒）の数の推移



#### 〈施策の方向〉

障害のある子どもの支援については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育、障害の軽減を図るとともに、保護者の負担軽減、教育支援体制の整備等に努めます。

また、発達障害のある子どもの支援体制の整備を図ります。

#### 〈重点施策〉

##### (1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション(注)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童デイサービス事業や障害児通園事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

##### (2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもへの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等においては、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努め、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努めるとともに、これらの連携による支援体制の整備を進めます。

また、地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組をサポートするとともに、県民の理解促進を図ります。

(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。



〈目標事業量〉

項 目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
個別の教育支援計画(注)を作成している公立学校の割合			特別支援教育室
小学校	41%	100%	
中学校	45%	100%	
高等学校	2%	80%	
発達障害者支援体制整備事業（市町村支援体制整備事業）実施市町村数〔累計〕	4市町村	13市町村	障害福祉課

(注) 個別の教育支援計画：学校が保護者ととともに、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人ひとりについて作成するもの。

なお、高等学校における「個別の教育支援計画」は、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものをいう。

## 4 ひとり親家庭の自立支援

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18～64歳)のうち、大人が1人いる世帯世帯員の相対的貧困率

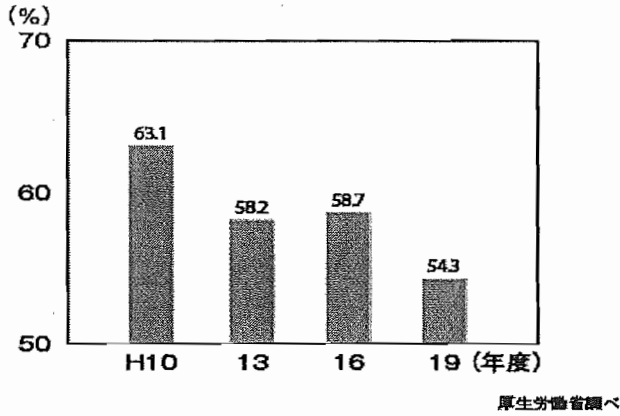


図 困っていることについて、あてはまるもの1つを回答した人の割合【母子世帯調査】

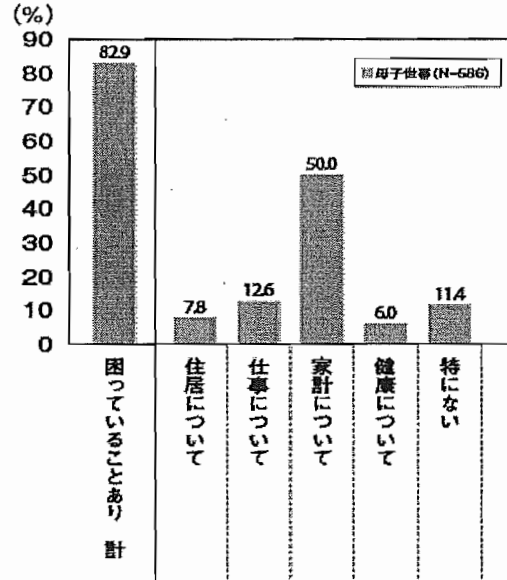
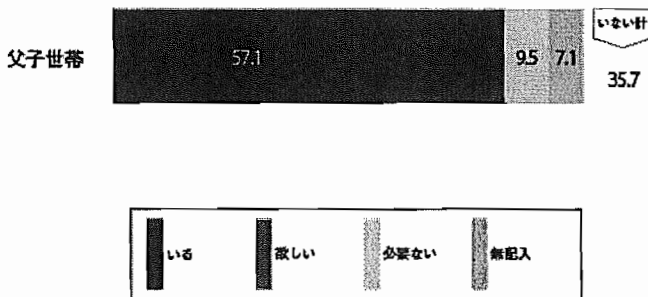


図 「現在相談相手がありますか」との問いに対する回答の割合【父子世帯調査】



### 〈施策の方向〉

母子世帯については、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援、生活の場の整備等を総合的に推進し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

### 〈重点施策〉

#### (1) 就業支援の強化

ひとり親家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、職業能力給付金等

の施策を推進します。

また、職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親等に対して就職活動支援や就職後の職場訪問等を実施します。

(2) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子自立支援員や母子福祉協力員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、インターネット等を活用し各種関係福祉施策の情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。

また、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。

さらに、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、関係機関と連携して養育費についての啓発や確保面での支援を促進します。

(3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

母子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大等によりひとり親家庭及び寡婦が自立に向けて活動が円滑に行えるよう、経済的支援を推進します。

また、ひとり親家庭等の生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠であるため、福祉部局と産業労働部局の連携を図ります。

〈目標事業量〉

項	目	現状(H20)	目標事業量(H26年度)	担当課
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数		24人/年	25人/年	子育て支援課

〈成果目標〉

項	目	現 状	成果目標	調 査 等
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】		50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】		57.1% (H20)	70%	県民意識調査

## 第6章 計画の推進に当たって

子育ての第一義的な責任は、保護者にあるということはいまでもありません。しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感が増大し、子どもの健やかな育ちが損なわれてきている実態をみると、次世代育成は当事者である一家庭だけの課題ではなく地域社会全体で協働して取り組まなければならない喫緊の課題であるといえます。

岡山県では、県民の皆さんとともに子育ての感動や楽しさをはぐくみ、子どもを中心として家庭や地域に笑顔があふれる社会を目指して、「新おかやま夢づくりプラン」において「教育と人づくりの岡山」の創造を基本戦略の一つに位置づけ、社会全体で子育てを支え合う環境づくりを総合的に進めているところです。そのためには、子育ての喜びを広げ、県民すべてが子どもの健やかな育ちに関心を持つとともに、積極的に協力していくという県民の総意が求められます。

このため、本計画の推進に当たっては、家庭、地域、企業や職場、学校、関係団体等と行政とが密接に協働しながら役割を分担し、一体となって各種の施策・事業に取り組んでいくこととします。また、目標事業量の進捗状況を毎年度点検し公表を行うなど、取組への成果を検証し、改善や新たな措置を講じるため、適切な進行管理を行うこととします。

さらに、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定などに応じて、計画内容の適時・適切な見直しに努めます。

### 1 家庭の役割

- ① 家族の一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、助け合う意識を持つ。
- ② 父親が積極的に家事や子育てにかかわり、男女が協力して家庭を築く。
- ③ 子どもの人権を尊重しながら親子のふれあいに努め、個性や能力を伸ばすよう努める。
- ④ 日常生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせる。
- ⑤ 子どもが自然体験や世代間のふれあい活動、スポーツ活動等へ参加する機会を積極的にもつように努める。

### 2 地域の役割

- ① 地域の子どもは地域の大人たちが見守り、育てるという意識を持ち、地域ぐるみの子育て支援に取り組む。
- ② 子育て家庭や学校、関係機関との連携を図り、地域におけるボランティア活動、文化活動、スポーツ活動など、子どもたちに多様な生活体験とふれあいの場を提供する。
- ③ 子どもを取り巻く環境の健全化に向けて、地域全体で取り組む。
- ④ 子どもや子育て家庭が外出時に不安のないように交通環境や生活環境の整備・改善に努める。

### 3 企業や職場の役割

- ① 子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう労働時間の短縮、育児休業など各種制度の充実や職場の雰囲気づくりに努める。
- ② 事業所内保育施設の整備や出産、育児のための退職後の再就職・再雇用の促進に努める。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とその実行に努める。
- ④ 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施に努める。

#### 4 学校の役割

- ① 一人ひとりの子どもの個性を尊重し、個々に応じた教育を推進することを通じて「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ。
- ② 子どもの人権に十分に配慮するとともに、子どもの意見を尊重した教育活動を推進する。
- ③ 学校と家庭・地域との連携を深め、地域の人材や社会資源を活用した取組を推進する。
- ④ 集団生活を通して、基本的な生活習慣や社会的規範を身につけさせるとともに、他人を思いやる心等をはぐくむ。
- ⑤ 乳幼児とふれあう機会や地域・世代間交流の場を提供する。

#### 5 関係団体の役割

- ① 関係団体は、専門知識を有する人材や機能を活用しながら、地域・行政と一体となって、子育て支援のために積極的に活動する。

#### 6 県、市町村の役割

- ① 県は、全庁的組織である「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」の下、子育て支援施策を、総合的・計画的に推進する。
- ② 県は、子育てに関する官民71団体からなる「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」と一体となって、社会全体で子育てをするための気運の醸成や県民の意識の啓発を図る。
- ③ 県は、市町村の行う事業の実施を支援する。
- ④ 市町村は、地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的かつきめ細かく展開する。
- ⑤ 県・市町村は、子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体等と協働して、子育て支援施策を積極的に推進する。

[資料編]

平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	正しい知識の普及と情報提供	愛育委員との連携	子育ての不安軽減や親子の健康づくりを図るため、保健所や市町村と愛育委員が連携し、正しい知識の普及啓発を行います。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	全戸訪問による早期支援	乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行うなど、子育ての孤立化を防ぎます。	保健福祉部	子育て支援課・健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	全戸訪問による早期支援	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断した家庭に保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導助言を行うとともに、適切な養育が行われるよう専門的な支援を実施します。	保健福祉部	子育て支援課・健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	健康診査と保健指導等の充実	健やか親子21推進強化事業	「健やか親子21」の県計画である「新世紀おかやま母子保健計画」の中間評価に基づく本県の実情に即し、市町村、学校、医療機関、ボランティア団体等と連携を図りながら、安心して子どもを生み育てるための地域づくりを推進します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	健康診査と保健指導等の充実	妊婦健康診査臨時特例事業	国庫補助(交付金)を原資とする基金を県に造成し、市町村に対し、妊婦健康診査に必要な経費を補助することにより、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	健康診査と保健指導等の充実	新生児聴覚検査事業	新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施し、聴覚障害の早期発見・早期療育に努めます。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	健康診査と保健指導等の充実	先天性代謝異常等検査事業	新生児に対して採血による検査を実施し、フェニルケトン尿症、楓糖尿症、ホモステイン尿症等の5疾患及びクレチン症の早期発見に努めます。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	健康診査と保健指導等の充実	発達障害児支援強化事業	発達障害児に関わる保健・福祉・教育・医療等、支援機関が検討会を開催し、切れ目なく継続した支援体制づくりを目指します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	相談体制の充実	子どもの健やか発達支援事業	障害児又はその疑いのある子どもや、育児不安を持つ母親に対し、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談窓口を設置します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	歯の健康づくり	歯の健康づくり強化事業	320運動や8020運動の積極的な普及啓発及び具体的な施策を普及させるとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を図ります。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	歯の健康づくり	地域歯科保健対策協議会	地域歯科保健体制の整備や人材の育成活動について、関係団体等と連携を図りながら展開します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	歯の健康づくり	6才臼歯を守るう大作戦事業	6才臼歯をむし歯や歯周病から一生を守ることで口腔機能を維持し、生活の質の向上を図り、生涯にわたる健康づくりを推進します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	思春期保健対策の充実	ひきこもり予防支援事業	思春期・青年期のひきこもりの本人、家族を支援するため、ひきこもりサポーターの養成や専門家の派遣、居場所支援を行い社会参加の促進を図ります。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	思春期保健対策の充実	薬物乱用防止教室の実施	児童生徒の発達段階を踏まえ、薬物乱用の有害性、危険性並びに指導方法について、教職員等を対象に薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育を充実します。	教育庁	保健体育課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	母子保健対策の充実	不妊治療対策の充実	不妊治療対策事業	不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する悩みや治療の相談等を行うため、不妊専門相談センターを設置するとともに医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	次代の親の育成	(再掲)健やか親子21推進強化事業	「健やか親子21」の県計画である「新世紀おかやま母子保健計画」の中間評価に基づく本県の実情に即し、市町村、学校、医療機関、ボランティア団体等と連携を図りながら、安心して子どもを生み育てるための地域づくりを推進します。	保健福祉部	健康対策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	若者の就職支援	日本版デュアルシステム訓練事業(人材育成)	概ね40歳未満の求職者の方又は職業能力形成の機会の少ない求職者の方を対象に、民間教育訓練機関等(専門学校等)へ委託し、職業意識の啓発から座学による知識の習得、企業等における職場実習まで、一貫した職業訓練を実施します。	産業労働部	労働政策課
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	若者の就職支援	おかやま若者就職支援センター運営事業	カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就業に関する一貫したサービスを提供する、おかやま若者就職支援センターを運営し、若者の正規雇用での就業促進を図ります。	産業労働部	緊急雇用対策室

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	若者の就職支援	おかやま新規学卒者就職応援事業	学校等への出張相談や関係機関が連携した協議会による各種就職支援事業等を実施し、新規学卒者の県内就職の促進を図ります。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	若者の就職支援	新規学卒者等就活アシスト事業	学校等への出張相談、未就職卒業者向けの就活講座を開催し、新規学卒者や未就職卒業者が正規雇用として就職するための支援を行います。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	若者の就職支援	未就職卒業者就職応援事業	未就職卒業者が、企業での体験就業を通じて、社会人としての基礎知識・技術を習得するとともに、正規雇用としての就職につながるよう支援します。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	困難を有する子どもや若者の支援	おかやま子ども・若者育成支援事業	ニート・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で、困難を有する青少年を支援するためのネットワークづくりを図ります。	生活環境部	青少年課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	困難を有する子どもや若者の支援	地域若者サポートステーション連携事業	ニートと呼ばれる若年無業者等の職業的自立を支援するため、国が実施する地域若者サポートステーションを総合相談窓口として、県は自宅訪問による支援対象者へのきめ細やかな支援や就労意欲を高める体験型のセミナー等を実施します。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	困難を有する子どもや若者の支援	若年無業者就職等支援事業	ニートやフリーター等の失業者が農業関連の仕事に就くことを目指し、農園や農家において農作業、農産物の販売等の経営実践に従事します。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	困難を有する子どもや若者の支援	若年無業者ピア・サポート事業	悩みを抱えたり、困っている若年無業者が、親や周りの人に心の中を打ち明けることができないときなど、カウンセリング技法の研修を受けたピア・サポーターが相談にのり、一緒に話し合う中で、問題の解決に向けた手助けをします。	産業労働部	緊急雇用対策室
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	結婚を応援する環境づくり	結婚支援事業「どきつとびびつときゅーびつと21」	少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化への対策を図ることを目的として、結婚を希望しながらも出会いに恵まれない独身男女を対象に食事会や講座等を行い、出会いの場を提供します。	保健福祉部	子育て支援課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	家庭の教育力の向上	家庭向け教育情報紙の発行	岡山県の教育の現状と課題、教育行政の取組や今後の方向について、保護者に対し情報提供を行い、学校・家庭・地域社会が連携した教育を推進します。	教育庁	教育庁総務課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	家庭の教育力の向上	子育て・親育ち応援事業	地域の子育て経験者や専門家の連携による「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して、情報や学習機会の提供・相談対応を行うなど積極的かつきめ細やかな家庭教育支援を行ったり、今後の啓発モデルとして民間の家庭教育支援団体と行政が協働して、効果的なプログラム開発を行います。	教育庁	生涯学習課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	家庭の教育力の向上	地域の子育て応援団育成事業	子どもの健全育成や家庭教育支援に関する学習・交流機会等を提供するとともに、地域の子育て応援団の育成を図ります。	教育庁	生涯学習課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	家庭の教育力の向上	ばっちり！モグモグ“ツウウィーク”生活リズム向上事業	子どもの生活リズム向上をめざし、チャレンジカードを使って子ども自身がくらしをふりかえる活動を行います。	教育庁	生涯学習課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	家庭の教育力の向上	少年サポート活動の推進(家庭対策)	「少年を守る母の会」等に家庭における問題少年への対処方法等について必要な情報提供を行うなどの支援を強化するとともに、しつけを基調とした家庭教育充実のための広報啓発活動を推進します。	警察本部	少年課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	男女共同参画による子育ての推進	男女共同参画推進事業	ウイズセンターを拠点施設として、各種講座の開催等啓発活動等を展開するとともに、関連施策を総合的、計画的に推進します。	生活環境部	男女共同参画課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	家庭の子育て力の充実	男女共同参画による子育ての推進	おかやま子育て応援宣言企業パパ育児取組うね助成金事業	おかやま子育て応援宣言企業として登録した企業・事業所のうち、一定の要件を満たす事業主に対し、従業員の仕事と子育ての両立支援に役立ててもらうため、助成金を支給します。	保健福祉部	子育て支援課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食の安全・安心の確保	リスクコミュニケーションの推進	食品添加物や残留農薬等について、食品工場への視察や生産者、製造者等と一般消費者、行政間で意見を交換し情報を交わすことで食の安全・安心への理解を深めます。	保健福祉部	生活衛生課
I子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	食育推進事業	「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」及び「岡山県食育推進計画」に基づき、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。また、学校、地域、家庭等のあらゆる機会を通じ食育の意識の向上を目指すとともに、地域の特性を生かした取組を進めます。	保健福祉部	健康対策課



## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	地域子育て創生事業(県民局実施分)	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を行うことにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	農業体験教育推進事業	農業体験学習の指導等を行うインストラクターを設置し、学校教育、地域教育の各段階での農業体験学習の推進に対する支援や、ニーズにあった農業体験学習機会を提供します。	農林水産部	農業経営課
I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	岡山っ子ごはんでGO!GO!事業	小学生とその保護者を対象にごはん料理づくり等を通じたごはんの重要性の啓発や栄養士等指導者を対象に伝統食の実習等を通じた講座の開催により、日本型食生活の定着と米の消費拡大を推進します。	農林水産部	生産流通課
I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	栄養教諭の配置	義務教育諸学校における食に関する指導の一層の充実を図るため、栄養教諭を配置します。	教育庁	教職員課
I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり	食の安全・安心の確保と食育の推進	食育の推進	栄養教諭を中核とした食育推進事業	栄養教諭を中心に、学校・家庭・地域が連携し児童生徒に正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけさせることができるよう食育を推進します。	教育庁	保健体育課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	ユニバーサルデザイン推進事業	「誰もが暮らしやすいおかやまづくり」を進めたいくため、ユニバーサルデザインの考え方を県の施策全般に取り入れるとともに、NPOや市町村と連携しながらユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。	企画振興部	企画振興課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	ユニバーサルデザイン(UD)啓発ワゴンサービス事業	UD啓発パネルやUD製品、UD体験用具等を載せたワゴン車による訪問啓発サービスを行い、ユニバーサルデザインの県内全域への浸透を図ります。	企画振興部	企画振興課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の早期実現に向けて、「岡山県男女共同参画推進本部」を設置し、関係施策を総合的・効率的に推進します。	生活環境部	男女共同参画課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	(再掲)男女共同参画推進事業	ウイズセンターを拠点施設として、各種講座の開催等啓発活動等を展開するとともに、関連施策を総合的・計画的に推進します。	生活環境部	男女共同参画課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	ウイズ・ステージアップ事業	県の男女共同参画基本計画である「新おかやまウイズプラン」が平成22年度をもって満了するにあたり、次期(第3次)プランを策定します。	生活環境部	男女共同参画課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	青少年健全育成推進事業	青少年問題の重要性を踏まえ、広く県民の総意を結集し、青少年健全育成県民運動を推進し、青少年の健全な育成を図ります。	生活環境部	青少年課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	おかやま青少年さんあい運動推進事業	「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を開催するとともに、「おかやま青少年さんあい運動」を推進することにより、青少年の健全育成と社会参加の促進を図ります。	生活環境部	青少年課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進	子どもを健やかに生み育てるために必要な施策の総合的な企画調整を行い、その推進を図り、出生率の向上に資するために、子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部を設置運営します。	保健福祉部	子育て支援課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会の運営	講演会の開催や構成団体の活動を通じ、子どもを健やかに生み育てるための環境づくりの啓発を推進します。	保健福祉部	子育て支援課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	子育て夢づくり応援キャンペーン事業	少子化問題の重要性を県民とともに考える子育て夢づくり応援キャンペーン事業を実施し、少子化についての県民意識の高揚を図ります。具体的には、イベント「おぎやと21」、「子育て応援キャンペーン」を実施します。	保健福祉部	子育て支援課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	「ももっこカード」の普及啓発	企業や市町村等との協働により開始した「ももっこカード」の普及啓発を図り、県民運動として「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に取り組みます。	保健福祉部	子育て支援課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	児童生徒人権啓発ポスター募集事業	すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに支えあう「共生社会おかやま」の実現を目指すため、県内の児童・生徒から人権に関するポスターを募集し、児童・生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、応募作品を活用して県民への啓発事業を実施します。	産業労働部	人権施策推進課
II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	「おかやま教育の日」関連事業	毎年11月1日の「おかやま教育の日」、11月1日～7日の「おかやま教育週間」を中心に、県下全域の幼稚園、学校、教育機関、教育施設、各種団体において、教育に関するさまざまな取組を展開します。	教育庁	教育庁総務課



## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	県民みんなで子育てをする気運の醸成	「心と命の教育活動」の推進	中・高校生等を対象に、NPO法人による犯罪被害者遺族の講話「命の授業」と警察の少年補導員による非行防止講話「心と命の教室」を聴講させることにより、「命の大切さ」等を自覚させるとともに、規範意識の向上を図ります。	警察本部	県民応援課 少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	広域補導	列車・バス内での補導、広域的な行事の際の補導等、市町村の範囲を超えた広域的な非行防止を図ります。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	青少年健全育成促進アドバイザー制度	各種団体等が開催する研修会に、「青少年健全育成促進アドバイザー」を派遣することにより、家庭、地域等の教育力の向上を促進します。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	青少年相談員制度充実強化	複雑・多様化する青少年問題に地域で適切に対応するため、身近なところで相談に応じる「青少年相談員制度」の充実・強化を図ります。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	児童館、児童センター、保育所や学校の空き教室等地域住民に最も身近な社会資源を利用し、昼間保護者のいない概ね小学校低学年の児童に対し、育成・指導・遊びによる発達助長などのサービスを行う放課後児童クラブの設置育成を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	学校支援地域本部事業	中学校区に「学校支援地域本部」を設置し、地域住民による学校支援ボランティアが学校教育活動を支援する取組を進め、地域全体で学校教育を支援する体制を整備します。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	「はばたけ！おかやまっ子」支援プロジェクト	子どもが地域社会における様々な体験活動等を通じて、豊かな人間性、社会性を身に付け、社会人として自立しながら、よりよい地域社会の形成へ参加・参画していくことができるよう支援します。(「好きじゃ！おかやま」支援事業・おかやま☆子ども参観日・「地域デビュー」支援事業)	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	全国非行防止運動	7・11月の全国健全育成強調月間に呼応して、各警察署単位で非行防止運動を展開します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	「たまり場ゼロ作戦」の展開	少年警察協働員等の街頭活動を促進し、コンビニエンスストア等の管理者対策を強化するとともに、移動補導車を効果的に活用して少年のたまり場対策を推進します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	少年サポートセンターの運営	少年サポートセンターを中心に、街頭補導活動、有害情報の監視活動、少年非行問題等の情報発信活動等を強化するとともに、少年の問題行動を早期に把握して、学校、児童相談所等の関係機関・団体と連携した家庭への支援を含め適切な対応を行います。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	少年サポート活動の推進(学校対策)	学校と連携し、「非行防止教室」や薬物乱用防止広報車「桃太郎っ子サポート号」を効果的に活用した「薬物乱用防止教室」の開催を推進します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	県民みんなで子育てをする気運の醸成	地域社会の教育力の向上	少年サポート活動の推進(地域対策)	地域住民、保護者を対象とした非行防止研修会等を開催するなど、少年非行に関する情報発信や地域における非行防止意識の高揚と情報交換の活発化を推進します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援ネットワークの充実	「生徒指導推進協力員」配置事業	警察官経験者(少年補導)や教職経験者(校長等管理職)などの地域の人材を「生徒指導推進協力員」として派遣し、子どもの問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に努めるとともに、小学校の生徒指導体制の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援ネットワークの充実	(再掲)子育て・親育ち応援事業	地域の子育て経験者や専門家の連携による「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して、情報や学習機会の提供・相談対応を行うなど積極的かつきめ細やかな家庭教育支援を行ったり、今後の啓発モデルとして民間の家庭教育支援団体と行政が協働して、効果的なプログラム開発を行います。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援ネットワークの充実	市町村家庭教育担当者等研修会	市町村の家庭教育担当者が一堂に会して、資質向上を図り、市町村間の情報交換を深めることにより、まちぐるみの家庭教育支援体制の構築の一助とします。	教育庁	生涯学習課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援組織の育成	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。	保健福祉部	健康対策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援組織の育成	地域組織活動(母親クラブ)の推進	地域において、親子及び世代間の交流、文化活動及び児童の事故防止活動などの児童健全育成活動を行う母親クラブの設置育成を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援組織の育成	岡山いきいき子育て応援事業	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動を公募・選定し、当該事業を行う団体に補助することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育て支援組織の育成	ファミリー・サポート・センターの充実支援	労働者の仕事と生活の両立を支援するため、市町村が設置する「ファミリー・サポート・センター」事業が拡充されるよう支援し、労働者が仕事と生活を両立できる環境を整備します。	産業労働部	労働政策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	中山間地域魅力づくり支援事業	中山間地域における活性化対策の一つとして、地域が抱える少子・高齢化の課題について、空き施設を活用した世代間交流事業など、市町村の個性的な取組を支援します。	企画振興部	中山間地域振興室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭に対して、子育て不安を解消するために、気軽にかつ自由に利用できる場を開設するとともに、相談や情報提供も行い、子育て支援の講習会等を実施します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	地域子育て支援拠点エンパワメント事業	「地域子育て支援拠点」が地域でその機能をいかに発揮できるよう、従事者の資質向上と支援内容の充実、地域資源との連携の強化等を目的とした研修を開催します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	児童ふれあい交流促進事業	市町村における地域の実情に応じた取組として、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進することにより、子育て家庭の支援や児童の健全育成を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	子育て支援のための拠点施設の整備	子育て支援のための拠点施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	ふれあいの拠点づくり	地域子育て支援拠点の環境改善	地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	多様な子育て資源の掘り起こし	子育て大学・地域タイアップ事業	保育士養成大学等有する知的・人的資源、ネットワーク、施設を活用して、大学等を核とした産・学・官・民協働の子育て支援岡山モデルを創造します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	多様な子育て資源の掘り起こし	(再掲)岡山いきいき子育て応援事業	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動を公募・選定し、当該事業を行う団体に補助することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	地域における人材の養成確保	男女共同参画ゼミナール事業	男女共同参画を推進するため、広範なネットワークづくりや男女共同参画の視点を持った人材養成、また、指導力・行動力を身につけたリーダーの養成を行います。	生活環境部	男女共同参画課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	地域における人材の養成確保	民生委員・児童委員の研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質向上、相互理解の促進に努めます。	保健福祉部	保健福祉課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	地域における人材の養成確保	民生委員・児童委員協議会の活動促進	もともと地域に密着した活動を行う地区民生委員協議会が行う研修事業に対して助成し、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、協力体制を整えることにより、地域住民の福祉ニーズへのきめ細かく適切な対応を図ります。	保健福祉部	保健福祉課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	地域における人材の養成確保	(再掲)地域子育て創生事業(県民局実施分)	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を行うことにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育てサービス情報の発信	(再掲)愛育委員会との連携	子育ての不安軽減や親子の健康づくりを図るため、保健所や市町村と愛育委員会が連携し、正しい知識の普及啓発を行います。	保健福祉部	健康対策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	地域ぐるみの子育て支援の推進	子育てサービス情報の発信	地域子育て創生事業(市町村実施分)	地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を行う市町村を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備します。	保健福祉部	子育て支援課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	地域・世代間交流の促進	岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外実習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて、県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を高めていきます。	生活環境部	自然環境課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	地域・世代間交流の促進	みどりふれあい事業	県民総参加によるみどり豊かな郷土づくりを推進するため、みどりの大会の開催、緑の募金運動、緑の少年隊等の育成、指導といった各種緑化関連事業を実施します。	生活環境部	自然環境課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	地域・世代間交流の促進	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	森林とのふれあいを通じて、県民に森林の働きや大切さについて理解を深めてもらうため、小中学生や地域のボランティアによる植樹・保育のつどいを開催するなど、県民参加による森づくりを推進します。	農林水産部	林政課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	社会参加活動への支援	『エエトこおかやま』青少年楽習サポート事業	岡山の持つ優れた資産について楽しく学習して、青少年の郷土への誇りと愛着の醸成を図ります。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	社会参加活動への支援	青少年の島事業	青少年が自然とのふれあいを通じて自然の厳しさ、尊さを知るとともに、団体生活を行うことにより、勇気・友情・忍耐力を養う場を提供します。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	社会参加活動への支援	善行・優良事例の顕彰	私たちの身の回りにある、青少年の善意ある行為、勇気ある行為等を、地域の人みんなで認め、励ます顕彰制度を実施します。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	社会参加活動への支援	少年警察協助力活動	各署管内の民間ボランティア1,000人を警察本部長が委嘱し、同管内において主として街頭補導と継続補導に従事します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	「集まれ！科学好き」開催事業	高校生・中学生などに、日頃の研究成果をポスターセッションやデモンストレーション等の手法で発表する研究発表・交流の場を提供するとともに、最先端で活躍する研究者の講演会等を提供します。	企画振興部	企画振興課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	環境学習エコツアー	小・中学校や子供会、町内会等のコミュニティ団体等を対象とした環境関係施設(廃棄物処理施設等)を1カ所以上見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	生活環境部	環境政策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	環境学習出前講座	移動環境学習車等を活用し、NPO等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球環境や自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。	生活環境部	環境政策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	環境学習所内講座	環境学習の推進の一環として、環境問題に関心のある学校、環境活動団体等を対象に、環境保健センターで体験型学習講座を行います。	生活環境部	環境政策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	身近な川の健康診断	小学校高学年を対象に水生生物の調査やバックテストを用いた「身近な川の健康診断」を普及します。	生活環境部	環境政策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	(再掲)ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	森林とのふれあいを通じて、県民に森林の働きや大切さについて理解を深めてもらうため、小中学生や地域のボランティアによる植樹・保育のつどいを開催するなど、県民参加による森づくりを推進します。	農林水産部	林政課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学級編制の弾力化	小・中学校の教育課題に効果的に対応するため、一定規模の中学校の全学年と小学校第5・6学年において、学級編制基準を35人に引き下げ、きめ細かな指導を推進します。	教育庁	教職員課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	小1グッドスタート支援事業	地域住民等を学級担任等の補助を行う教育支援員として小学校第1学年に配置し、児童の基本的な生活習慣の確立や基礎学力の向上等を図るとともに、学校生活が円滑にスタートできるよう支援します。	教育庁	教職員課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	不登校対策のための教員派遣事業	不登校生徒が多い中学校において、この対策にあたる教員を不登校対策教員として位置付け、校内体制の整備や関係機関との連携を推進させるなど、不登校問題の解決に向けての取り組みを充実します。この不登校対策教員が円滑に活動できるよう、非常勤講師を中学校へ派遣します。	教育庁	教職員課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学力向上検討委員会	小学校から高等学校までを見通した学力向上の取組の方向性を示すとともに、学力向上アクションプランを検証・改善します。	教育庁	指導課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	授業改革協力員の指定	授業力のある教員を協力員として指定し、研究の企画・運営や授業公開により、地域の授業改革の核として、学力向上の取組を推進します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学力向上実践校の指定	中学校区を指定し、授業公開及び研究協議会等を実施することで、教員の意識や授業を改革し、児童生徒の学力向上を図ります。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	「教科指導の匠」活用事業	授業力のある退職教員等を学校や研修会等に派遣し、専門的な指導・助言を行います。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学校力向上支援スタッフ巡回事業	学校経営等について豊富な知識と経験を有する退職校長を派遣し、学校のニーズに応じて、継続的に指導・助言を行います。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学力・学習状況調査事業	平成23年度に、県内の中学校第1学年の全生徒を対象に、国、社、算、理の学力調査と学習習慣等に関する質問紙調査を実施するために、調査問題を作成します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学習到達度確認テストシステムの実施	学習到達度確認テストをウェブシステムから配信し、各学校が児童生徒の学習到達度を確かめるとともに、学習のつまづきの把握や授業改善に役立てます。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを指導課に配置し、不登校やいじめ等の課題を抱えた児童生徒の家庭環境に働きかけたり、医療・福祉系の関係機関と連携を図りながら、その問題を解決します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	生徒指導推進協議会	学識経験者等からなる協議会を年間2回開催し、県としての生徒指導の在り方・方針を協議します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	思春期サポート事業	いじめや不登校の他、リストカット等の課題を抱える生徒に対して、カウンセリングやロールプレイ等を用いた自殺予防教室等で指導を行うため、臨床心理士等を高等学校へ派遣します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	いじめ防止プロジェクト	児童生徒のいじめ防止に対する意識を高めるため、いじめを考える週間に「いじめ防止推進大会」を開催するとともに、いじめの未然防止のための校内研修を支援します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	児童生徒自立支援事業	学校・家庭・教育支援センター(適応指導教室)等関係機関とのネットワークを活用し、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題に対する効果的な未然防止や早期対応の在り方を研究します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学校問題解決支援事業	いじめ等の問題で保護者等の対応について、学校だけでは解決困難な状況が生じた場合に、保護者及び学校等が相談することのできる窓口を配置します。また、校内で重大な事案が発生した場合、学校支援のための専門家チームを派遣します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校など、学校不適応事例への適切な対応ができるよう、心の専門家である臨床心理士等のスクールカウンセラーを小・中学校に配置します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	スクールサポーター配置事業	地域の人材等を活用した「スクールサポーター」を小・中学校に配置し、家庭への訪問指導を中心とした不登校児童生徒や保護者への支援等を行います。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	岡山チャレンジ・ワーク14(中学生の職場体験)	中学生の地域における職場体験活動等を通じて、望ましい職業観や勤労観を育てるとともに、子どもを地域で守り育てようとする気運を醸成します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	教育相談員配置事業	いじめ問題・不登校問題をはじめ、教育に係る悩みに対応する教育相談員を相談室に配置します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	豊かな体験活動推進事業(農山漁村ふるさと生活体験推進校)	小学生の農山漁村における長期宿泊体験について、他校のモデルとなるような体験活動を推進します。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	ネットパトロール事業	いわゆる学校裏サイト等のインターネット上の掲示板を検索・監視し、いじめや誹謗中傷、犯罪被害から児童生徒を守るネットパトロールを実施します。	教育庁	指導課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	3年保育の推進	入園を希望する満3歳児～5歳児に対する質の高いきめ細かな幼児教育の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間の終了後に行う預かり保育の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	幼稚園の子育て支援活動の充実	幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たせるよう園庭、園舎を開放したり、幼児教育相談に応じたりするなど、子育て支援活動の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しない状況(いわゆる学級崩壊)や暴力行為等により授業が成立しないといった問題解決のために警察OBや教員OB等、必要に応じた地域の人材等を「学級サポートチーム」として小・中学校に一定期間派遣し、直接、学校において児童生徒にかかわったり、学校の生徒指導体制について助言を行います。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	訪問カウンセリング事業	学校内外の専門家や専門機関に全く相談していない(できない)不登校の児童生徒やその保護者に対し、臨床心理士等の専門家が直接、家庭等に向く訪問相談体制の在り方について調査研究を行います。	教育庁	指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	(再掲)放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	(再掲)学校支援地域本部事業	中学校区に「学校支援地域本部」を設置し、地域住民による学校支援ボランティアが学校教育活動を支援する取組を進め、地域全体で学校教育を支援する体制を整備します。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	生きる力応援プラン「夢さがしの旅」推進事業	不登校で悩む子どもや保護者を対象に体験活動や交流活動の機会を提供し、子どもたちの自立や保護者同士の交流を支援します。	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	子どもの生きる力の育成	学校教育の推進	子ども読書活動活性化事業	子どもが自主的に読書活動を行うことができるような環境の整備を推進します。(・岡山県子ども読書活動推進会議・子ども読書活動推進地域フォーラム・言葉の力向上支援事業)	教育庁	生涯学習課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な遊び場の整備	児童厚生施設整備事業	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とし、また、地域住民参加による健全育成活動の拠点施設となる児童館等を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な遊び場の整備	民間児童厚生施設等活動推進事業	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動を育成する児童館活動の促進を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な遊び場の整備	岡山県冒険遊び場づくり促進事業	自ら創造・工夫遊びを創り出していく「冒険遊び場」の活動を県内に広めることにより、子どもたちがいきいき、のびのびと育つことのできる環境づくりを目指します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な遊び場の整備	都市公園整備事業	総合グラウンド、倉敷スポーツ公園等の整備・維持管理を行います。	土木部	都市計画課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な生活環境の整備	福祉のまちづくりの推進	「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自分の意思で自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現をめざします。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な生活環境の整備	交通安全施設整備事業	通学路や交通事故の多発している道路等において、交通事故から県民を守るため、歩道、自転車歩行者道等の交通安全施設を整備します。	土木部	道路整備課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な生活環境の整備	おかやまUDまちづくり推進事業	県民・市町村主導のUDまちづくりが行われるように、UD体験ワークショップ、UDたてもものコンテストを実施し、人材の育成を図ります。	土木部	建築指導課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な生活環境の整備	歩行者安全安心対策(「愛ライン」の設置)	通学路や利用者の多い横断歩道では、車両の停止線の位置を2mから最大5mまで後退させ、さらに主要箇所には、マスカットグリーンのカラー表示線を設置して、歩行者に優しい道路環境を整備します。	警察本部	交通規制課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安全な生活環境の整備	押しボタン式信号機等の設置	通学路のうち、特に交通危険箇所押しボタン式信号機を設置し、歩行者の交通事故防止を図ります。	警察本部	交通規制課



## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	多角的な情報発信	県内の各地域、職域における自主防犯活動実践団体等に対して、その時々々の安全・安心関連情報をダイレクトに届け、その活動のさらなる活発化・充実化を図ります。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	県内一斉「犯罪ゼロの日」の実施	毎月、第2金曜日を「犯罪ゼロの日」に設定し、県内一斉に犯罪抑止のための広報活動等に取り組みます。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	道路、公園、駐車場、住宅等の防犯指針普及促進事業	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を踏まえ、大規模スーパーや住宅展示場等で広報啓発活動を実施し、防犯性の高い住宅の普及を図ります。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	自主活動見舞金事業	安全・安心まちづくりに関する自主活動による事故に対する見舞金を支給します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	青色防犯パトロール支援事業	自主パトロール隊等が青色回転灯を装備したパトロールカーを配備する際、青色回転灯の購入費用の1/2を補助します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	青色防犯パトロールによる広報の実施	自主パトロール隊等が実施している青色回転灯を装備したパトロールカーが広報活動を行う際、その機材等の支援を行います	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	「地域の力」クローズアップ事業	子どもの見守り活動や自主パトロール活動について先進的・効果的な取組を紹介し、安全・安心まちづくりの活動の活性化を図ります。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	地域安全マップ普及促進事業	子どもの危険予測・危険回避能力を養う地域安全マップの作製を促進するため、指導者養成講座や地域安全マップづくりの普及講座を開催します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	小学校における「おはよう、おかえり」県民運動	小学校でのあいさつ運動と防犯教室を実施し、各地域のあいさつ運動を活性化し地域の連携を促進します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	子どもの安全・安心見守りモデル事業	市町村と連携し、小学校区単位での子どもの見守り活動が活発かつ効果的に行われるよう支援します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	子どもの安全・安心見守り宣言	子どもの安全・安心を確保するため、業界団体等との協働による子どもの見守り活動の活発化・充実化を図ります。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	子どもの110番の家セーフティーコーン設置	「子ども110番の家」の効果的な運用を図るため、モデル的に「子ども110番の家」にセーフティーコーンを設置します。	生活環境部	安全・安心まちづくり推進室
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	幼児交通安全対策の推進	地域の幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ)のリーダー研修を実施し、幼児の交通安全教育の充実を図ります。	生活環境部	交通対策課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	青少年を取り巻く環境の整備	優良図書・興行等の推奨及び有害図書・興行の指定を行うとともに、立入調査を実施するなど、青少年を取り巻く社会環境の整備を図ります。	生活環境部	青少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	「くらしの安全WebMap」事業	インターネットにより子ども安全情報、犯罪発生情報及び交通事故発生情報を提供し、防犯意識、交通安全意識の高揚を図ります。	警察本部	総務課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	被害少年やその保護者等の精神的負担軽減等の推進	犯罪、児童虐待等による被害少年やその保護者等の精神的負担の軽減又は回復を図るため、カウンセリングアドバイザーが行うカウンセリングや、「おかやま被害者支援ネットワーク」加盟の児童相談所等関係機関・団体との連携による支援を実施します。	警察本部	県民応接課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	「子ども110番の家」支援事業	「子ども110番の家」の活動が多くの人たちに周知され実効あるものとなるよう簡易なマニュアルの作成を始め広報啓発活動に努めます。	警察本部	生活安全企画課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	携帯電話への不審者情報メール配信事業	子どもを対象とした犯罪(性犯罪等を除く。)や不審者の情報を利用希望者の携帯電話へ配信することにより、子ども安全対策活動の啓発や各種防犯意識の高揚を図ります。	警察本部	生活安全企画課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	子ども・女性安全対策隊の活動	子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に対し検挙又は指導警告措置等の先制・予防的な警察活動を推進します。	警察本部	生活安全企画課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	子どもを守るモデル事業	「子どもを守るモデル事業」実施地区を選定し、同地区のボランティア団体に対して、防犯/パトロール用品等を配布し、子どもの見守り活動の一層の活性化を推進します。	警察本部	生活安全企画課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	有害環境浄化活動	少年サポートセンター及び各警察署と少年警察ボランティア、市町村、学校等の関係機関・団体との連携を強化して、有害環境の実態把握、たまり場への立入調査等の活動を推進します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	学校等における子どもの安全対策等支援事業	県下22警察署に計26人のスクールサポーターを配置し、青色回転灯を装備した専用車両による防犯/パトロールの実施等、通学路における児童生徒の安全確保対策を強化するほか、非行防止器材を活用するなどして児童生徒の非行防止、立直り支援等に関する施策を推進します。	警察本部	少年課
Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり	安全・安心な子育て環境の整備	安心な社会環境づくり	桃太郎っ子サポートFAXネットワークの運用	少年サポートセンターを中心としたFAXネットワークシステムにより、警察が把握している少年非行の実態等をタイムリーな情報として関係機関・団体、地域に提供することにより、少年非行に対する共通認識を持ち、連携強化を図ります。	警察本部	少年課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	青少年総合相談センター関連事業	青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、非行等の青少年に関する相談等を総合的にを行います。	生活環境部	青少年課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	子ども家庭電話相談事業	複雑多様な児童問題で悩む児童や家庭などの相談に適切かつ迅速に対応するために電話相談を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	家庭児童相談室の運営	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を福祉事務所内に設置し、相談、指導、援助を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	ふれあいの心の友(メンタルフレンド)訪問援助事業	引きこもり等の児童に対し、児童の社会的な立ち直りを側面的に支援する「メンタルフレンド」の派遣を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり児童を対象に夏休み等を利用した野外活動等を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	市町村児童相談体制整備	市町村における児童家庭相談に必要な備品等の整備を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	市町村職員等の資質向上のための研修事業	市町村で児童家庭相談に携わる職員の各種研修への参加を促進することにより、職員の資質向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	すこやか育児テレホン事業	乳幼児から少年期までの子どもを持つ親等を対象に、子育てに関する不安や悩みを解消するため、ボランティアによる電話・メール相談を行います。	教育庁	生涯学習課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	子どもほっとライン事業	小・中・高校生を対象に、子どもの悩みを解消するため、学生ボランティアによる電話・メール相談を行います。	教育庁	生涯学習課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	相談体制の充実	携帯電話によるメール相談事業	少年相談電話(ヤングテレホン・いじめ110番)窓口に、携帯電話・パソコン対応のメール相談(通称:ヤングメール)を開設し、青少年や保護者等からも気軽な相談を受けることによって、効果的な少年相談業務を推進します。	警察本部	少年課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て相談体制の充実	子育て支援情報の提供	仕事と家庭の両立支援事業	育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の定着を図るため、両立支援ガイドブックを作成し、普及啓発を行います。	産業労働部	労働政策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	小児救急医療拠点病院整備事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を整備します。	保健福祉部	施設指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	小児救急医療電話相談等事業	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことを目的とします。	保健福祉部	施設指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	地域における医療対策協議会事業	病院に勤務する小児科・産科医が減少している中で、これら診療を確保するための対策を検討します。	保健福祉部	施設指導課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	産科医等確保支援事業	産科医等への手当て支給制度を有する医療機関を支援し、医師等の確保を図ります。	保健福祉部	施設指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	周産期医療対策推進事業	妊婦が安心してお産ができるよう、ハイリスク母子の「後障害なき救命」を図るため、「総合周産期母子医療センター」を中核とする一次から三次までの一貫した周産期医療体制を整備します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	周産期医療施設オープン病院化推進事業	ハイリスク妊産婦等を対象に、より安全なお産を提供するため、妊婦健診は近くの診療所等で受け、分娩は産科オープン病院で行う連携体制を、地域の実情に即した形で構築します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	周産期・小児医療体制の充実	新生児医療担当医確保事業	出産後NICU(新生児集中治療室)へ入室する新生児を担当する医師に手当てを支給します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	小児慢性特定疾患の医療の充実	小児慢性特定疾患対策事業	小児の慢性腎疾患、呼吸器疾患等療養が長期にわたる11疾患群について、医療費の自己負担額を所得に応じて公費負担します。	保健福祉部	医薬安全課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	感染症対策の推進	感染症発生動向調査事業	保健所・県・厚生労働省間を結ぶコンピュータ・オンラインシステムにより感染症の流行状況を把握し、総合的にその情報を収集、分析、公表することにより、感染症の予防及びまん延防止に努めます。	保健福祉部	健康対策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	子ども手当等の支給	子ども手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当を支給します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	子ども手当等の支給	児童扶養手当	母子家庭の母等に対し、児童扶養手当を支給します。平成22年8月からは父子家庭の父等に支給対象が拡大されます。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	高等学校等就学支援金	私立高校生等に対し就学支援金を支給します。	総務部	総務学事課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障を来す生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。	総務部	総務学事課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	奨学金貸与事業(私学対象)	保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒及び学生の修学を支援するため、(財)岡山県私学振興財団が行う奨学金の貸与等の事業及びその運営を助成します。	総務部	総務学事課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。対象年齢、所得制限などの給付条件は市町村によって異なります。	保健福祉部	健康対策課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	心身障害者医療費公費負担制度	重度の心身障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等における医療費の一部を助成します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	医療費、教育費の負担軽減	育英奨学事業	保護者の経済的負担の軽減をはかり、生徒及び学生の修学を支援するため、(財)岡山県育英会が行う奨学金貸与等の事業及びその運営助成などを行います。	教育庁	生涯学習課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保	県営住宅優先的選考入居	一般住戸への母子世帯や多子世帯の入居に際しては優先的に選考します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	土木部	住宅課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	幼稚園の子育て支援活動の推進	幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たせるよう、園庭、園舎の開放や幼児教育相談等を実施する私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、通常の教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	障害児就園対策事業	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課



## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	保育所の整備	保育所の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	子育て短期支援事業	児童の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の理由により一時的に家庭において児童の養育ができない場合で、市町村長が必要と認めた場合に短期間(原則7日間以内)養護施設等で養育します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	私立保育所運営費	保護者の就労、疾病等により家庭内で保育できない児童を保育します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	特定保育事業	一定程度保育に欠ける児童を、必要な日時について保育所で実施する保育に対して補助します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	休日保育事業	日曜・祝日に、保護者の就労、疾病等により家庭内で保育できない児童の保育に対して補助します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	のびのび保育推進事業	休日保育において、国の補助対象とならない小規模事業に対して補助します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	病児・病後児保育事業	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行います。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	待機児童解消促進事業	在宅子育て親子等に保育所を開放し、入所時との交流を通して親子の育ちを支援します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	延長保育事業	11時間の開所時間の前後において、さらに延長保育を行う場合に補助します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	一時預かりの実施	保護者の通院や社会参加活動等、育児疲れの軽減、就労形態の多様化に応じるため、児童の一時預かりを実施します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	(再掲)3年保育の推進	入園を希望する満3歳児～5歳児に対する質の高いきめ細かな幼児教育の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	(再掲)預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間の終了後に行う預かり保育の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	保育サービスの拡充	(再掲)幼稚園の子育て支援活動の充実	幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たせるよう園庭、園舎を開放したり、幼児教育相談に応じたりするなど、子育て支援活動の充実を図ります。	教育庁	指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	(再掲)児童厚生施設整備事業	市町村が行う新たな放課後児童クラブ室の整備に対し補助することにより、保護者が共働きなど留守家庭の児童の安全な遊び場や生活の場の設置促進を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	(再掲)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	児童館、児童センター、保育所や学校の空き教室等地域住民に最も身近な社会資源を利用し、昼間保護者のいない概ね小学校低学年の児童に対し、育成・指導・遊びによる発達助長などのサービスを行う放課後児童クラブの設置育成を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	学童地域支援事業(チャイルドケアクラブ)	国の補助対象とならない小規模クラブに対して補助します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後子ども環境整備事業	既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)を改修して放課後児童クラブを実施する場合の改修費、設備の設置費及び備品購入費を補助し、放課後児童クラブの設置促進を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブ支援事業	放課後児童クラブへのボランティアの派遣や指導員の健康診断、障害児受入のための障害児対応指導員の確保に要する経費を補助し、放課後児童クラブの充実を図ります。	保健福祉部	子育て支援課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブ障害児受入サポート事業	3人以上の障害児を受け入れているクラブが障害児受入のための専任指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブの設置促進	空き教室等を活用して放課後児童クラブを設置するための経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後児童指導員専門性養成テキストの作成	放課後児童指導員の業務に必要な専門的知識を体系的に習得することができるテキストを作成し、県内の放課後児童指導員に活用してもらうことで、その資質の向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	放課後児童クラブの拡充	放課後児童クラブ開設・運営ガイドラインの作成	放課後児童クラブを開設・運営する際、市町村、実施主体、放課後児童指導員等に求められる役割や事業の内容等についてわかりやすく示したガイドラインを作成します。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	多様なニーズに対応できる人材の養成確保	保育士の養成	保育所職員に対し、子どもの人権等の巡回指導及び研究会を行います。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	多様なニーズに対応できる人材の養成確保	発達障害児対応保育士研修事業	人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、発達障害児に対して正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士対象の実務研修を実施します。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	きめ細かな保育の拡充	多様なニーズに対応できる人材の養成確保	保育の質の向上のための研修事業等	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、市町村に対し、質の向上を図るための研修事業等の実施に要する費用の一部を補助します。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	仕事と家庭の両立支援事業	職場の男女均等確保、仕事と家庭の両立支援及び多様な就業形態のニーズ等に対応するための事業者向けセミナーを開催します。	生活環境部	男女共同参画課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	岡山県男女共同参画社会づくり表彰	働く女性のための環境整備や男性の意識改革など男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者等を表彰します。	生活環境部	男女共同参画課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	男女の仕事と生活のバランス推進フォーラム	充実感を感じながら安心して働き、子育てや介護、地域活動など様々な活動に誰もが参画できる社会の実現に向けて、フォーラムを開催します。	生活環境部	男女共同参画課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	おかやま子育て応援宣言企業の登録・支援事業	働きながら子育てしやすい職場環境づくりのために企業・事業所が宣言した取組について登録し、県のホームページ等で紹介するとともに、他の模範となる取組を行った企業・事業所を表彰します。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	おかやま子育て応援宣言企業サポート事業	研修会への講師派遣などのメニューの中から、応援宣言企業が必要としている支援を選択してもらい、仕事と子育ての両立支援をサポートします。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	おかやま子育て応援宣言企業人事・労務担当者交流会	応援宣言企業の人事・労務担当者の交流会を開催し、子育て環境づくりの推進を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	(再掲)おかやま子育て応援宣言企業/バク育休取るうね助成金事業	おかやま子育て応援宣言企業として登録した企業・事業所のうち、一定の要件を満たす事業主に対し、従業員の仕事と子育ての両立支援に役立ててもらうため、助成金を支給します。	保健福祉部	子育て支援課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	企業の意識改革への取組	(再掲)仕事と家庭の両立支援事業	育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の定着を図るため、両立支援ガイドブックを作成し、普及啓発を行います。	産業労働部	労働政策課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	出産・子育てがしやすい職場環境の整備	岡山県院内保育事業運営賞補助	病院・診療所内に保育施設を持ち、職員の児童を預かる施設に対し、保育事業運営費の一部を助成します。	保健福祉部	施設指導課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	出産・子育てがしやすい職場環境の整備	(再掲)ファミリー・サポート・センターの充実支援	労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、市町村が設置する「ファミリー・サポート・センター」事業が拡充されるよう支援し、労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備します。	産業労働部	労働政策課
子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	出産・子育てがしやすい職場環境の整備	女性農業者等経営参画推進事業	家族農業経営において、家族員間で就業条件、経営目標等について合意の上で明文化する「家族経営協定」を推進し、家族全員が意欲と生き甲斐を持って経営に参画できるような、魅力ある経営体としての条件整備を進めます。	農林水産部	農業経営課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	出産・子育てがしやすい職場環境の整備	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	土木部	監理課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	出産・子育てがしやすい職場環境の整備	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する物品の売買、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、一般事業主行動計画策定届の提出や育児・介護休業制度の導入を行っている場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	出納局	用度課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	再就職への支援	キャリアアップ講座の開催	結婚・出産・育児・介護等を理由に離職し、再就職を希望する者などに、パソコン技術や就職に必要な知識を習得させ、円滑な再就職の促進を図ります。	生活環境部	男女共同参画課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	再就職への支援	就職を希望する者に対する情報提供	就職を希望する者に対して、就業に関する情報の提供を行います。(設置場所:ウィズセンター)	生活環境部	男女共同参画課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	再就職への支援	医師再就職促進事業	出産や育児等により離職した女性医師等の再就職情報提供窓口を設置するとともに、病院管理者等に対する研修により、再就職しやすい勤務形態や職場環境の整備を推進します。	保健福祉部	施設指導課
Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	再就職への支援	子育てナース職場復帰支援事業	ナースセンターで実施している看護力再開発講習会等に参加する看護職の乳幼児の一時保育を支援し、受講を促進します。	保健福祉部	施設指導課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	ハイリスク児家庭訪問指導	市町村が実施する乳幼児健康診査等で児童虐待発生のリスクが高いと把握した家庭や小児科医から連絡があったハイリスク児家庭へ保健師が訪問し、育児相談、保健指導を行います。	保健福祉部	健康対策課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	ハイリスク妊産婦保健指導	児童虐待は育児不安等が要因になることから、こうしたリスクのある妊産婦を支援するため、「児童虐待予防のためのサポート体制について～ハイリスク妊産婦連絡票活用マニュアル～」を活用し、産婦人科医療機関と連携して、ハイリスク妊産婦を保健師が訪問指導します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	児童虐待予防研修会の実施	保健所、市町村保健師、医療関係者等専門職及び地域の子育て支援に関わっている関係者の資質の向上と虐待予防に関する認識の共有化を図るための研修会を実施します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	(再掲)乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行うなど、子育ての孤立化を防ぎます。	保健福祉部	子育て支援課・健康対策課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	(再掲)養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断した家庭に保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導助言を行うとともに、適切な養育が行われるよう専門的な支援を実施します。	保健福祉部	子育て支援課・健康対策課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	発生予防対策の推進	児童家庭支援センター運営事業	地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関等との連携・連絡調整等を行う児童家庭支援センターを運営します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童虐待対応強化事業	児童福祉司に協力して児童虐待に関する調査や関係機関との連絡調整を行う「児童虐待対応協力員」を各児童相談所に配置します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童虐待防止専門職員研修会事業	児童相談所や児童養護施設等被虐待児を受け入れている施設職員などを対象とした研修会を開催します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童虐待防止児童相談所カウンセリング事業	虐待を行った保護者に対するカウンセリングを充実します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童虐待防止一時保護所体制強化事業	一時保護所の体制強化のため、心理判定員を配置します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	一時保護機能強化事業	一時保護所の機能の充実を図るため、一時保護対応協力員を配置します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童相談所24時間・365日体制強化事業	児童相談所の休日夜間の相談体制を強化するため、夜間対応相談員と休日相談員を配置します。	保健福祉部	子育て支援課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童相談所スーパーバイザー機能強化事業	児童相談所における専門性の強化を図るため、スーパーバイザー(専門的助言者)の助言が得られる整備を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童相談所法的対応強化事業	児童相談所が法的対応として弁護士との協力が得られる体制を整備します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童相談所の環境改善	児童相談所の環境改善等を行い、相談に訪れた子どもや保護者が心理的に安心できる空間づくり、相談体制の整備を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	子ども虐待防止体制の充実	児童相談所職員の資質向上のための研修事業	児童相談所職員の各種研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図るとともに、職員の資質向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	市町村の対応力の強化	児童福祉司任用資格取得講習会の実施	市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等を対象に児童福祉司任用資格取得講習会を実施し、市町村職員の資質の向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	市町村の対応力の強化	(再掲)市町村児童相談体制整備	市町村における児童家庭相談に必要な備品等の整備を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	市町村の対応力の強化	(再掲)市町村職員等の資質向上のための研修事業	市町村で児童家庭相談に携わる職員の各種研修への参加を促進することにより、職員の資質向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	地域のネットワークの拡充	市町村の要保護児童対策地域協議会の支援	市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に、児童相談所から構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	子ども虐待防止対策の推進	地域のネットワークの拡充	児童虐待防止等ネットワーク事業	県要保護児童対策地域協議会と市町村要保護児童対策地域協議会連絡会を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	施設養護の充実	児童保護費	様々な理由により保護を必要とする児童を児童福祉施設等で、心身ともに健やかに育成するために、施設の運営を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	施設養護の充実	被虐待児童自立支援事業	施設入所の虐待児童の処遇向上を図り、自立を支援するため、家庭支援専門相談員、被虐待児個別対応職員及びユニットケア職員を配置します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	施設養護の充実	児童自立生活応援事業	入所児童や里子の就職や施設退所後の住居の賃貸借契約等に際して、身元保証人や連帯保証人を確保することにより児童の就職先等の選択肢の拡大を図り、退所後の児童の社会的自立を支援します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	施設養護の充実	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、ケアの小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入などを行い、環境改善を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	施設養護の充実	福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス事業者が、第三者評価機関による客観的、専門的な評価を受けることで、個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とします。	保健福祉部	施設指導課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	里親制度の充実	里親支援機関事業	児童相談所、里親及び児童福祉施設が相互理解を深め、里親への委託等を推進するとともに、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	子どもの権利擁護の強化	「子どもの権利ノート」の配付	児童養護施設に入所する児童全員に「子どもの権利ノート」を配付し、児童の権利が保障されていることや、いつでも児童相談所に相談できることをわかりやすく伝えます。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	子どもの権利擁護の強化	「こんにちは児童相談所です」の実施	児童相談所が施設を訪問して入所している児童に面接を行い、児童の日常的な生活状況を把握するとともに、児童に対して側面的な支援を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	子どもの権利擁護の強化	基幹的職員研修事業	児童養護施設等において、入所児童のケアの充実と人材育成を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成し、配置を促進します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	子どもの権利擁護の強化	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図るとともに、職員の資質向上を図ります。	保健福祉部	子育て支援課

## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	社会的養護体制の充実	子どもの権利擁護の強化	子どもの人権ワークショップの実施	児童福祉施設における子どもに対する支援が、「子どもの権利」を擁護する枠組みに基づいて取り組まれるよう、ワークショップ形式で施設職員の研修を実施します。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	(再掲)障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	(再掲)心身障害者医療費公費負担制度	重度の心身障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	障害児福祉手当	身体・知的・精神に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の子どもに対し、障害児福祉手当を支給します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	児童デイサービス事業	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活での適応訓練を行います。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	短期入所事業	自宅で介護する人が病気等の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	重症心身障害児(者)通園事業	在宅で重症の心身障害のある人に対し、通園の方法により必要な療育を行います。併せて、保護者等に家庭における療育技術の講習を行います。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保するとともに、就学及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。また、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	障害児等療育支援事業	在宅で重度の心身障害のある子ども等の地域における生活を支えるため、療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、在宅の障害のある子ども等の福祉の向上を図ります。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	岡山県難聴児補聴器交付事業	軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	補装具費支給事業	身体に障害のある人の身体上の障害を補い、日常生活の助けとするための補装具の交付及び修理費の給付を行います。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障害のある20歳未満の子どもを家庭において監護している子どもの父母又は養育者に対して支給します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	(再掲)放課後児童クラブ障害児受入サポート事業	3人以上の障害児を受け入れているクラブが専任の指導員を配置した場合、その経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	特別支援学校職業自立推進事業	就業支援アドバイザーの配置、中学部、高等部の生徒を対象にした就業体験によって特別支援学校に学ぶ生徒たちの職業自立を推進します。	教育庁	特別支援教育室
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	障害のある子どもの支援	特別支援教育推進事業	特別支援学校における公開講座の開催や啓発資料の作成、また校内支援データベースをインターネット上に公開し、県内の特別支援教育の充実を図ります。	教育庁	特別支援教育室
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	(再掲)発達障害児支援強化事業	発達障害児に関わる保健・福祉・教育・医療等、支援機関が検討会を開催し、切れ目なく継続した支援体制づくりを目指します。	保健福祉部	健康対策課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、市町村が行う発達障害のある人への支援を推進します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害児(者)市町村支援体制サポート事業	身近な地域で発達障害のある人の支援が行われるよう、市町村に対し、サポートコーチを派遣します。	保健福祉部	障害福祉課
Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害児(者)支援医師研修事業	地域の小児医療や乳幼児健康診査に携わる医師に対し、発達障害にかかる専門的な研修を岡山県医師会に委託して実施し、発達障害の早期発見や相談支援などの体制の充実を図ります。	保健福祉部	障害福祉課



## 平成22年度 主要事業

基本目標	重点目標	重点施策	施策名(事業名)	事業概要	所管部	課(室)名
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害者支援センターの運営事業	発達障害のある人に関する問題について相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図ります。	保健福祉部	障害福祉課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害者支援体制整備事業(県支援体制整備事業)	都道府県における発達障害のある人の支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。	保健福祉部	障害福祉課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	(再掲)発達障害児対応保育士研修事業	人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、発達障害児に対して正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士対象の実務研修を実施します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	小・中学校における発達障害児への指導力向上事業	自閉症・情緒障害特別支援学級の指導充実モデルづくりや通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業改善、通級指導教室の効果的な運営及び指導の充実を図ります。	教育庁	特別支援教育室
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	障害のある子どもの支援	発達障害のある子どもの支援	発達障害等支援事業	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・援助ができるよう小中学校等に対する支援体制の充実を図ります。また高等学校において特別支援教育推進校を指定し、高等学校の校内支援体制を整備します。	教育庁	特別支援教育室
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	就業支援の強化	ひとり親家庭自立支援事業	父子家庭も含めすべてのひとり親家庭が相談できるひとり親家庭支援センターの設置や、ひとり親家庭生活支援事業の実施、母子家庭等への自立支援給付金の支給等を行い、ひとり親家庭への支援を充実します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	就業支援の強化	高等技能訓練促進費	母子家庭の母に対し、就職に有利かつ生活安定に資する資格取得のための養成訓練の修学期間について訓練促進費を支給し、母子家庭の経済的自立を促進します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	就業支援の強化	ひとり親家庭等に対する就業支援事業	職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親や施設退所者に対するソーシャルスキルトレーニング等を行い、ひとり親家庭の自立支援を図ります。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	相談機能の強化	母子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭及び寡婦の子どもの養育や家計及び家事などの不安や悩みの相談を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	相談機能の強化	母子福祉協力員による相談事業	地域の母子寡婦家庭に対して、きめ細やかな訪問相談活動を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	相談機能の強化	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦であって、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯若しくは生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯に対して介護人を派遣し、必要な介護、保育等を行います。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	相談機能の強化	父子家庭家事援助サービス事業	家事や育児等に困難をきたし、日常生活を営むうえで著しく支障がある父子家庭に対し、家事援助人を派遣し、日常生活の世話等の必要な援助を行います。	保健福祉部	長寿社会対策課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	経済的自立の支援と福祉・雇用の連携	(再掲)児童扶養手当	母子家庭の母等に対し、児童扶養手当を支給します。平成22年8月からは父子家庭の父等に支給対象が拡大されます。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	経済的自立の支援と福祉・雇用の連携	(再掲)ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成します。	保健福祉部	子育て支援課
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	ひとり親家庭の自立支援	経済的自立の支援と福祉・雇用の連携	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母及び寡婦に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金等の各種資金の貸付けを行います。	保健福祉部	子育て支援課

# 生活環境保健福祉委員会資料

- 1 陳情（継続分1件，新規分1件）について …… P. 1
- 2 「あっ晴れ！おかやま国文祭」に関する認知度等の調査結果について …… P. 5
- 3 「あっ晴れ！おかやま国文祭」オープニングフェスティバルステージ・ナビゲーター「あっ晴れ組」の決定について …… P. 7
- 4 「あっ晴れ！おかやま国文祭」PRリーフレット等の作成について …… P. 9
- 5 ファジアーノ岡山ホーム公式戦「岡山県デー」の実施について …… P. 10
- 6 第65回国民体育大会冬季大会岡山県選手団の成績について …… P. 11
- 7 平成22年春の交通安全県民運動の実施について …… P. 12
- 8 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果等について …… P. 13
- 9 「岡山県統一ノーレジ袋デー」の実施について …… P. 15

平成22年3月12日

生活環境部

生活環境保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 1件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第131-1号 (21. 11. 26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等 を求めることについて		

○新規分 陳情 1件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第143号 (22. 2. 16)	岡山市北区蕃山町 4-5 岡山繊維会館4F 日本会議岡山 議長 田村 勝己	選択的夫婦別姓を認める民法の 一部改正に反対を求める意見書 提出に関することについて		



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書(改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書)を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 改正貸金業法を早期に完全施行すること。  
(産業労働警察委員会付託)
- 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- ヤミ金融を徹底的に摘発すること。  
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。

このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。

- 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。

- 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

- しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。  
(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、昨年10月から新たに総合支援資金（一時生活再建費）が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。  
(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第143号 (22.2.16)	岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4F 日本会議岡山 議長 田村 勝己	選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関することについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

去る1月12日、鳩山由紀夫内閣総理大臣と政府与党は、選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を通常国会に提出する意欲を表明した。

しかし、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。

今日、三世同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族のきずなが希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くある。

本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。

したがって、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては、離婚が

容易にできる社会システムの形成につながる懸念される。のみならず親子別姓や(場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり)子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねない。子供に与える影響をかんがみれば我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものである。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないか。

なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声があるが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきである。

以上の内容を踏まえ、政府に対し、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書を提出するよう陳情する。

執行部意見

(生活環境部)

選択的夫婦別姓制度については、女性の社会的不利益の解消に資するという意見がある一方、婚姻制度や家族のあり方と関連する重要な問題であることから、国民の理解のもとに検討されるべきものであると考える。  
(男女共同参画課)

## 「あっ晴れ！おかやま国文祭」に関する認知度等の調査結果について

今秋、岡山県で開催される「第25回国民文化祭・おかやま2010」について県民への認知度等の調査を実施したが、その結果は次のとおりである。

### 1 実施概要

- (1) 実施日 平成22年2月16日(火)・17日(水)  
 (2) 調査方法 財団法人岡山経済研究所が年2回実施している「消費についてのアンケート調査」へ設問を追加。

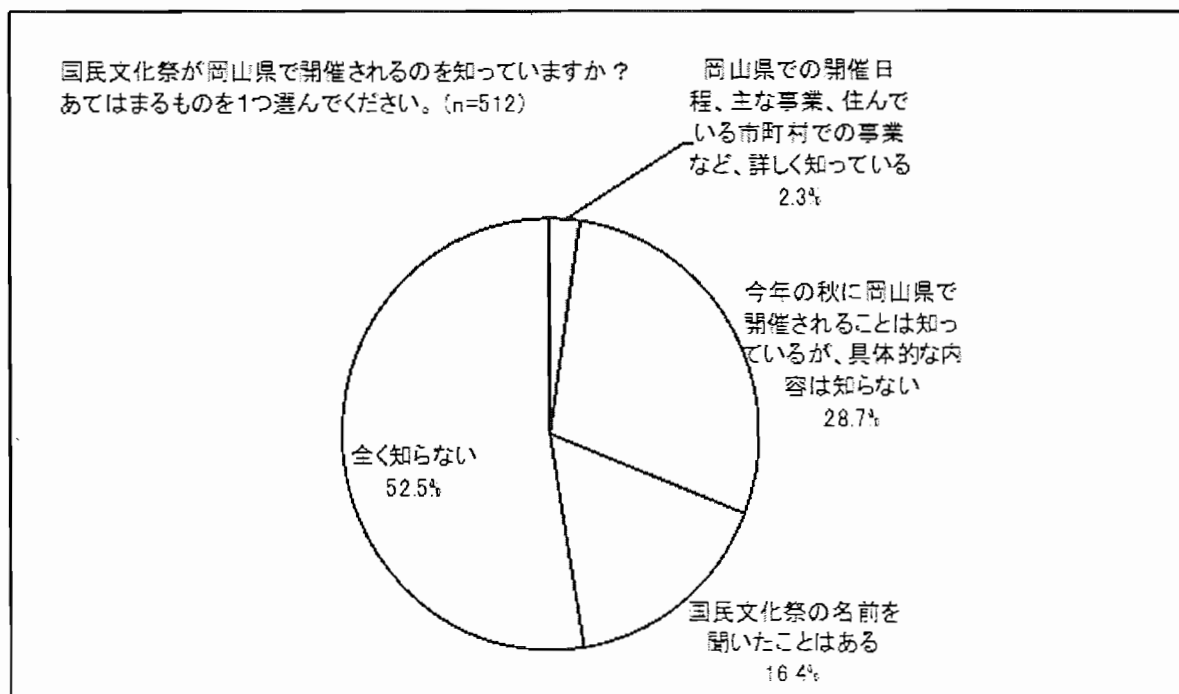
単位：人

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	合計
男性	64	64	64	64	256
女性	64	64	64	64	256
<計>	128	128	128	128	512

### 2 調査結果

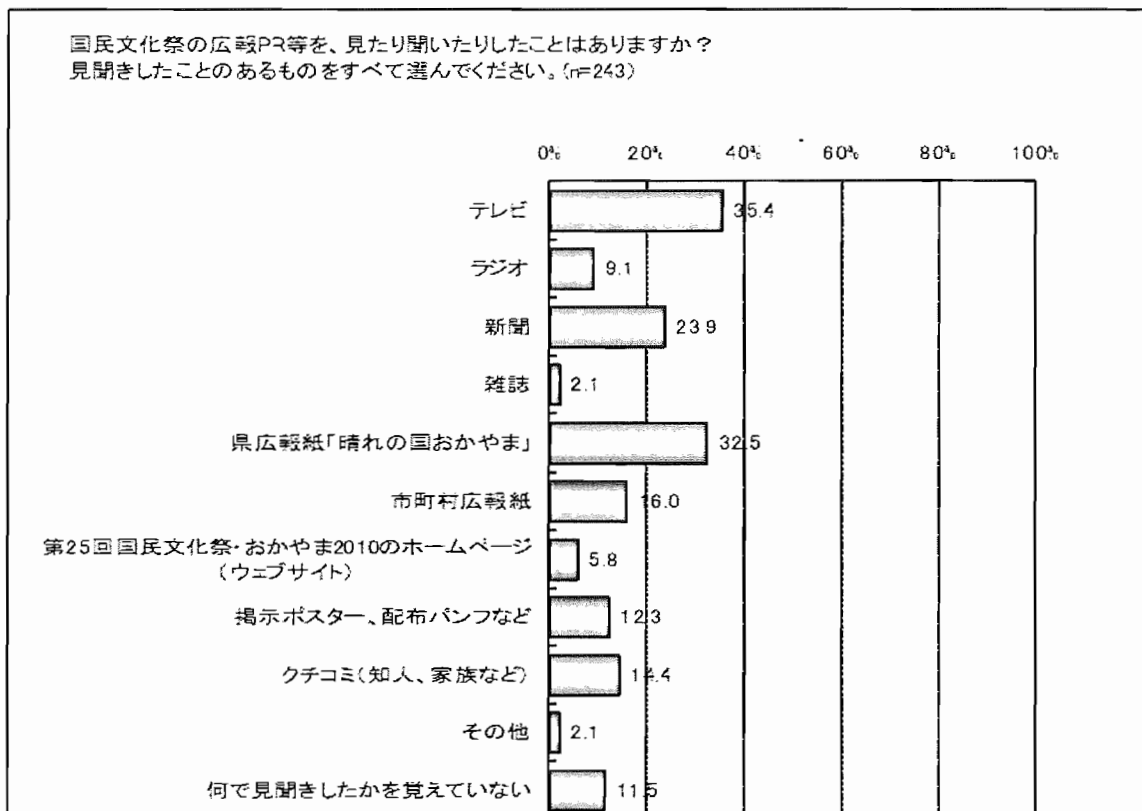
#### (1) 国民文化祭の認知度

国民文化祭が岡山県で開催されるのを知っているか否かを尋ねたところ、47.5%の人が認知しているという結果となった。



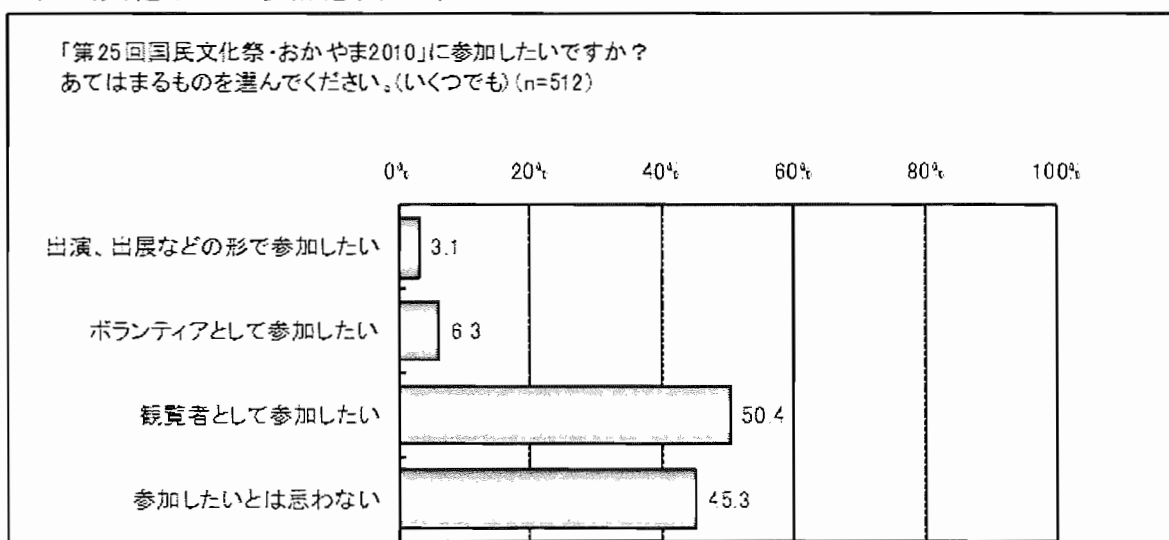
## (2) 国民文化祭広報PR等の見聞き状況

国民文化祭を知っている（少なくとも名前を聞いたことはある）人を対象に、見聞きしたことがある広報PRについて尋ねた。



## (3) 国民文化祭への参加意向

国民文化祭への参加意向を尋ねた。



## 「あっ晴れ！おかやま国文祭」オープニングフェスティバル ステージ・ナビゲーター「あっ晴れ組」の決定について

第25回国民文化祭・おかやま2010のオープニングフェスティバルに出演し、ナレーション、演技、舞踊、歌唱等ステージ上でパフォーマンスを行うとともに、舞台の進行・転換役を務めるステージ・ナビゲーター「あっ晴れ組」について選考の結果、次のとおり合格者を決定した。

### 1 合格者

25名（女性23名 男性2名）

別添合格者一覧のとおり

### 2 選考経緯

募集期間 平成21年12月1日（火）～平成22年2月15日（月）

応募者25名（女性23名、男性2名）

第1次審査（書類審査）2月中旬

第2次審査（面接） 2月28日（日）

### 3 今後のスケジュール

4月～10月 「あっ晴れ組」養成プログラム（月2回程度）

4月11日（日） 開講式

10月 合同練習

10月30日（土） 開会式・オープニングフェスティバル

### 4 「あっ晴れ組」養成プログラム

岡山文化の次代を担う若者の育成を目指して、岡山の歴史や文化、伝統芸能等をはじめ、舞台進行や身体表現等を内容とする研修・稽古を行う。

#### (1) 開講式

①日 時 4月11日（日） 14：00～14：20

②場 所 きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）

③出席者 石井 正弘（第25回国民文化祭岡山県実行委員会会長）

大原謙一郎（同委員会副会長）

神崎 宣武（総合フェスティバル総合プロデューサー）

ステージ・ナビゲーター「あっ晴れ組」

#### (2) プログラムの内容

- ・ 岡山の歴史、文化、芸術、伝統文化
- ・ 舞台運営進行
- ・ 身体表現技術
- ・ 振付、立ち稽古等

ステージ・ナビゲーター「あつ晴れ組」合格者一覧

(五十音順)

番号	氏名	住所	性別	年齢
1	<sup>アキタ</sup> 穂田 <sup>サトル</sup> 濟	神奈川県	男	27
2	<sup>イツカ</sup> 飯塚 <sup>ヨウヘイ</sup> 陽平	倉敷市	男	20
3	<sup>オチキ</sup> 尾崎 <sup>ミホ</sup> 美保	倉敷市	女	23
4	<sup>カタヤマ</sup> 片山 <sup>ノリコ</sup> 徳子	岡山市	女	20
5	<sup>カワカミ</sup> 川上 <sup>サチエ</sup> 祥枝	総社市	女	24
6	<sup>カワダ</sup> 河田 <sup>ナオ</sup> 奈央	総社市	女	21
7	<sup>キムラ</sup> 木村 <sup>ヒロミ</sup> 裕美	大阪府	女	21
8	<sup>キヨ</sup> 許 <sup>レイ</sup> 麗	岡山市	女	26
9	<sup>クラツネ</sup> 倉恒 <sup>ナツキ</sup> 夏希	岡山市	女	15
10	<sup>サイトウ</sup> 斎藤 <sup>キョウコ</sup> 恭子	倉敷市	女	39
11	<sup>サカタ</sup> 坂田 <sup>チアキ</sup> 知秋	岡山市	女	20
12	<sup>ササキ</sup> 佐々木 <sup>ユマ</sup> 由真	岡山市	女	21
13	<sup>シオミ</sup> 塩見 <sup>マイ</sup> 舞	岡山市	女	15
14	<sup>スギ</sup> 杉本 <sup>ハツミ</sup> 初美	岡山市	女	35
15	<sup>スミダ</sup> 住田 <sup>エリサ</sup> 絵里紗	総社市	女	27
16	<sup>タナカ</sup> 田中 <sup>ヨシエ</sup> 美絵	倉敷市	女	29
17	<sup>ドエ</sup> 土恵 <sup>モモコ</sup> 桃子	岡山市	女	18
18	<sup>ナカギリ</sup> 中桐 <sup>マリナ</sup> 麻莉菜	赤磐市	女	17
19	<sup>ノムラ</sup> 野村 <sup>ナツミ</sup> 菜摘	岡山市	女	16
20	<sup>マンダイ</sup> 万代 <sup>ユリコ</sup> 祐梨子	岡山市	女	26
21	<sup>ミヤノ</sup> 宮野 <sup>ユミコ</sup> 友美子	津山市	女	37
22	<sup>モリワキ</sup> 森脇 <sup>ヒロコ</sup> 寛子	倉敷市	女	31
23	<sup>ヤナリ</sup> 矢鳴 <sup>ユカ</sup> 優花	倉敷市	女	16
24	<sup>ヤマオカ</sup> 山岡 <sup>ユウカ</sup> 由佳	津山市	女	20
25	<sup>ヤマ</sup> 山口 <sup>シヨウコ</sup> 祥子	岡山市	女	31

以上25名

## 「あっ晴れ！おokayama国文祭」PRリーフレット等の作成について

今秋、岡山県で開催される第25回国民文化祭・おokayama2010（愛称：あっ晴れ！おokayama国文祭）を広く周知するため、PRリーフレット及び総合ポスターを作成しました。

### 1 PRリーフレット

各事業を開催地の市町村別に分け、会場及び会期を入れ、一目で国民文化祭の全体像が把握できるようにしております。

- (1) 規 格 A3判両面二つ折り カラー
- (2) 作成部数 50,000部
- (3) 配布先等 市町村、公民館、文化団体、コンビニエンスストアなど

### 2 総合ポスター

岡山県出身で日本を代表するグラフィックデザイナー原研哉<sup>はら けんや</sup>氏による作成で、県内はもとより全国へ国民文化祭の開催をPRします。

前回作成した総合ポスターと併せて活用し、相乗効果を図ることとしています。

- (1) コンセプト 岡山県のシンボルともいえる「桃」をモチーフに、国民文化祭への期待感と緊張感、ときめきと衝撃、そして発展可能性を大胆にイメージ
- (2) 規 格 B2判 カラー
- (3) 作成部数 1,000部
- (4) 配布先等 市町村、公民館、文化団体、コンビニエンスストアなど



## ファジアーノ岡山ホーム公式戦「岡山県デー」の実施について

県民に夢や感動、勇気を与え、地域の活性化にも貢献しているファジアーノ岡山を支援し、併せて「おかやま」を広く全国にPRする「岡山県デー」を実施し、ファジアーノ岡山のホームゲームを盛り上げていく。

- 1 開催日時 平成22年3月21日(日) 13:00 ~ 17:00頃  
対ロアッソ熊本戦 (キックオフ:16:00)
- 2 開催場所 岡山市北区いずみ町  
「岡山県総合グラウンド・kankostadium」
- 3 テーマ 春の門出、おかやまとともに~ファジアーノ岡山
- 4 主催 岡山県、(株)ファジアーノ岡山スポーツクラブ
- 5 実施内容

### 【スタジアム前広場イベント(テント村):13:00~17:00頃】

- (1) ファジアーノ岡山パネル展コーナー
  - ① 「おかやまとともに~ファジアーノ岡山」と題し、パネル展を開催
  - ② パネル展クイズに答えた入場者、抽選で20名に「ももっちタオル」をプレゼント
- (2) ファジアーノ岡山とのコラボレーションによる入場者プレゼントコーナー
  - ① 入場者先着200名(今春、小・中学校を卒業する子どもたちを対象)に「ももっち応援ミニタオル」と「スイートピー」をセットでプレゼント
  - ② 入場者先着200名(大人を対象)に「エコバッグ」をプレゼント
- (3) 花と米消費拡大コーナー
  - ① スイートピーなど春の門出を彩る岡山の花の展示
  - ② 米消費拡大PR、県産米粉製品の販売
- (4) 県PRコーナー
- (5) 特設ステージイベント
  - ① あっ晴れ!おかやま国文祭盛り上げ隊によるステージパフォーマンス
  - ② ももっち(国民文化祭バージョン)、ファジ丸などマスコットキャラクター登場

### 【スタジアム内イベント】

- (1) 試合前イベント(15:30~16:00)  
チームへ特産品贈呈、ももっちからファジ丸へのプレゼント、エスコートキッズ入場など
- (2) ハーフタイムイベント  
ももっちによる国民文化祭のPR

## 第65回国民体育大会冬季大会岡山県選手団の成績について

### 1 会期・会場地

(1) スケート・アイスホッケー競技会

平成22年1月27日(水)～31日(日) 北海道釧路市

(2) スキー競技会

平成22年2月25日(木)～28日(日) 北海道札幌市

### 2 成績

			スケート アイスホッケー	スキー	総合成績
男女総合 (天皇杯)	65回	得点 (順位)	64点 (15位)	16点 (19位)	80点 (18位)
	64回	得点 (順位)	89点 (9位)	25点 (12位)	114点 (11位)
女子総合 (皇后杯)	65回	得点 (順位)	27点 (13位)	15点 (11位)	42点 (13位)
	64回	得点 (順位)	35点 (8位)	17点 (9位)	52点 (9位)

※得点には参加得点を含む

### 3 入賞者

(1) スケート競技会

ショートトラック 少年女子 1000m 吉田麻里絵 第1位 (8点)

フィギュア 成年男子 大上偉才・高旗彰徳 第7位 (6点)  
 成年女子 船戸相華・大西絢奈 第8位 (3点)  
 少年男子 坪井遥司・田中刑事 第2位 (21点)  
 少年女子 大熊奈生子・友滝祐佳 第7位 (6点)

(2) スキー競技会

クロスカントリー 成年男子C 山田四郎 第8位 (1点)  
 成年女子B 友金園実 第4位 (5点)

## 平成22年春の交通安全県民運動の実施について

### 1 目 的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 期 間

- (1) 4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

### 3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

### 4 スローガン

「ゆずりあう 心で走る 岡山路」

### 5 運動の重点目標

- (1) 最重点目標  
子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 重点目標  
ア 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
イ 自転車の安全利用の推進  
ウ 飲酒運転の根絶  
エ 交差点における正しい通行の徹底

### 6 推進大会

- (1) 日 時 4月6日(火) 10:30~12:00
- (2) 場 所 津山文化センター
- (3) 主催者 岡山県・岡山県交通安全対策協議会・(財)岡山県交通安全協会  
津山市・津山市交通安全対策協議会・鏡野町・鏡野町交通安全対策協議会
- (4) 参加者 交通安全関係者等 約500人
- (5) 内 容
  - ・ 主催者、来賓あいさつ
  - ・ 街頭活動者への花束贈呈
  - ・ 街頭活動者の代表による決意表明
  - ・ 交通安全ミュージカル

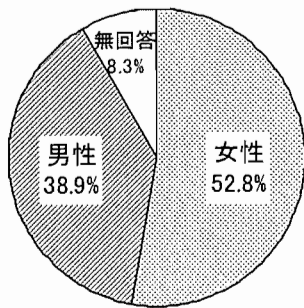
# 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果等について

## 1 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果概要

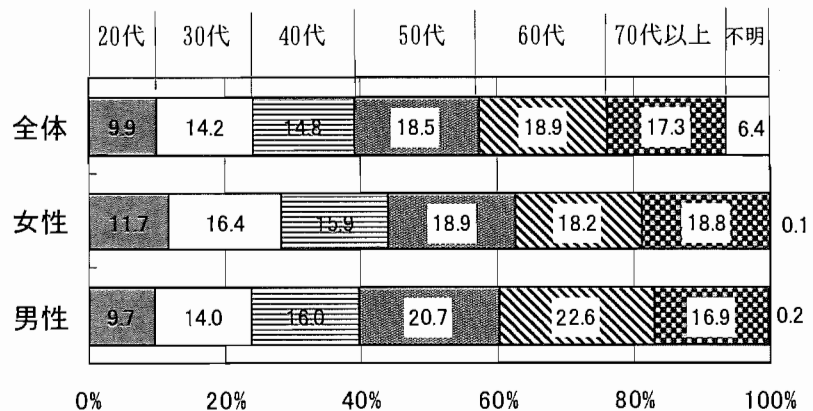
第3次おかやまウィズプラン(仮称)の策定にあたり、男女共同参画社会に関する意識を把握し、今後の施策立案等の基礎資料とするため、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施した。

- (1) 調査地域 県内全域
- (2) 調査対象 県内に居住する20歳以上の男女 3,012名
- (3) 調査方法 郵送による配布、回収
- (4) 調査期間 平成21年10月～11月
- (5) 調査内容 男女の役割分担意識や家庭観、男女の地位の平等など38問
- (6) 回収結果 有効回収数 1,490件(有効回収率 49.5%)
- (7) 回答者の内訳

○性別



○年齢別



(7) 調査結果の概要 別添のとおり

## 2 第3次おかやまウィズプラン(仮称)の策定について

### (1) プランの概要

- ①根拠 「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画の促進に関する条例」に基づく都道府県の基本計画
- ②計画期間 平成23年度～平成27年度
- ③策定時期 平成23年3月(予定)

【参考】これまでのプラン

- ・おかやまウィズプラン21(平成13年度～平成17年度)
- ・新おかやまウィズプラン(平成18年度～平成22年度)

(2) 策定スケジュール

時 期	内 容
平成22年 3月	男女共同参画推進本部会議（意識調査結果報告）
3月	男女共同参画審議会（意識調査結果報告）
6月	男女共同参画推進本部会議（骨子決定）
6月	男女共同参画審議会（骨子協議）
8月	公聴会開催
10月	男女共同参画推進本部会議（素案決定）
10月	男女共同参画審議会（素案協議）
10月	パブリックコメント募集
12月	男女共同参画審議会（素案再協議）
平成23年 3月	男女共同参画推進本部会議（プラン決定）
4月	第3次おかやまウィズプラン（仮称）スタート



男女が共に輝くおかやまの実現

## 「岡山県統一ノーレジ袋デー」の実施について

本県ではこれまで、家庭ごみを削減する取組のひとつとして、また県民一人ひとりが自らの生活を環境にやさしいエコ・ライフスタイルへと見直す「きっかけ」とするため、マイバッグ運動を推進してきた。

この度、マイバッグ運動をより一層強化して取り組むため、これまでの各事業者の取組を尊重しつつ、事業者、消費者・環境団体等及び市町村と協働して、6月から毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定め、買い物の際に「マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動」を全県的に実施することとした。

### 1 取組内容

#### (1) 事業者の役割

ア 取組に参加するスーパーマーケットなどの事業者がお客に対して、レジ精算時に、「声かけ」を行い、啓発する。

(例)「今日はノーレジ袋デーです。マイバッグはお持ちですか？」

「レジ袋はご入り用ですか？」

なお、「声かけ」を行った上でお客がレジ袋を必要とした場合には、レジ袋を提供する。

イ 店頭などに、のぼり旗、ポスター等を掲出して啓発する。

#### (2) 消費者・環境団体等の役割

店舗の店頭等で、「声かけ」、「チラシ配り」などの啓発活動を行う。

#### (3) 行政（県・市町村）の役割

広報紙やラジオ等の広報媒体、ポスター等の啓発資材により広報・啓発する。

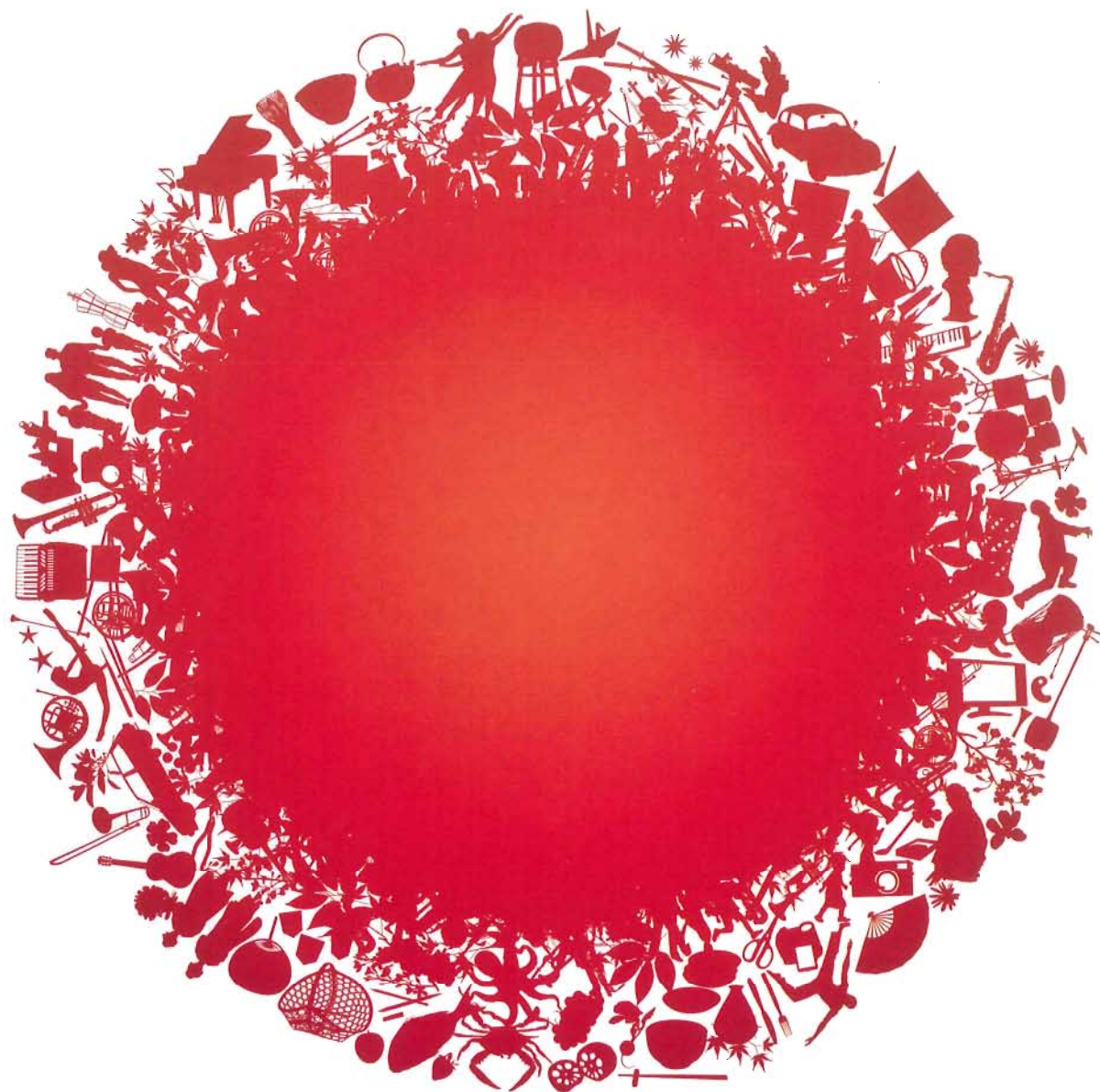
### 2 今後の予定

3月下旬 ・参加事業者（店舗）の募集開始

4月～5月 ・レジ袋削減検討会（事業者、消費者・環境団体等、有識者、行政等で構成）で実施に向けた詳細を協議

・レジ袋削減検討会の各メンバーによる事前の広報啓発活動

6月10日 ・「ノーレジ袋デー」の実施



※第25回 国民文化祭・おかやま2010  
あ晴れ!おかやま国民文化祭

平成22年10月30日(土) - 11月7日(日) 晴れの国おかやま 文化回廊













地域と歴史を「めぐる」、  
人と人をつなぐ、  
未来へと「のびる」文化の回廊が  
彩り豊かに行き交います。



## 「第25回国民文化祭・おかやま2010」とは？

国民文化祭は、アマチュアを中心とした文化団体やアーティストが県内外から集まって、全国各地域で行われているいろいろな文化活動の成果を発表、競演、交流する日本最大の文化の祭典です。昭和61年に東京都で第1回が開催され、毎年全国各都道府県を巡回して開催されています。

第25回は、岡山県を主会場として、岡山県内各地域を巡回して開催されています。

### テーマ

#### 晴れの国おかやま 文化回廊

瀬戸内海から蒜山高原まで、さわやかな晴天が広がる岡山県を舞台として、地域と歴史を「めぐる」文化、人と人をつなぐ文化、ここから全国・世界へ、いまから未来へと「のびる」文化の回廊が、時空を超え、彩り豊かに行き交います。

### 会期

■主催事業 [9日間]

平成22年10月30日(土)～11月7日(日)

■協賛事業 [5か月間] 平成22年7月1日(木)～11月30日(火)

### 愛称

あっ晴れ！おかやま国文祭

### マスコットキャラクター

ももっち 岡山県のマスコットとして親し

まれている「ももっち」が、鮮やかな黄色のタキシードを身にまとい、国民文化祭PRのコンダクター(指揮者)として国民文化祭を盛り上げます。



### イメージソング

「愛の雫(しずく)」岡山県出身のシンガーソングライター「まきちゃんぐ」さんが書きおろした作品です。

### あっ晴れ！おかやま国文祭 盛り上げ隊

公募で選ばれた15組の、ダンス、オカリナ、尺八、ジャグリングなどの多彩なパフォーマーが、国民文化祭の開催をアピールするため、PRイベント等で活躍中です。

お問い合わせ先

第25回国民文化祭岡山県実行委員会事務局  
〒700-8570 岡山県岡山市北区山下2-4-6 (丸の内会館1階)  
TEL. 086-226-7905 FAX. 086-221-5620

▶新着情報を随時更新中!!  
詳しくはWEBサイトをご覧ください。

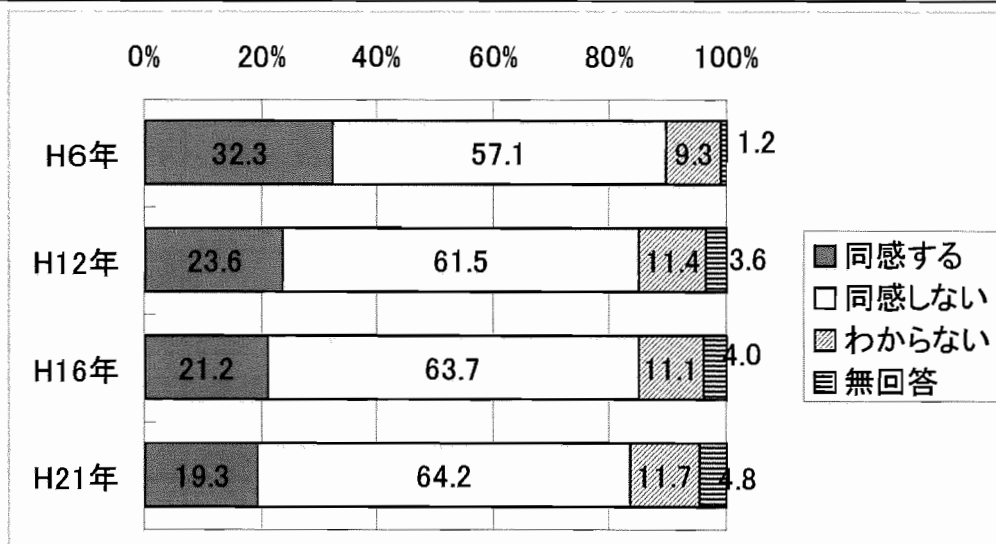
第25回 国民文化祭

検索

# 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果概要

## 1 男女の役割分担意識や家庭観について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。

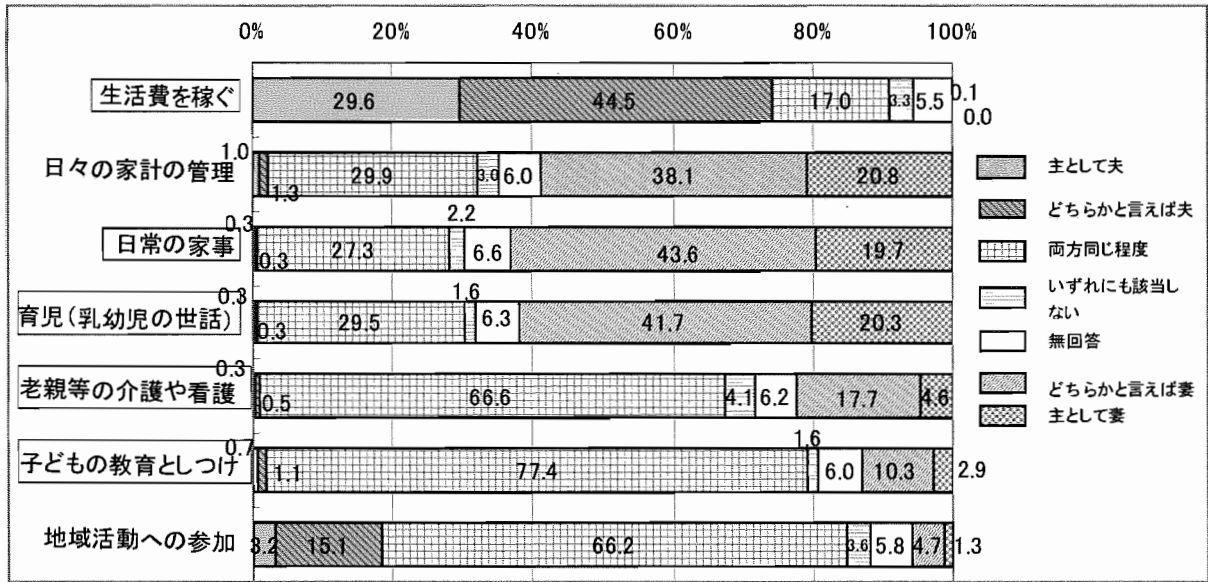


国 (H21)	賛成		どちらかといえば		反対, 23.8	わからない
	賛成 10.6	どちらかといえば賛成 30.7	どちらかといえば反対 31.3	反対 23.8		
	41.3					3.6

国の質問は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」

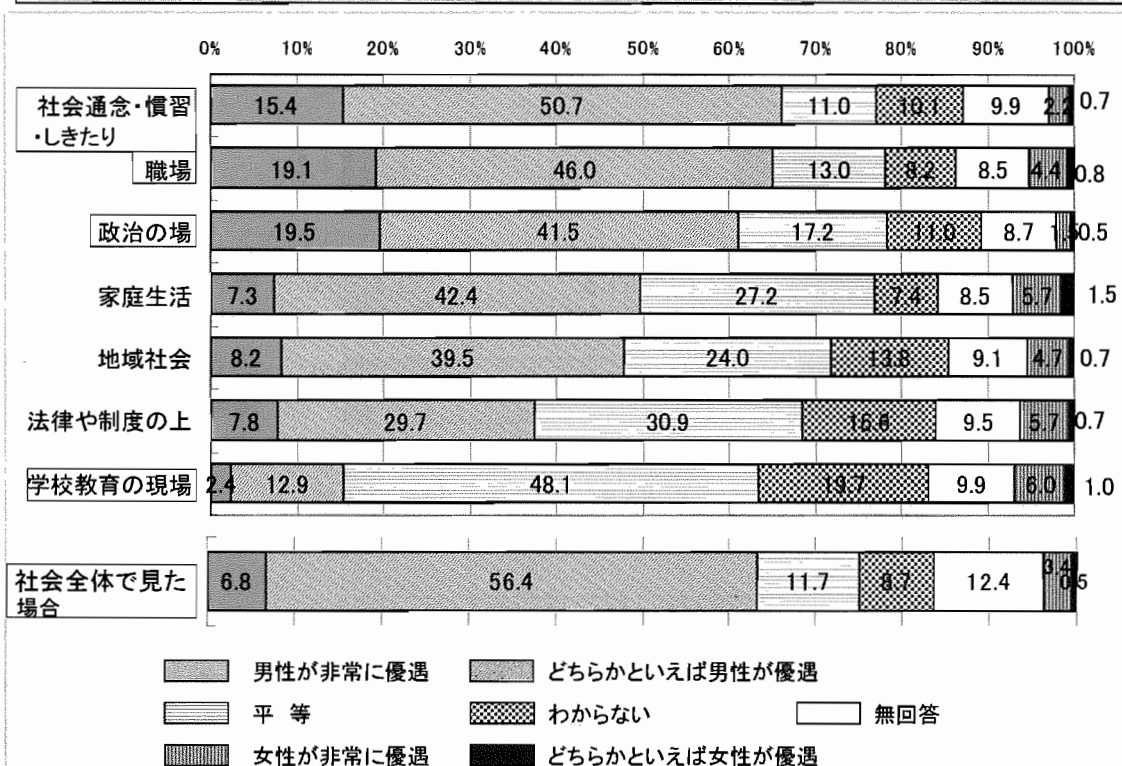
## 2 男女の役割分担意識や家庭観について

家庭での仕事の役割について、あなたはどのようにお考えですか。



## 3 男女の地位の平等などについて

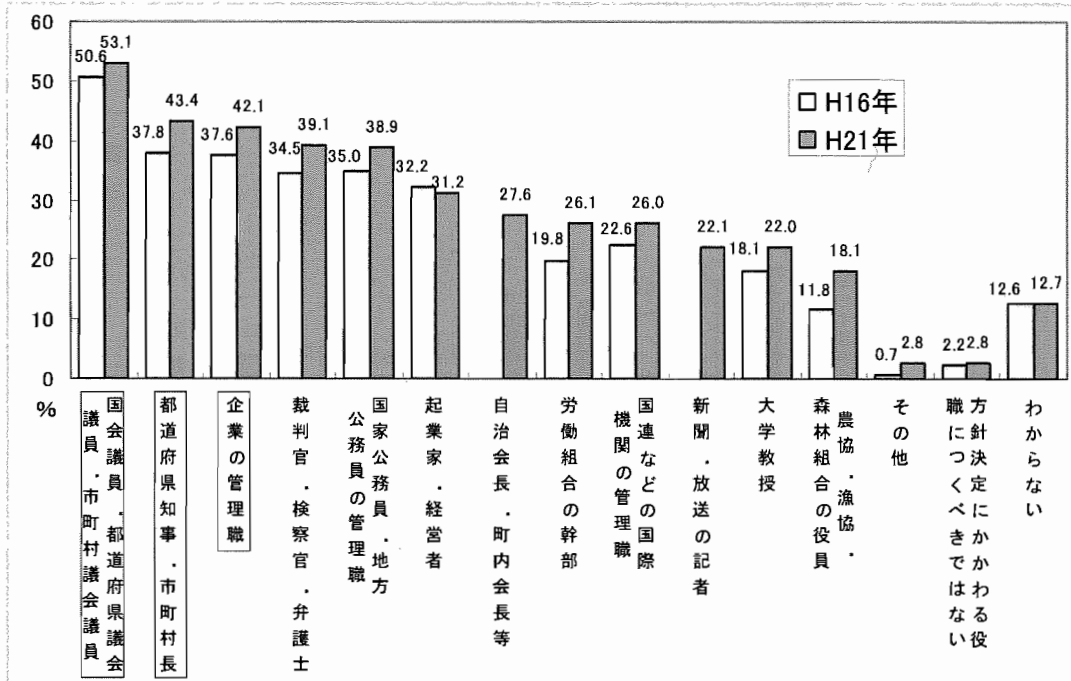
あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



4

女性の参画について

次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性が増えるほうがよいを思うものをすべてお答えください。

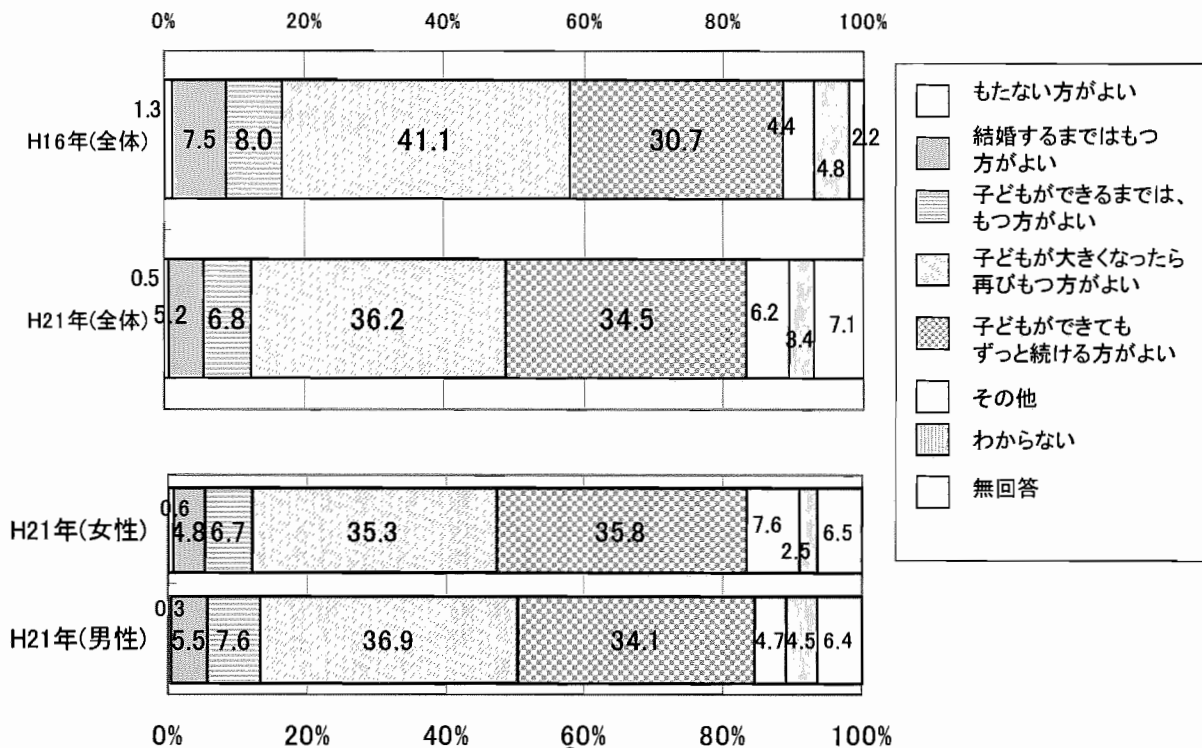


※複数回答

5

女性の就労について

一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。



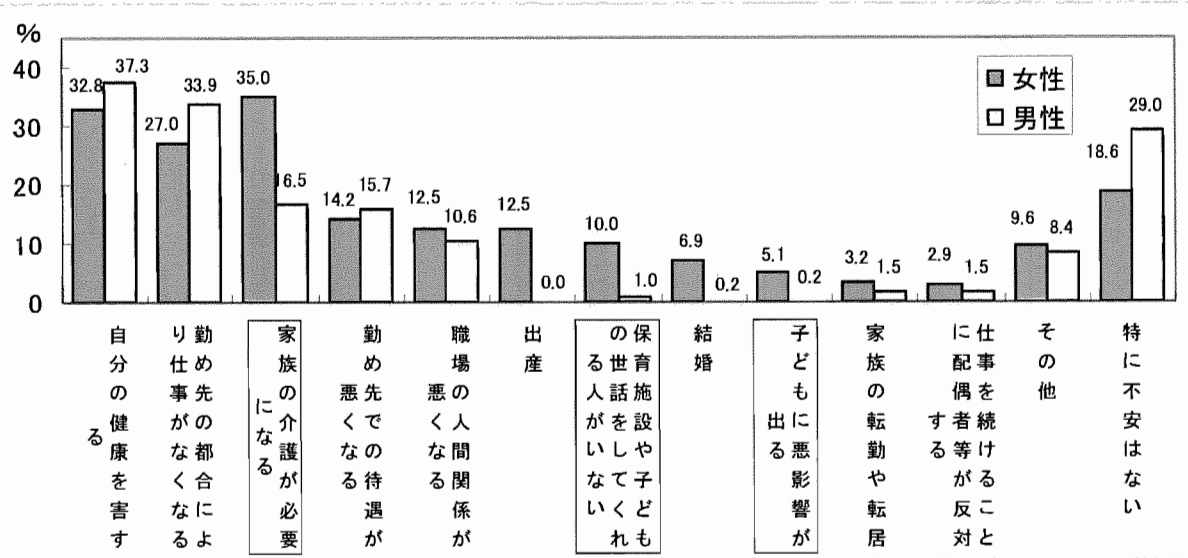


6

ワーク・ライフ・バランスについて

(職業を持っている方に)

あなたは、現在、今の仕事を続けたくとも続けられなくなるかもしれないという不安はありますか。それはどのようなことから生じる不安ですか。

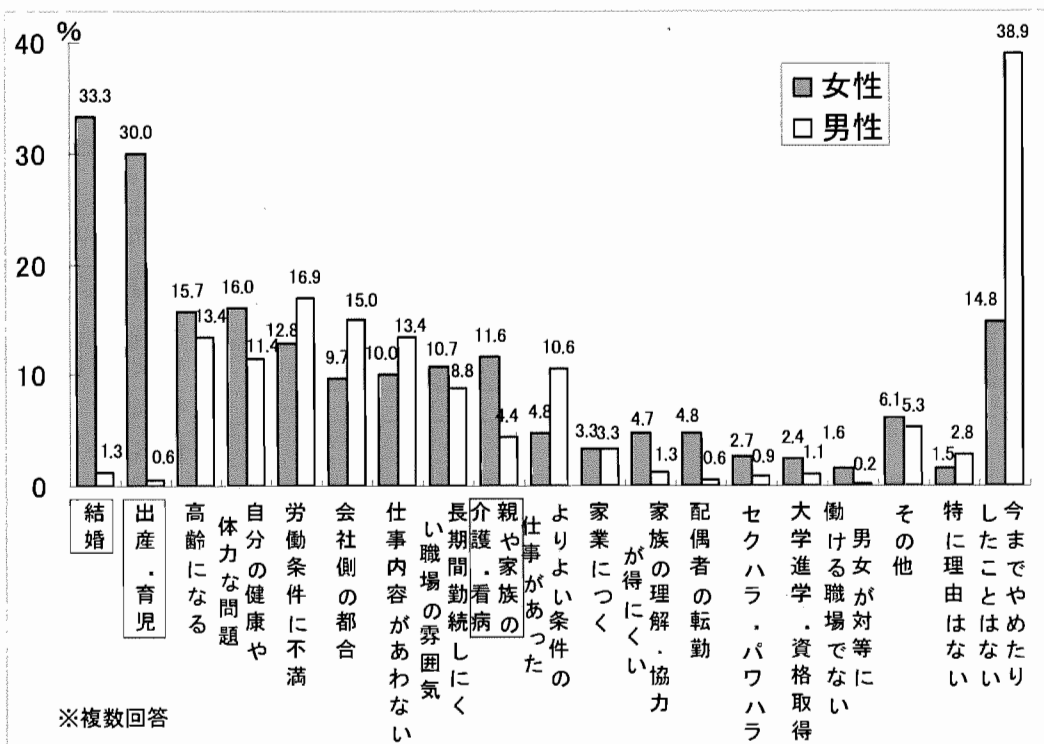


※複数回答

7

ワーク・ライフ・バランスについて

あなたは、仕事をやめたり、中断したり、あるいは転職したりしたことがありますか。あるとすれば、それはどのような理由からでしょうか。

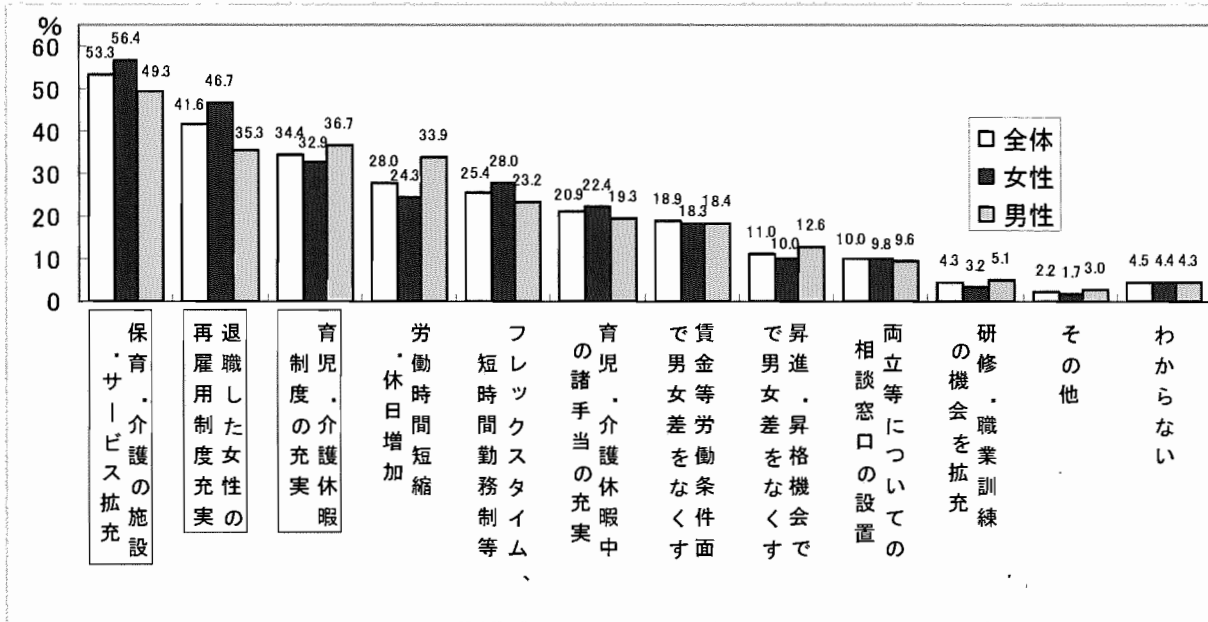


※複数回答

8

ワーク・ライフ・バランスについて

男女がともに、「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。

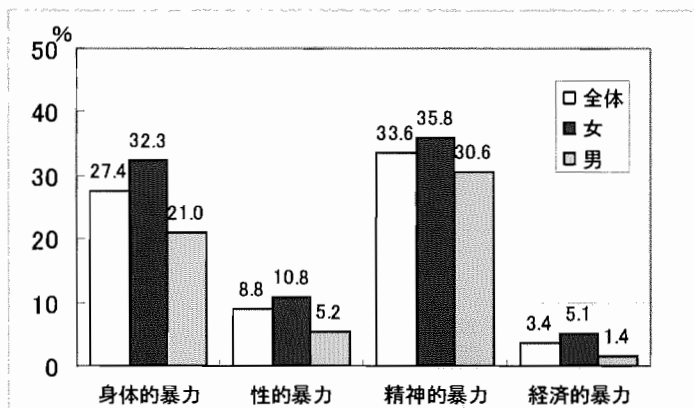


※複数回答

9

人権について

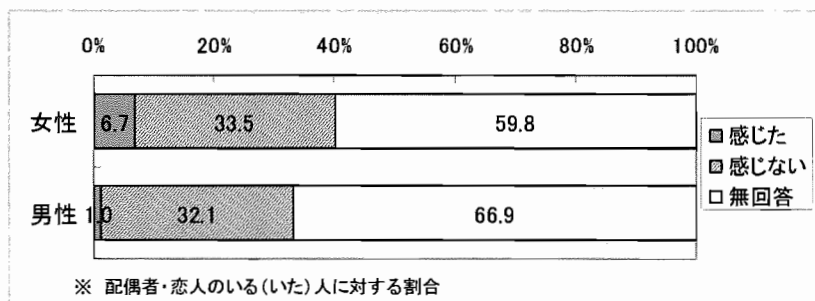
(配偶者や恋人がいる(いた)方に)  
配偶者や恋人関係にあった者から、次のような行為を受けたことがありますか。



- 身体的暴力  
骨折させる、突き飛ばす、足でける、ドアを蹴ったり、ものを投げつけておどす、平手で打つなど
- 性的暴力  
いやがっているのに性的行為を強要する、見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せるなど
- 精神的暴力  
長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、大声でどなるなど
- 経済的暴力  
生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない

9-2

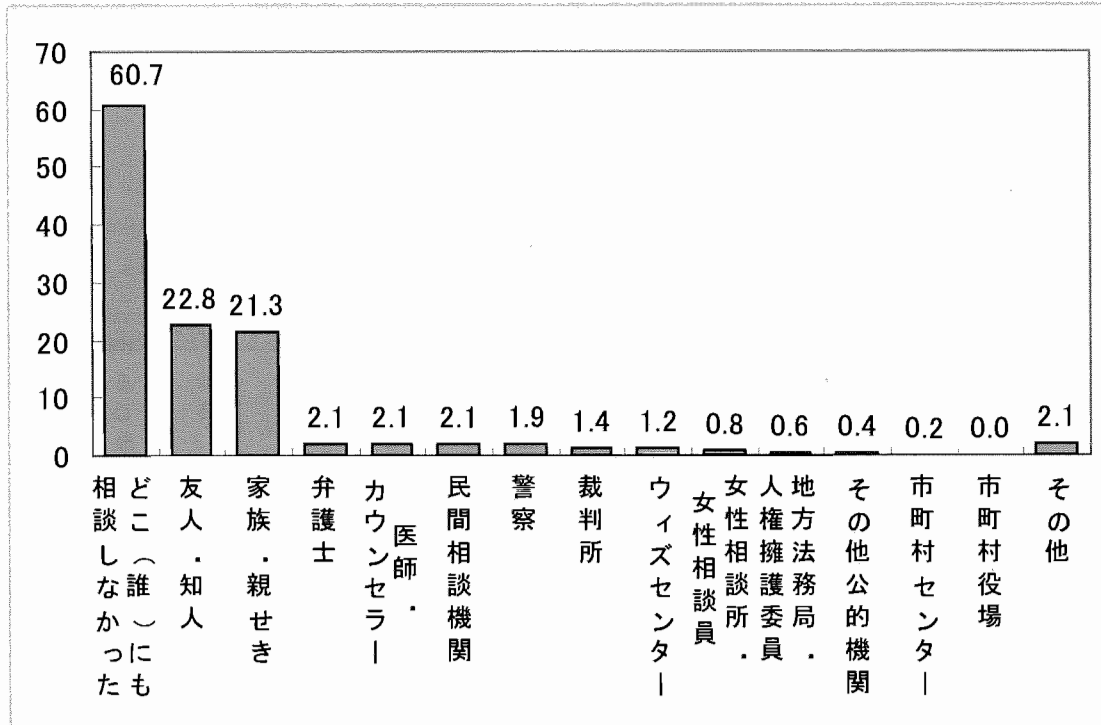
相手の行為で、命の危険を感じましたか。



10

人権について

配偶者や恋人関係にあった者から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

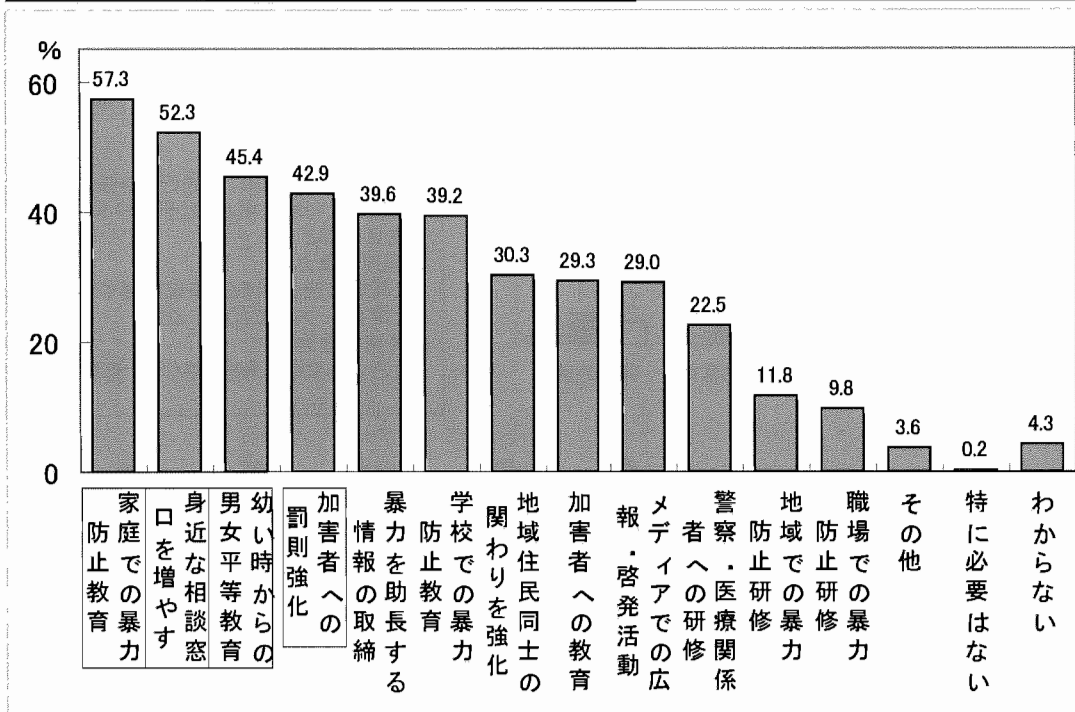


※複数回答

11

人権について

男女間における暴力(性犯罪、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメントなど)を防止するため、どのようなことが必要だと考えますか。



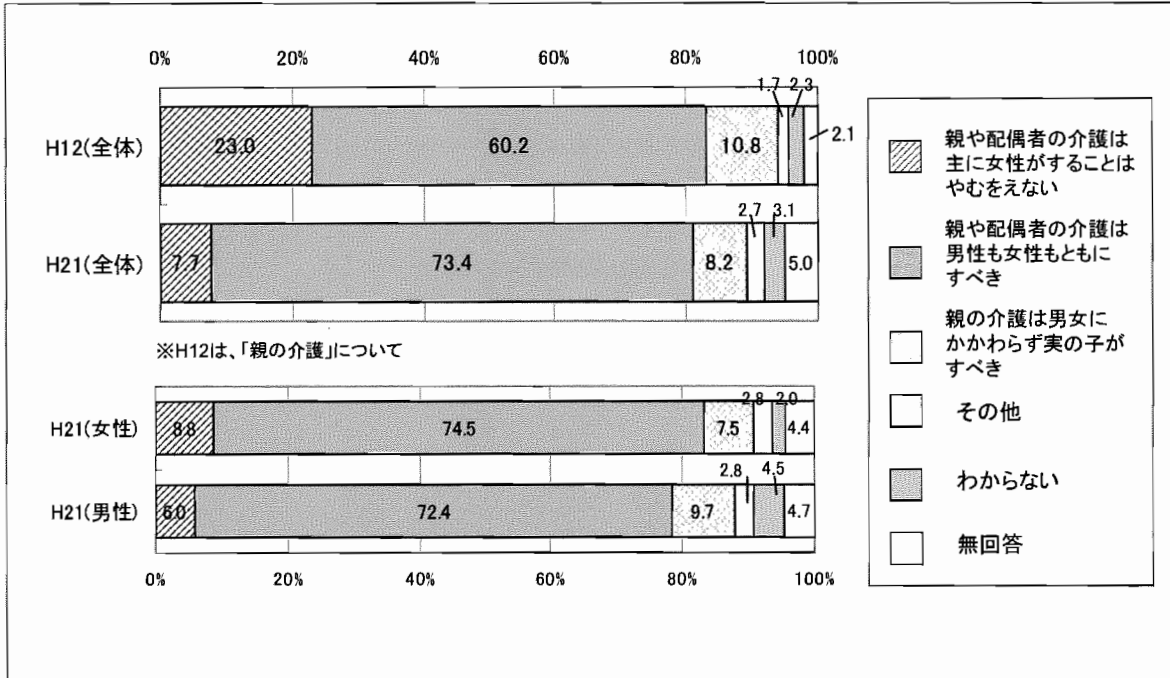
※複数回答



12

介護について

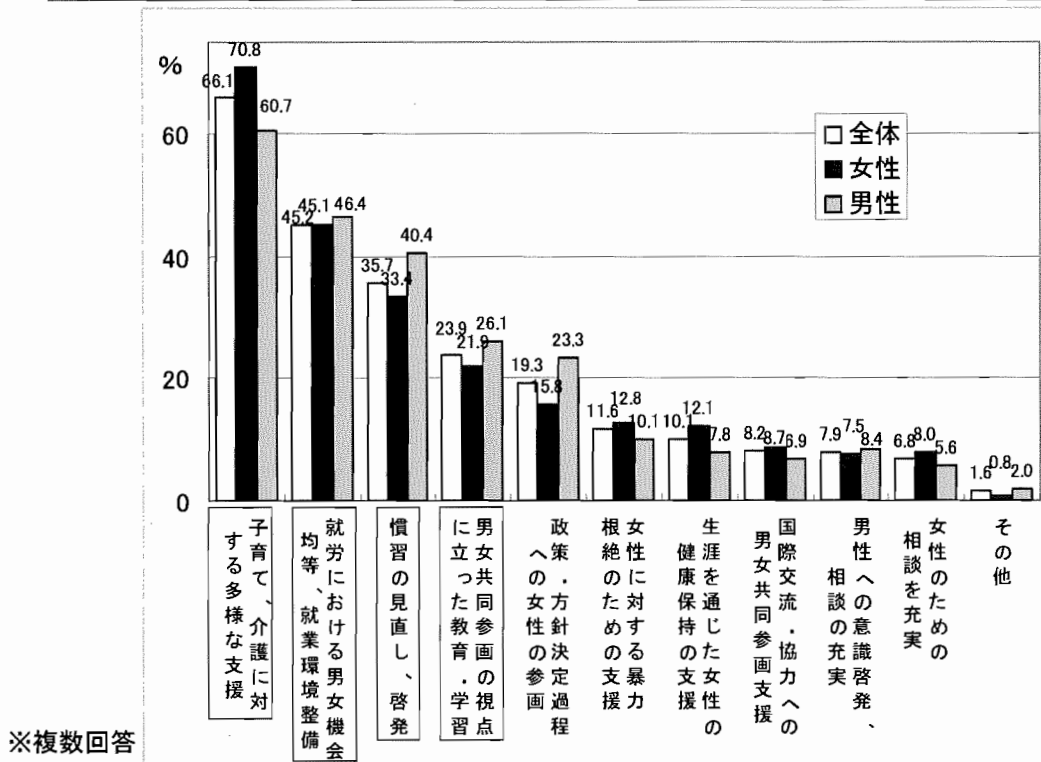
家族の介護を行うことについて、どのようにお考えですか。



13

男女共同参画の推進について

男女共同参画社会の実現のために、今後、県や市町村がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。







---

# 男女共同参画社会に関する県民意識調査

---

報 告 書

---

概 要 版

平成 22 年 3 月

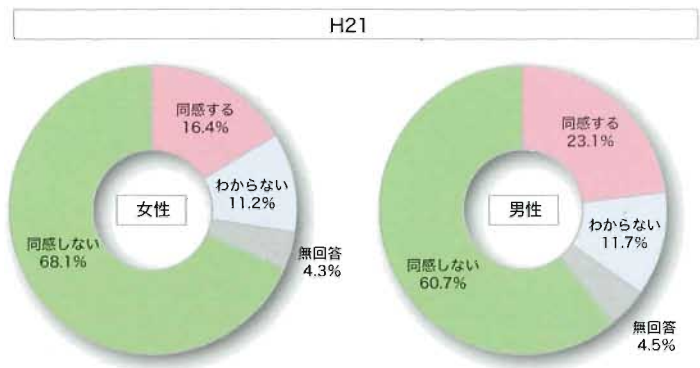
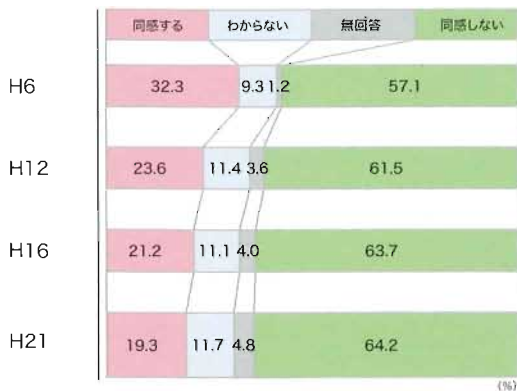
岡 山 県



# I 男女の役割分担意識や家庭観について

## 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識

「同感しない」人が全体の6割以上を占め、調査年ごとに増加



## 結婚・家庭・離婚・夫婦別姓等についての考え方

「夫も妻も家庭責任はともにもつべきである」という考えには9割以上が賛成



## 家庭での仕事の役割についての考え方

### 家庭での仕事の役割についての考え方

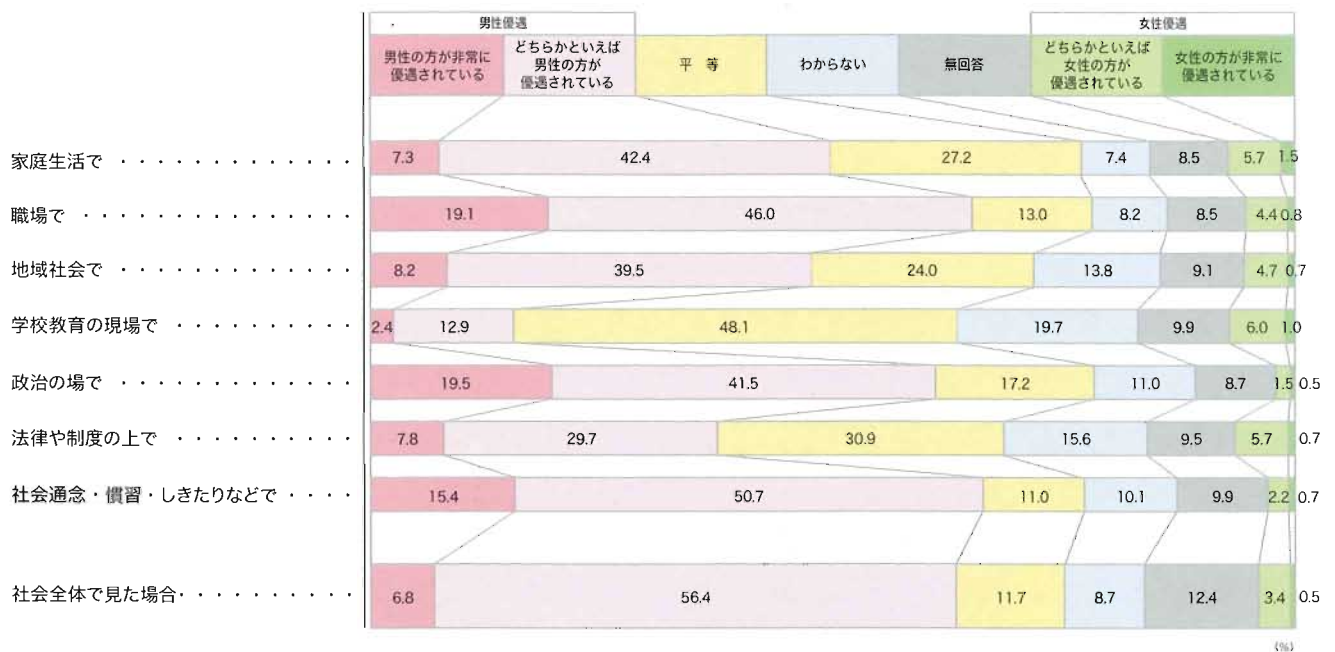
「日常の家事」、「育児」は妻の役割、「生活費を稼ぐ」は夫の役割との認識が多数を占める



## Ⅱ 男女の地位の平等などについて

### 各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

社会全体で見た場合、「男性優遇」が6割を超える

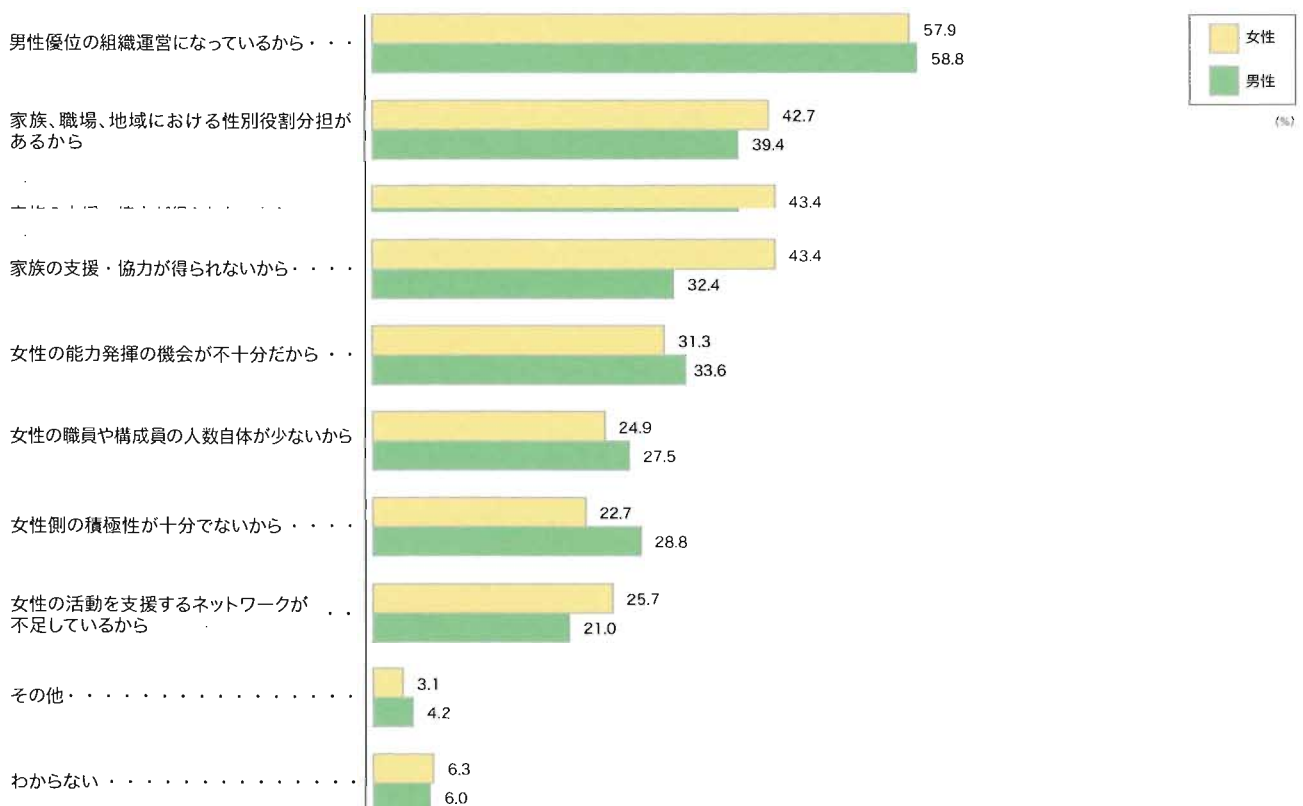


## Ⅲ 女性の参画について

### 政策・方針決定にかかわる役職に女性があまり進出していない理由

「男性優位の組織運営になっているから」が男女ともに多い

〈複数回答〉

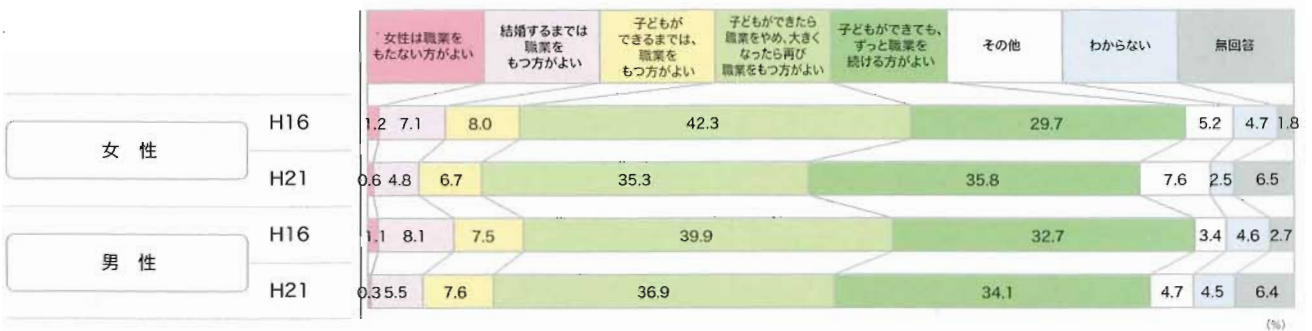




## IV 女性の就労について

### 女性が職業をもつことについての考え方

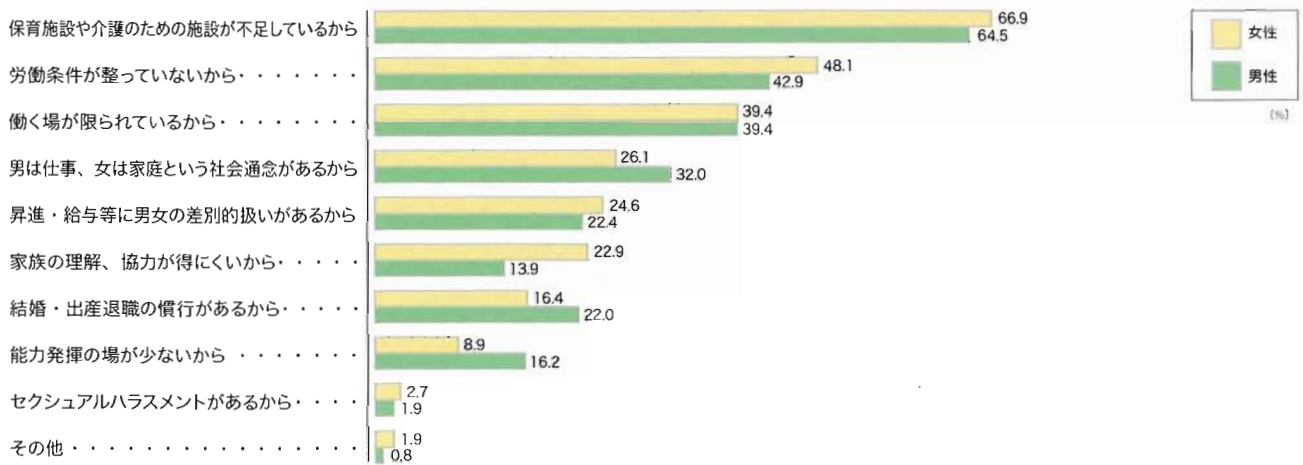
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が男女ともに H16 年調査に比べ増加



### 女性が働きにくい理由

「保育施設や介護のための施設が不足しているから」が 6 割を超える

対象：女性が働きやすい状況にあるとは思わない人（回答は 3 つまで）

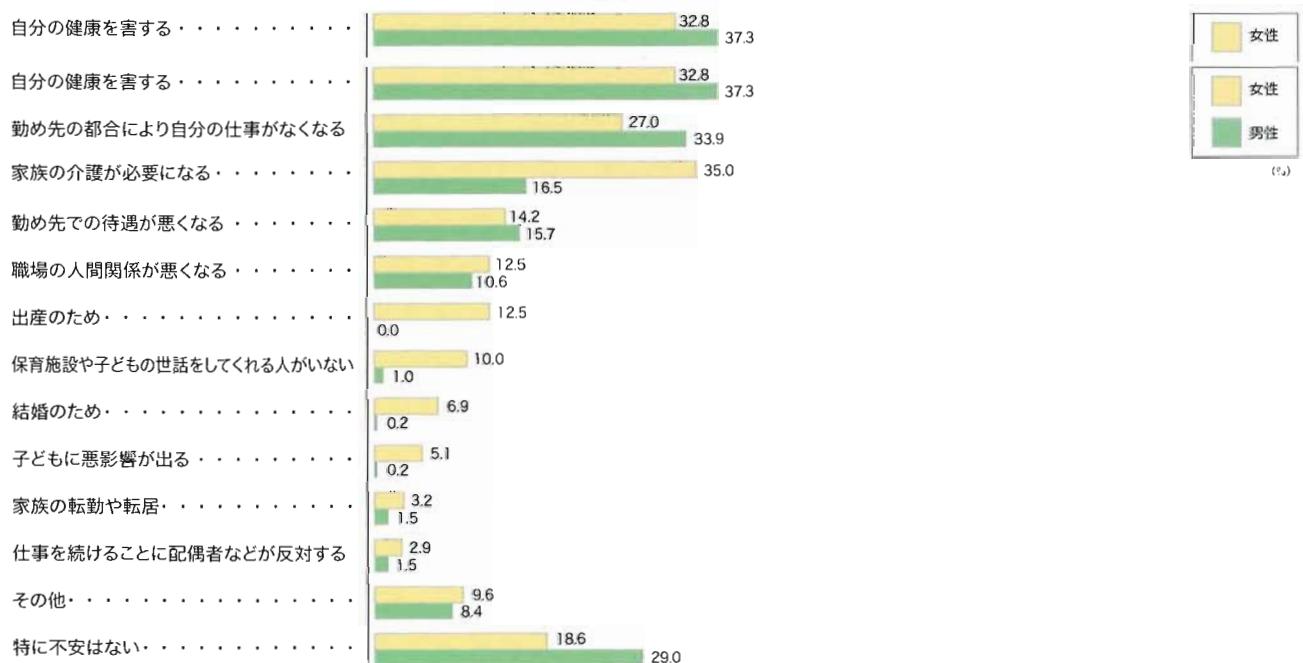


## V ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

### 仕事の継続に対する不安

女性は男性に比べて「家族の介護」、「出産」、「保育」等家族関係の要因が多い

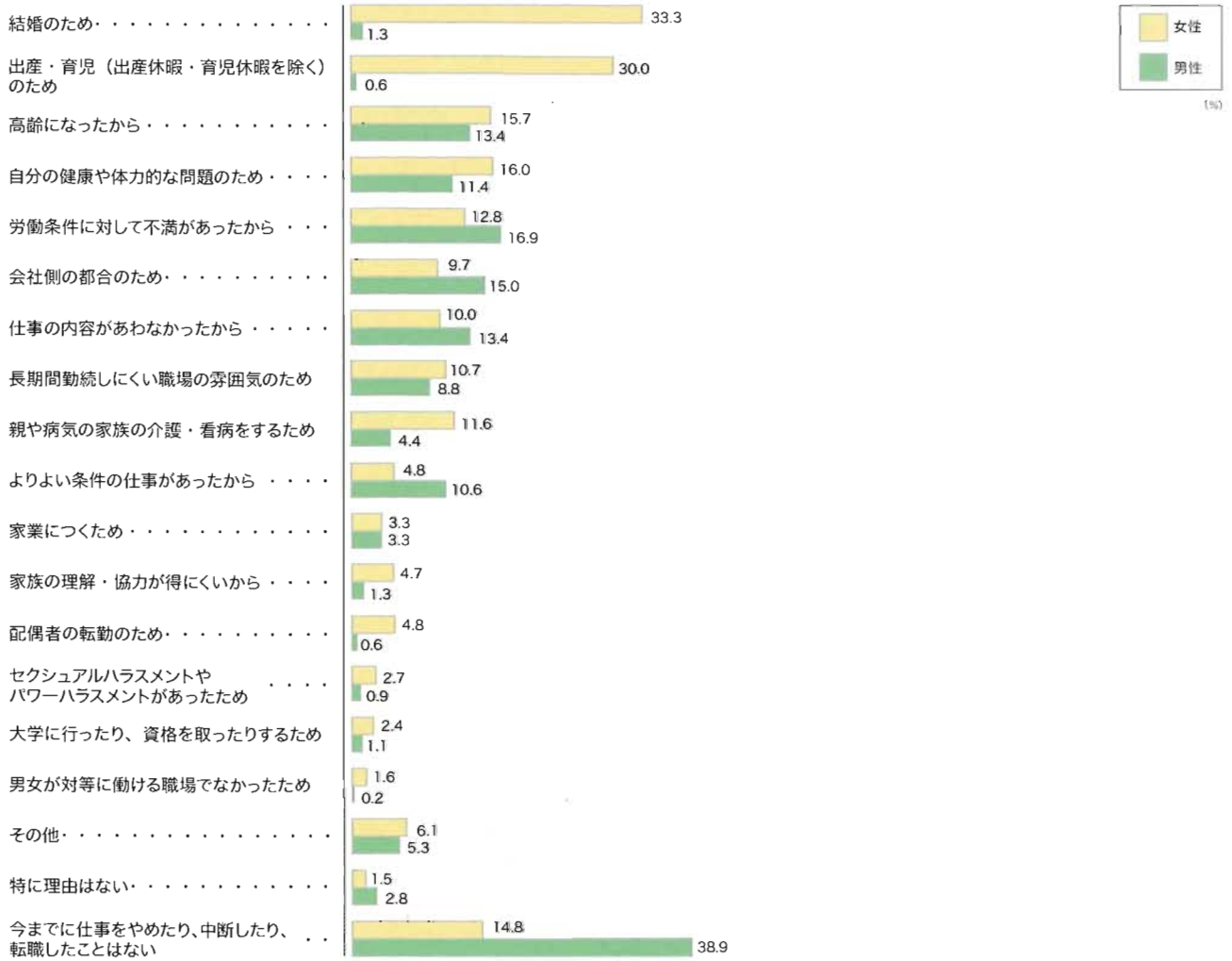
対象：現在職業をもっている人（複数回答）



## 仕事をやめたり、中断したり、転職した理由

「結婚」、「出産・育児」で男女に大きな差、「親や病気の家族の介護・看病」も女性で10%を越える

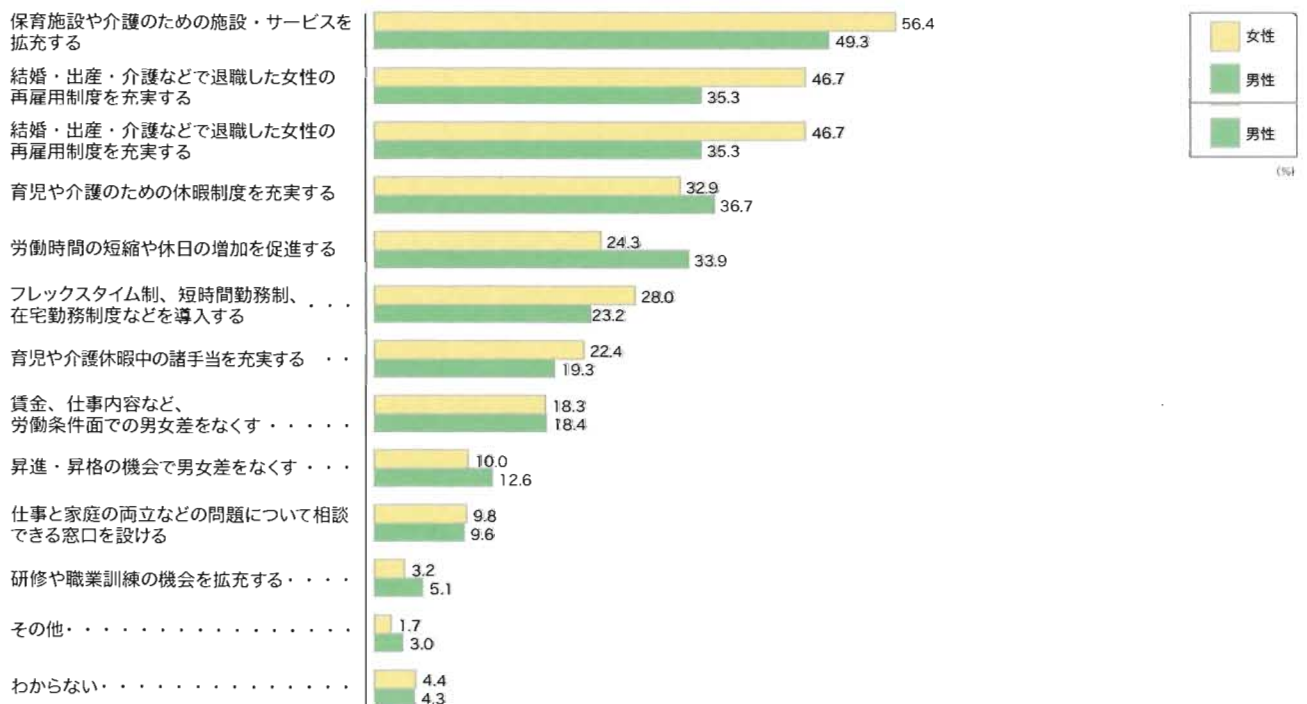
〈複数回答〉



## 男女がともに「仕事と生活の調和」を図るために必要なこと

「保育施設や介護施設・サービス」への期待が強い

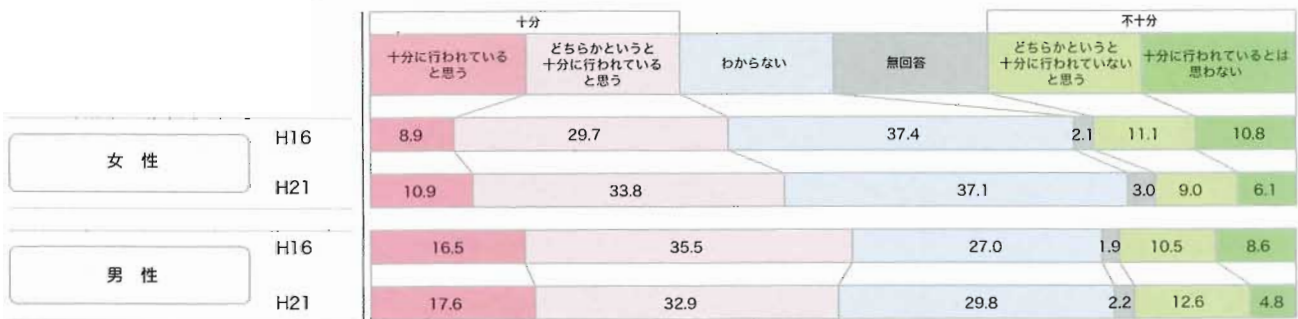
〈回答は3つまで〉



## VI 男女平等教育について

### 学校教育における男女平等教育の現状評価

H16年調査に比べ、男女間の評価の格差が縮小



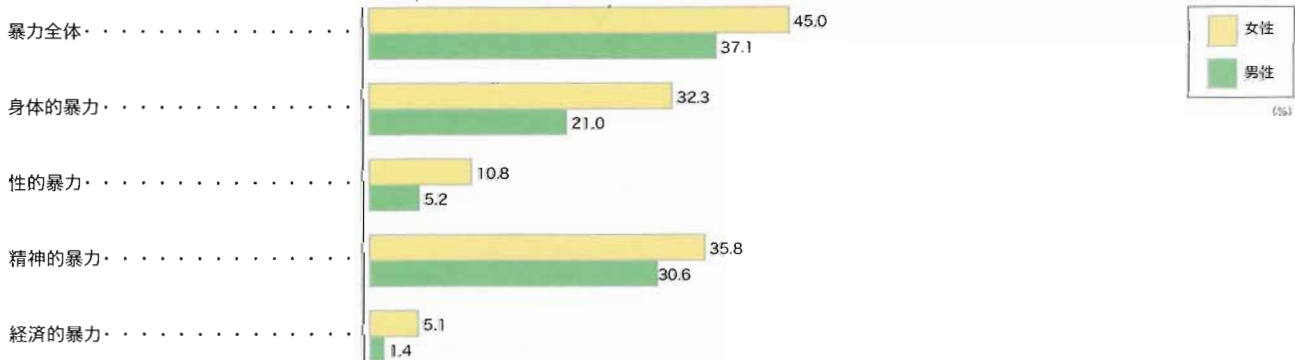
(76)

## VII 人権について

### 配偶者や恋人関係にあった者から受けたことのある行為

配偶者や恋人がいる（いた）女性の3人に1人は何らかの身体的暴力を受けたことがある

対象：配偶者・恋人がいる(いた)人



(75)

身体的暴力：骨折させる、突き飛ばす、足でける、ドアをけったり物を投げつけたりしておどす、平手で打つなど  
 性的暴力：いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる  
 精神的暴力：長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、大声でどなるなど  
 経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない

### 命の危険を感じたこと

配偶者や恋人がいる(いた)女性の15人に1人が配偶者等からの暴力によって命の危険を感じたことがある

対象：配偶者・恋人がいる(いた)人

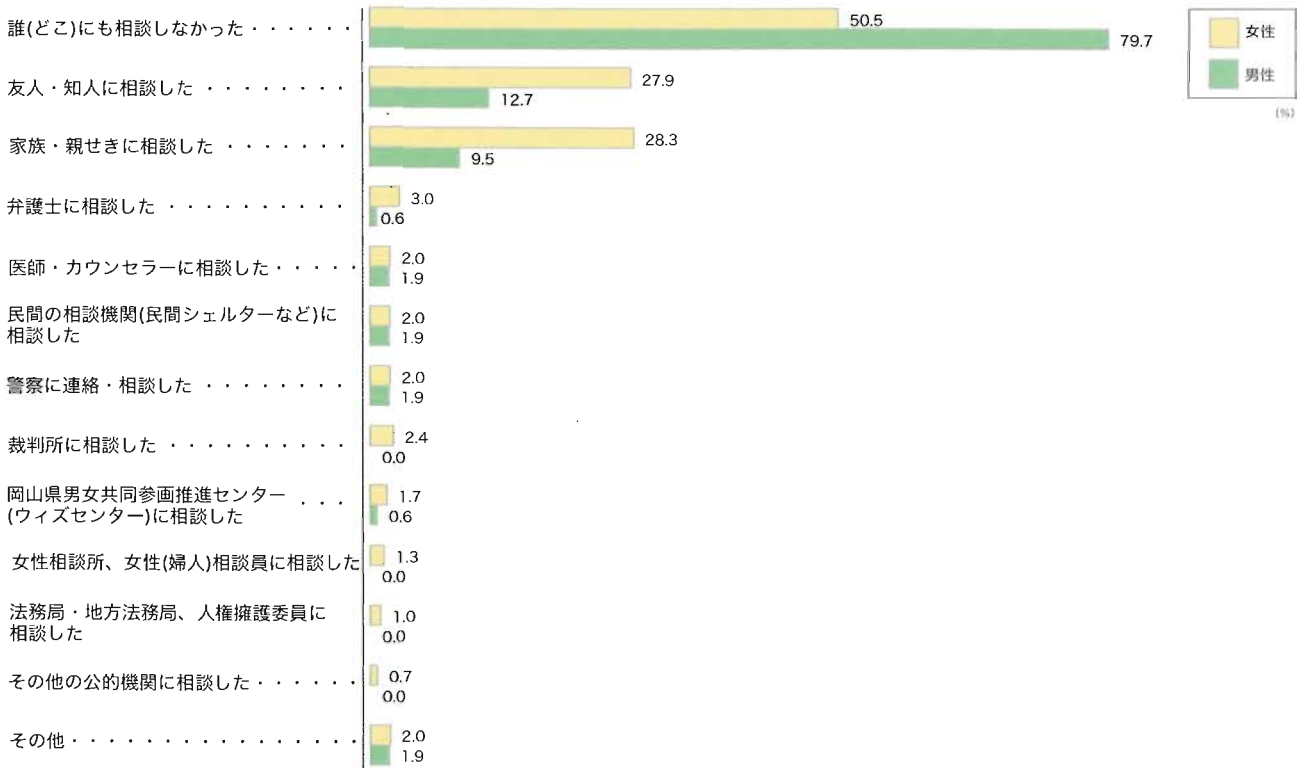


(76)



## 配偶者からの暴力についての相談先

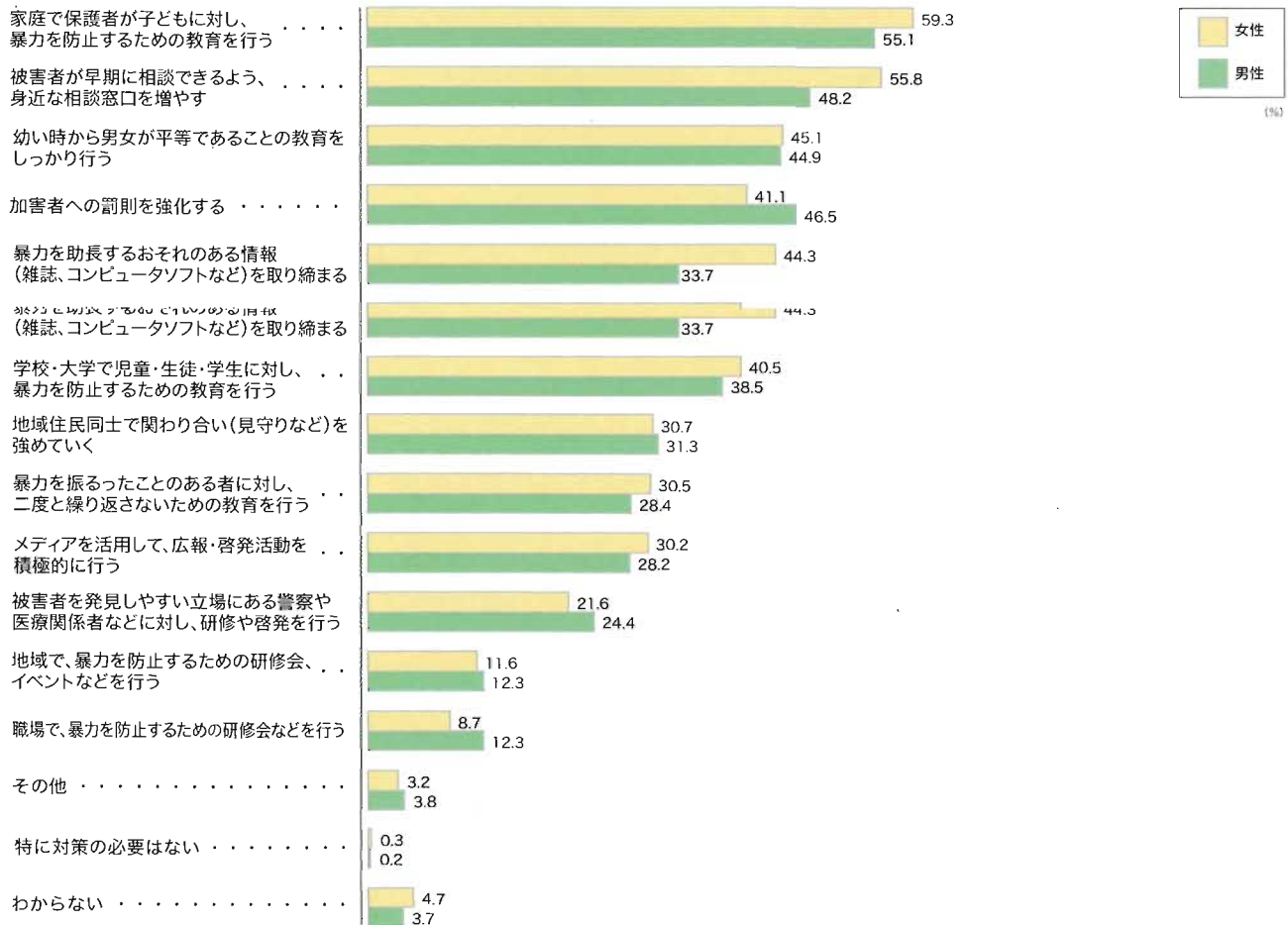
誰(どこ)にも相談していない人が男性では8割、女性は5割、相談先では「家族・親せき」、「友人・知人」が多い 対象:何らかの暴力を受けたことのある人(複数回答)



## 男女間の暴力を防止するために必要なこと

「家庭での暴力防止教育」が男女ともに半数を超える、「身近な相談窓口を増やす」も多い

(複数回答)



## VIII 介護について

### 家族の介護を行なうことについての考え

家族の介護は「男性も女性もともにすべき」が7割を超える



※H12は「親の介護」について尋ねた。

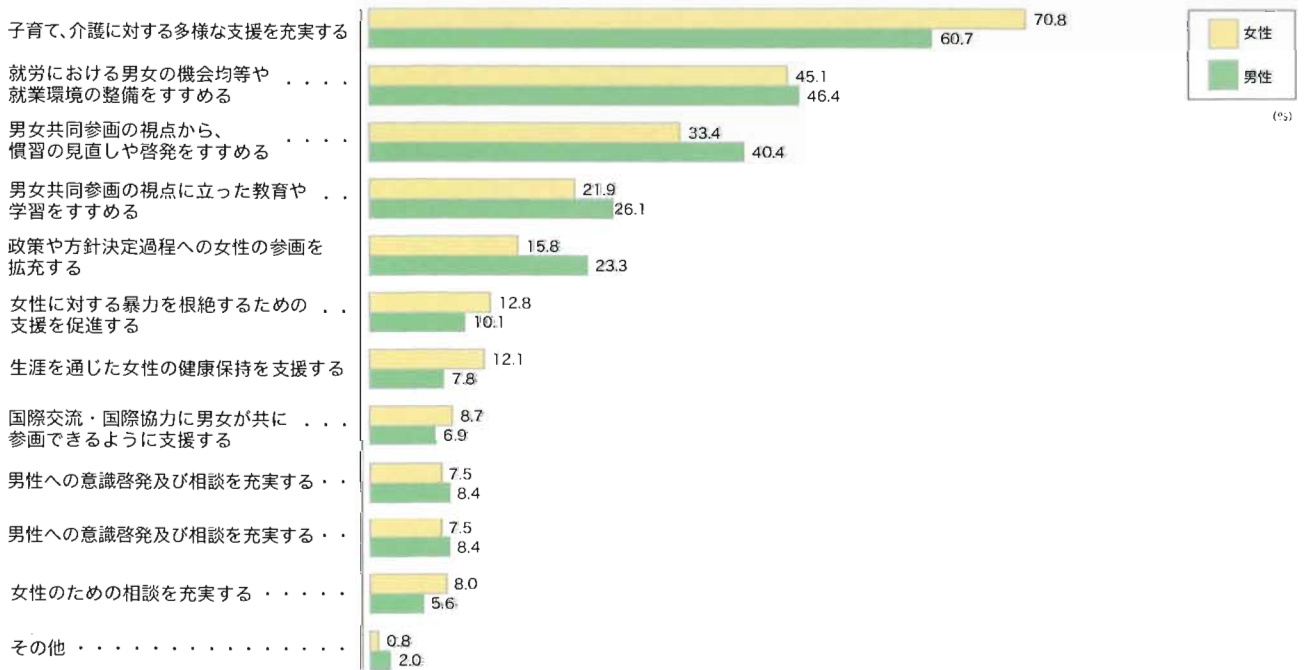
(%)

## IX 男女共同参画の推進について

### 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと

子育て、介護に対する支援充実を求める人が男女ともに6割を超える

〈回答は3つまで〉



#### 調査の概要

調査地域：岡山県全域  
 調査対象：岡山県内に居住する20歳以上の男女 3,012名  
 調査方法：郵送による配布、回収  
 調査期間：平成21年10月～11月  
 回収数：1,495件（回収率 49.6%）  
 有効回収数：1,490件（有効回収率 49.5%）  
 うち 女性：787件（52.8%）  
 男性：580件（38.9%）  
 無回答：123件（8.3%）

### 岡山県生活環境部男女共同参画課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
 TEL：086-226-0553 FAX：086-225-2949  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=26](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=26)

講演会

# 今こそワーク・ライフ・バランス ～子育ても介護も地域活動も～

岡山県では、『しっかり働き、豊かに暮らす』という『ワーク・ライフ・バランス』の考え方を知っていただくために、仕事にも家庭にも懸命に取り組んでこられた(株)東レ経営研究所の佐々木常夫氏をお迎えし、講演会を開催します。みなさまのご参加をお待ちしています。

申込締切 3/10(水)

講師

(株)東レ経営研究所 代表取締役社長

## 佐々木 常夫 氏

1944年秋田市生まれ。1969年東京大学経済学部卒業後、(株)東レ入社。

家庭においては自閉症の長男、そして肝臓病を患った妻がうつ病も併発。このような家庭環境の中でも仕事への情熱を捨てず、大阪、東京と6度の転勤をしながら破綻会社の再建やさまざまな事業改革に全力で取り組む。2001年、同期のトップで取締役就任。2003年(株)東レ経営研究所社長に。数々の企業や事業の再構築を成し遂げ、東レ3代の社長に仕えた経験から独特の経営観を持ち、現在経営者育成プログラムの講師などを実践している。一方、社外業務としては経団連理事、内閣府の審議会委員、大阪大学客員教授などの公職も歴任する。

歴任する。



日時 平成22年3月15日(月) 13:30～15:30

会場 ピュアリティまきび「孔雀」(岡山市北区下石井2-6-41)

参加費 無料

定員 200名(先着順) ※申込締切後、定員に満たない場合は引き続き申込を受け付けます。  
(事前申込の方が優先となりますが、申込なしの当日参加も受け付けます。)

申込方法 電話、FAX(裏面用紙)または岡山県庁男女共同参画課ホームページからお申し込みください。

岡山県トップページ > 組織で探す > 生活環境部 > 男女共同参画課

※手話通訳あり

※託児あり 要電話連絡 3月8日(月) 締切

QRコード



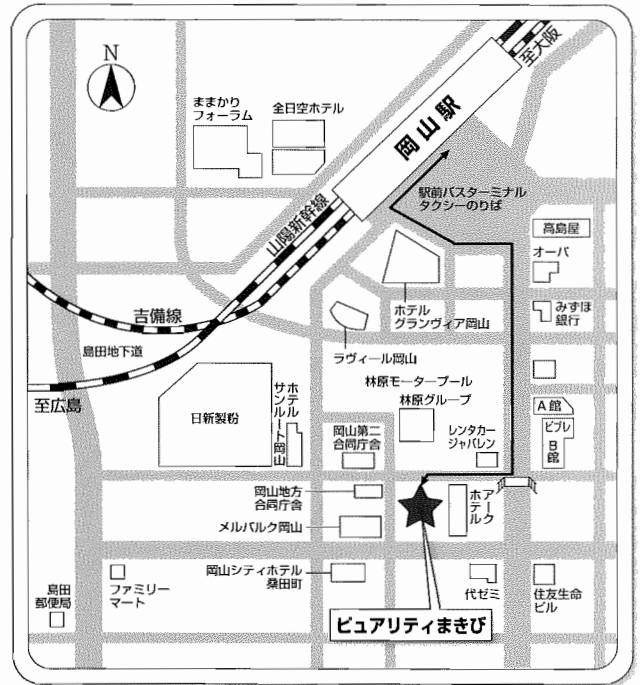
主催 岡山県

# 会場

## ピュアリティまきび「孔雀」

岡山市北区下石井2-6-41  
TEL 086-232-0511

- JR岡山駅より市役所通り徒歩7分
- できるだけ公共交通機関をご利用ください。



**FAX.086-225-2949**

## 平成21年度 岡山県「男女の仕事と生活のバランスフォーラム」

### 参加申込書

2010年 月 日

参加者氏名	複数申込の場合は、代表者氏名		託児希望
	ほか 名		有( )人 ・ 無
T E L	F A X		託児ご希望の方はFAXの上、3月8日までに電話連絡下さい。
住 所	〒		

勤めていらっしゃる方は以下もご記入ください。

会 社 名	
-------	--

※受講券は発行しません。満席等のため、お断りさせていただく場合にのみご連絡いたします。  
※上記にご記入いただいた情報は、本講演会を運営する目的にのみ使用させていただきます。

【申込先・問い合わせ先】

岡山県生活環境部男女共同参画課

TEL 086-226-0553 FAX 086-225-2949